

【表紙】

| | |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年6月4日 |
| 【会社名】 | テル - アプライド ホールディングス ビービー (TEL-Applied Holdings B.V.) (注)東京エレクトロン株式会社(以下「東京エレクトロン」といいます。)及びApplied Materials, Inc.(以下「アプライド マテリアルズ」といいます。)は、後記に定義する本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、当社の商号を変更する予定です。また、本経営統合の実行に先立ち、当社は、オランダ法下の非公開有限責任会社(<i>besloten vennootschap</i>)から、公開有限責任会社(<i>naamloze vennootschap</i>)に組織変更する予定です。 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役 東 哲郎 |
| 【本店の所在の場所】 | オランダ王国 6546 BB ナイメーヘン市 ケルケンボス 1015 ユニットC (Kerkenbos 1015, Unit C, 6546 BB, Nijmegen, The Netherlands) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 野田 昌毅 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03 - 5562 - 8500 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 本柳 祐介 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03 - 5562 - 8500 |
| 【届出の対象とした売出有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした売出金額】 | 1,090,085,528,763円 (注)東京エレクトロンを完全子会社、TELジャパン合同会社(以下「TELジャパン」といいます。)を完全親会社とし、その対価として当社の普通株式を東京エレクトロンの株主に割当交付する三角株式交換(以下「本株式交換」といいます。)に係る契約の締結日の前日である平成26年5月13日における東京エレクトロン株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)での終値6,083円に平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの自己株式を除く発行済株式総数179,201,961株を乗じた額を記載しています。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |
| (注1) | 本届出書において、別段明記されている場合を除き、「当社」とはテル - アプライド ホールディングス ビービー(TEL-Applied Holdings B.V.)を指します。 |
| (注2) | 別段の記載がある場合を除き、本届出書に記載の「ユーロ」とは通貨としてのユーロを指し、「ドル」及び「米ドル」とは通貨としての米ドルを指すものとします。本届出書に便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 139.13円及び1ドル = 101.47円の換算率(平成26年5月20日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値)により換算されています。 |
| (注3) | 本届出書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。 |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 売出数 | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|--------------------------|----------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 記名式額面(額面0.01ユーロ) 普通株式 | 582,406,373株 (注1) | 1,090,085,528,763 (注2) | TELジャパン合同会社 東京都港区赤坂五丁目3番1号 |

(注1) 本株式交換は、本経営統合契約(後記で定義します。)により定められた本経営統合の全ての前提条件が満たされた又は放棄された日の翌日から10営業日が経過する日までの間で、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが任意に定める日(東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが双方合意の上、別に定めた場合を除きます。)に効力を生じます(以下「本株式交換の効力発生日」といいます。)。かかる規定に従い、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは本株式交換の効力発生日を暫定的に平成26年9月24日としておりますが、本経営統合の前提条件の充足又は放棄の状況等に応じて、これを変更することがあります。本株式交換の効力発生日が変更される場合には、東京エレクトロンは、会社法の規定に従い、各変更前の本株式交換の効力発生日の前日までに、変更後の本株式交換の効力発生日を公告いたします。当社は、本株式交換の効力発生日前日において、本株式交換の対価となる当社普通株式をTELジャパンに交付するために、TELジャパンを唯一の引受人とする株式発行を行います。TELジャパンは、本株式交換により、TELジャパンが保有する当該当社普通株式の全てを本株式交換の効力発生日の直前に東京エレクトロン株式を保有するそれぞれの株主に、東京エレクトロンの普通株式1株に対して当社の普通株式3.25株の割合で割当て交付いたします。売出数は、平成26年3月31日の終了時点における東京エレクトロンの自己株式を除く発行済株式総数(179,201,961株)に基づいて算出しております。なお、実際に交付される当社普通株式数は変動することがあります。

(注2) 本株式交換に伴い東京エレクトロンの株主が受け取る対価の総額は本株式交換に係る契約の締結日の前日である平成26年5月13日における東京エレクトロンの東京証券取引所での終値6,083円に平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの自己株式を除く発行済株式総数179,201,961株を乗じた額を記載しています。

(注3) 当社は、割当て交付する当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第73号、第208条)により本株式交換の効力発生日より東京証券取引所第一部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限り(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

2【売出しの条件】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式である当社普通株式について、前記「第2 売出要項 - 1 売出有価証券 - (1) 売出株式」(注3)記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所第一部への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成(公開買付け)の目的等】

1. 組織再編成の目的及び理由

(1) 経営統合の背景及び目的

東京エレクトロンは、アプライド マテリアルズとの間で経営統合(以下「本経営統合」といいます。)について合意し、平成25年9月24日に経営統合契約(平成26年2月15日に締結された変更契約を含み、以下「本経営統合契約」といいます。)を締結いたしました。

両社は、半世紀以上に渡って、半導体やディスプレイの技術の進歩を支えてきました。今日では、パソコン、スマートフォン、タブレットなどのモバイル機器は飛躍的な進歩を遂げ、技術革新スピードや技術の複雑多様化及びコストに対する要求度はかつてない水準に達しています。

今後、業界が更なる発展と成長を継続し、更に高度で豊かな社会を作り上げていく為には直面する様々な技術的課題に対し、より優れたソリューションを迅速かつ低コストで提供することが必要となってきます。今回の経営統合の目的は、今後求められる課題に対して、両社が有する幅広い経験と知見を融合させることにより、デバイス性能や歩留まり及びコスト改善を実現する革新的ソリューションを提供することにあります。

これにより両社は半導体、ディスプレイ製造装置業界においてそれぞれが持つ多彩な人材や技術を融合し、トランジスタ、配線工程、先端パッケージ、ディスプレイなどの最先端分野において新たな技術革新を担うリーディング企業を目指していきたくと考えております。

(2) 本経営統合の要旨

両社は対等の立場で、本経営統合を行うことを基本理念としております。本経営統合契約に従い、(i)株式交換の対価を当社の普通株式とし、東京エレクトロンが、当社の日本子会社であるTELジャパンの直接の完全子会社、当社の間接の完全子会社となる三角株式交換(本株式交換)及び(ii)アプライド マテリアルズと当社の間接子会社(米国デラウェア州)との間の三角合併(以下「アプライド マテリアルズ三角合併」といいます。)が実施される結果、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズはいずれも当社の完全子会社となる予定です。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株主は、本経営統合の対価として、オランダに設立され、東京証券取引所第一部及びナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「Nasdaq株式市場」といいます。)での上場を予定している当社の普通株式を受け取ることとなります。

具体的には、両社は本経営統合契約に従い、以下の方法によって本経営統合を実施します。

東京エレクトロンによる当社及び東京エレクトロンと本株式交換を行う新設の合同会社(日本)であるTELジャパンの設立(なお、TELジャパンは、本株式交換に先立ち、当社の完全子会社となります。)

アプライド マテリアルズによる、アプライド マテリアルズとアプライド マテリアルズ三角合併を行うデラウェア州法準拠の会社(米国)(以下「三角合併当事会社(米国)」)の設立(なお、三角合併当事会社(米国)は、アプライド マテリアルズ三角合併に先立ち、当社の間接子会社となります。)

東京エレクトロンをTELジャパンの完全子会社とし、当社の普通株式を対価とする本株式交換(東京エレクトロンの普通株式1株に対し、当社の普通株式3.25株が交付されます。)

上記の効力発生を条件として、アプライド マテリアルズを当社の完全子会社となる存続会社、三角合併当事会社(米国)を消滅会社とし、当社の普通株式を対価とするアプライド マテリアルズ三角合併(アプライド マテリアルズの普通株式1株に対し、当社普通株式1株が交付されます。)

当社の普通株式の、東京証券取引所第一部及びNasdaq株式市場での上場

なお、東京エレクトロンは、本経営統合後のグループ内再編として、本株式交換と同日付で、東京エレクトロンを吸収合併存続会社、TELジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことも検討しております。当該合併が行われた場合、東京エレクトロンは当社の間接の完全子会社から当社の直接の完全子会社となります。

本届出書は、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズとの本経営統合の一環として行われる、前記の本株式交換に係る組織再編成に関するものであり、その目的は本経営統合の目的と同一です。

なお、当社は、本経営統合に伴う株式発行に係る米国証券法上のフォームS-4に基づく登録届出書(registration statement)(以下「フォームS-4」といいます。)を米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出しております。SECに提出した開示書類は、「Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system」(以下「EDGAR」といいます。)上で閲覧できます。開示書類の閲覧は、以下のSECのウェブサイトにて、「TEL-Applied Holdings B.V.」(当社の商号変更後は、変更後の当社の商号)をカンパニー・ネーム(Company Name)の欄に入力して検索することにより行うことができます。

<http://www.sec.gov/edgar/searchedgar/companysearch.html>

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

| | | | |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| (1)商号 | テル・アプライド ホールディングス ビービー (TEL-Applied Holdings B.V.)(注1) | | |
| (2)本店所在地 | オランダ王国 6546 BB ナイメーヘン市 ケルケンボス 1015 ユニットC (Kerkenbos 1015, Unit C, 6546 BB, Nijmegen, The Netherlands) | | |
| (3)代表者及び役員の就任予定(注2) | 取締役 | 東 哲郎 | 本届出書提出日時点の東京エレクトロン代表取締役会長兼社長、CEO |
| (4)事業内容 | 本経営統合の実行前は、本経営統合のために必要な準備業務及びそれに附帯する業務 本経営統合の実行後は、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズの株式保有、経営管理及びそれに附帯する業務 | | |
| (5)資本金の額 | 1ユーロ(139.13円)(注3) | | |
| (6)事業年度の末日 | 12月31日(注1) | | |
| (7)大株主及び持株比率 | 東京エレクトロン 100% | | |
| (8)東京エレクトロンと当社との関係 | 資本関係 | 当社は東京エレクトロンの完全子会社として設立されましたが、本経営統合後においては、当社は、本株式交換後の東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズ三角合併後のアプライド マテリアルズの完全親会社となる予定です。 | |
| | 人的関係 | 東京エレクトロン代表取締役の東哲郎が、当社の当初の取締役に就任しております。 なお、本経営統合完了直後における当社の主要な取締役その他役員の体制については、(注2)をご参照ください。 | |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 | |

(注1) 商号及び事業年度の末日は、本届出書提出日時点のものです。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、当社の商号を変更する予定であり、また、当社の事業年度の末日を決定する予定です。また、本経営統合の実行に先立ち、当社は、オランダ法下の非公開有限責任会社(*besloten vennootschap*)から、公開有限責任会社(*naamloze vennootschap*)に組織変更する予定です。

(注2) 本経営統合完了直後における当社の取締役会は、当初11名の取締役から構成される予定です。以下の者が本経営統合完了直後において当社の取締役となる予定です。

| 氏 名 | 役 職 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 東 哲郎 (本届出書提出日時点の東京エレクトロン 代表取締役会長兼社長、CEO) | 会 長 |
| マイク・R. スプリンター(Michael R. Splinter) (本届出書提出日時点のアプライド マテリアルズ執行役会長) | 副会長 |
| 常石 哲男 (本届出書提出日時点の東京エレクトロン取締役副会長) | 副会長 |
| ゲイリー・E. ディッカーソン(Gary E. Dickerson) (本届出書提出日時点のアプライド マテリアルズ社長兼CEO) | 取締役 |
| 東 哲郎氏及び常石 哲男氏以外に、東京エレクトロンがNasdaq 株式市場及びSECの規則において「独立取締役」に該当する者 として指名する3名 | 取締役 |
| ゲイリー・E. ディッカーソン氏及びマイク・R. スプリンター 氏以外に、アプライド マテリアルズがNasdaq株式市場及びSEC の規則において「独立取締役」に該当する者として指名する3 名 | 取締役 |
| 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズがNasdaq株式 市場及びSECの規則において「独立取締役」に該当する者とし て指名する1名 | 取締役 |

上記に加え、本経営統合の完了直後に、ゲイリー・E. ディッカーソン(Gary E. Dickerson)(本届出書提出日時点のアプライド マテリアルズ社長兼CEO)が当社のCEOに、ボブ・J. ハリディ(Robert J. Halliday)(本届出書提出日時点のアプライド マテリアルズ最高財務責任者(CFO))が、当社のCFOに就任する予定です。

- (注3) 資本金の額は、本届出書提出日時点のものです。当社は、本株式交換に先立ち、TELジャパンに対して、本株式交換の対価となる当社の普通株式の発行等を予定しており、資本金の額は変動する予定です。また、本株式交換の効力発生を条件として、アプライド マテリアルズを存続会社、三角合併当事会社(米国)を消滅会社とし、当社の普通株式を対価とするアプライド マテリアルズ三角合併により、アプライド マテリアルズの普通株式1株に対し、当社普通株式1株を交付いたします。これに伴い、資本金の額は変動する予定です。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(ア) 資本関係

本届出書提出日時点においては、当社は東京エレクトロンの完全子会社です。本経営統合の完了時においては、TELジャパンは当社の直接の完全子会社となり、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは当社の間接の完全子会社となる予定です。

(イ) 役員の兼任関係

東京エレクトロン代表取締役の東哲郎が、当社の当初の取締役に就任しております。

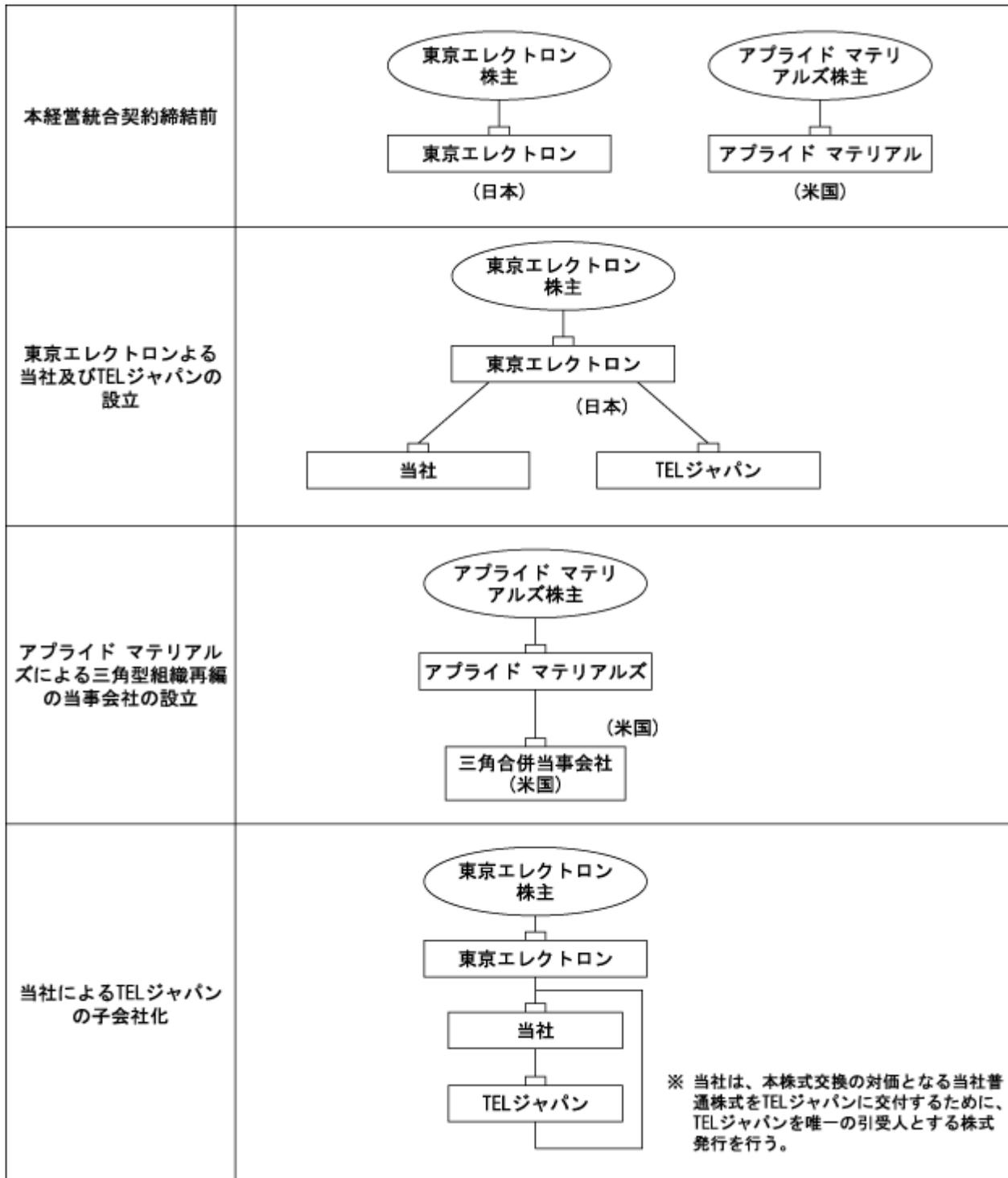
なお、本経営統合完了直後における当社の主要な役員体制については、前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要 (注2)」をご参照下さい。

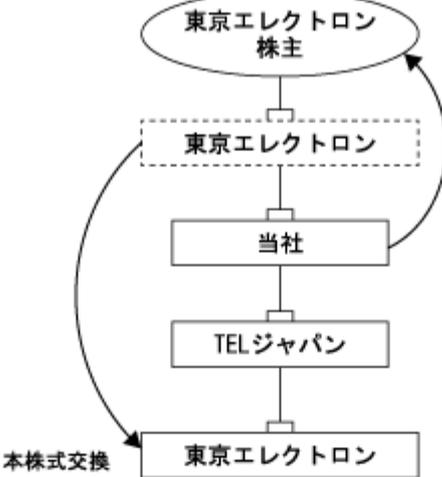
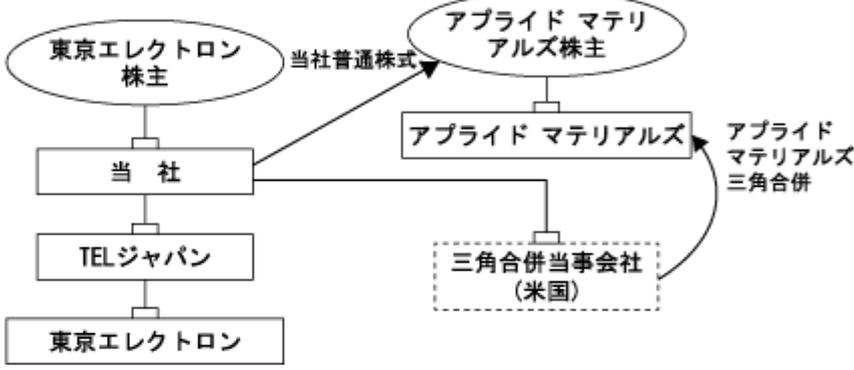
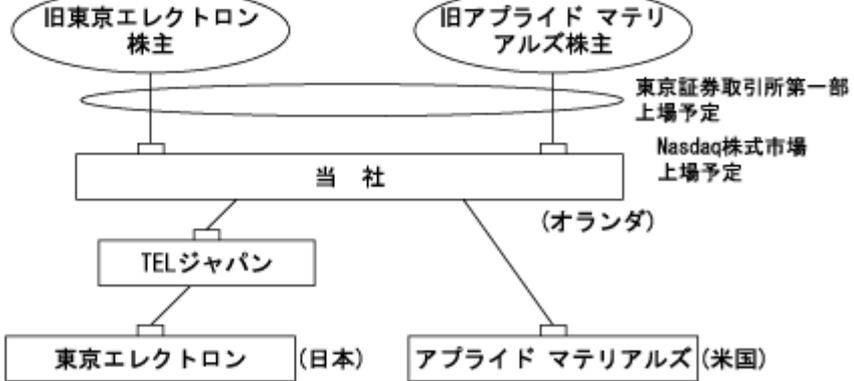
(ウ) 取引関係

該当事項はありません。

なお、本株式交換後及び本経営統合後の企業集団の概要は以下の通りです。

本経営統合のスキーム図



| | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本株式交換</p> |  <p>東京エレクトロン株主</p> <p>東京エレクトロン 当社普通株式</p> <p>当社</p> <p>TELジャパン</p> <p>東京エレクトロン</p> <p>本株式交換</p> <p>※ 東京エレクトロンがTELジャパンの完全子会社となる。 ※ 本株式交換により、東京エレクトロン株主は、東京エレクトロン株式に代えて当社の普通株式を保有する。</p> |
| <p>アプライド マテリアルズ三角合併</p> |  <p>東京エレクトロン株主</p> <p>当社普通株式</p> <p>当社</p> <p>TELジャパン</p> <p>東京エレクトロン</p> <p>アプライド マテリアルズ株主</p> <p>アプライド マテリアルズ</p> <p>アプライド マテリアルズ三角合併</p> <p>三角合併当事会社 (米国)</p> <p>※ アプライド マテリアルズ三角合併に先立ち、三角合併当事会社(米国)が当社の(間接)完全子会社となる。 ※ アプライド マテリアルズが存続会社、三角合併当事会社(米国)が消滅会社となる。 ※ この結果、アプライド マテリアルズ株主は、アプライド マテリアルズ株式に代えて当社の普通株式を保有する。</p> |
| <p>本経営統合後</p> |  <p>旧東京エレクトロン株主</p> <p>旧アプライド マテリアルズ株主</p> <p>東京証券取引所第一部 上場予定</p> <p>Nasdaq株式市場 上場予定</p> <p>当社 (オランダ)</p> <p>TELジャパン</p> <p>東京エレクトロン (日本)</p> <p>アプライド マテリアルズ (米国)</p> <p>※ 本株式交換の実行と同日付で、東京エレクトロンを吸収合併存続会社、TELジャパンを吸収合併消滅会社とする合併が実施された場合は、東京エレクトロンは当社の直接子会社となる。</p> <p>※ 当社とアプライド マテリアルズの間には中間持株会社が介在することが想定されている。</p> |

本株式交換における東京エレクトロン普通株式の日本株主の課税上の取扱い

東京エレクトロンの普通株式(以下「東京エレクトロン普通株式」といいます。)の日本株主(日本居住者である個人株主及び日本法人株主)については、原則として本株式交換においてその保有する東京エレクトロン普通株式に対して当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)の交付を受ける際に、日本の税務上、課税は生じません。但し、後述する、当社普通株式の端株の代わりに交付を受ける金銭(以下「端数調整金」といいます。)に係るものは除きます。本株式交換において、日本株主が東京エレクトロン普通株式に対して交付を受ける当社普通株式の税務上の取得価額(交付したとみなされ、端数調整金の支払の対象となった当社普通株式の端株を含みます。)は、本株式交換直前の東京エレクトロン普通株式の取得価額又は帳簿価額となります。

本株式交換において、端数調整金の交付を受ける日本株主については、交付を受ける金銭と当社普通株式の端株の取得価額又は帳簿価額との差額が譲渡損益として認識されます。

本株式交換に反対する東京エレクトロン普通株式の日本株主が株式買取請求権を行使し、東京エレクトロンが当該日本株主から東京エレクトロン普通株式の買取りを行った場合、当該日本株主は、(1)買取りの対価として交付を受ける金銭の額と(2)本株式交換直前の東京エレクトロンの資本金等の額のうち当該買取られる株式に対応する金額との差額について、みなし配当課税の対象となります。さらに、(1)買取りの対価として交付を受ける金銭の額からみなし配当の額を控除した金額と(2)買取られる東京エレクトロン普通株式の取得価額又は帳簿価額との差額が譲渡損益として認識されます。みなし配当は、日本の所得税等の源泉徴収の対象となります。

2【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

(1) 組織再編成当事会社の概要

| | | |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)商号 | TELジャパン合同会社(注1) | |
| (2)本店所在地 | 東京都港区赤坂五丁目3番1号 | |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表社員 東京エレクトロン 職務執行者 東 哲郎 職務執行者 北山 博文 | |
| (4)事業内容 | 1. エレクトロニクス製品及びその部品、原材料、付属品の製造、購入、販売 2. 理化学機器及びその部品、原材料、付属品の製造、購入、販売 3. エレクトロニクス製品、理化学機器及びそれらの部品、原材料、付属品に関する研究、開発、コンサルティング 4. 特許権、その他工業所有権の取得、譲渡及びその仲介 5. 前各号に関連する一切の事業 | |
| (5)資本金の額 | 1,000,000円 | |
| (6)純資産 | 1,000,000円 | |
| (7)総資産 | 1,000,000円 | |
| (8)事業年度の末日 | 12月31日(注1) | |
| (9)出資者及び持分比率 | 東京エレクトロン 100% | |
| (10)東京エレクトロンと組織再編成当事会社との関係 | 資本関係 | 本届出書提出日時点において、TELジャパンは、東京エレクトロンの完全子会社ですが、本株式交換に先立ち、TELジャパンの持分の全てが東京エレクトロンから当社に譲渡され、当社の完全子会社となる予定です。 |
| | 人的関係 | 東京エレクトロン代表取締役の東哲郎及び北山博文が、TELジャパンの代表社員である東京エレクトロンの職務執行者に就任しております。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| (11)最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 | TELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。 | |

(注1) 商号及び事業年度の末日は、本届出書提出日時点のものです。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、TELジャパンの商号を変更する予定であり、また、TELジャパンの事業年度の末日を決定する予定です。

(2) 提出会社との関係

資本関係

本届出書提出日時点において、TELジャパンは、当社の直接の完全親会社である東京エレクトロンの完全子会社ですが、本株式交換に先立ち、TELジャパンの持分の全てが東京エレクトロンから当社に譲渡され、当社の完全子会社となる予定です。

役員の兼任関係

当社の当初の取締役である東哲郎が、TELジャパンの職務執行者に就任しております。

取引関係

該当事項はありません。

3【組織再編成(公開買付け)に係る契約】

1．組織再編成に係る契約の内容の概要

東京エレクトロンは、アプライド マテリアルズとの間で本経営統合について合意し、本経営統合契約を締結いたしました。本経営統合は、両社対等の立場で行われるものです。本経営統合契約の条件に従い、本経営統合の完了時に東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズはそれぞれ当社の完全子会社となり、東京エレクトロンの株主には同社の普通株式1株に対し当社の普通株式3.25株を、アプライド マテリアルズの株主には同社の普通株式1株に対し当社の普通株式1株を交付し、さらに、本経営統合後に両社の株主が保有することとなる当社の普通株式について東京証券取引所第一部及びNasdaq株式市場に新規に上場申請を行うことからなるものです。このうち、及び を実現するための方法として、両社間で、東京エレクトロン側の手続として、本株式交換(詳細は前記「第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 - 1. 組織再編成の目的及び理由 - (2)本経営統合の要旨」をご参照下さい。)を行うことに合意しました。東京エレクトロンとTELジャパンは、平成26年9月24日を効力発生日とし、平成26年5月14日付で本株式交換を内容とする株式交換契約書(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、前記の通り、本株式交換の効力発生日は、本経営統合の前提条件の充足又は放棄の状況等に応じて、これを変更することがあります(注)。本株式交換の効力発生日が変更される場合には、東京エレクトロンは、会社法の規定に従い、各変更前の本株式交換の効力発生日の前日までに、変更後の本株式交換の効力発生日を公告いたします。

(注) 具体的には、現在本株式交換契約に規定されている効力発生日(平成26年9月24日)においては本経営統合の前提条件が充足又は放棄されないことが判明した場合、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、平成26年9月24日以降の日であって、当該日より前に本経営統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされていると予想される日に効力発生日を延期し、かかる前提条件が充足又は放棄される時期が確定次第、効力発生日を再度調整の上、最終的に確定することを予定しております。なお、東京証券取引所における東京エレクトロン株式の上場廃止手続及び当社の新規上場手続その他の必要な諸手続を助案し、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、別途合意する場合を除き、本経営統合契約に従い、本株式交換の効力発生日を、原則として、本経営統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日目に設定する予定ですが、効力発生日が確定次第、速やかに開示いたします。

2．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下の通りです。

株式交換契約書

TELジャパン合同会社(東京都港区赤坂五丁目3番1号。以下「TELジャパン」という。)及び東京エレクトロン株式会社(東京都港区赤坂五丁目3番1号。以下「TEL」という。)は、平成26年5月14日(以下「本締結日」という。)付けで、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、本株式交換(第1条で定義される。)の効力発生の直前時までに、TELジャパンは、オランダ法準拠の非公開有限責任会社(*besloten vennootschap*)として設立され、本株式交換に先立ち公開有限責任会社(*naamloze vennootschap*)に組織変更することとなるTEL-Applied Holdings B.V. (Kerkenbos 1015, Unit C, 6546 BB, Nijmegen, The Netherlands。以下「本統合持株会社」という。)の直接の完全子会社となる予定である。

第1条（本株式交換）

TELジャパン及びTELは、TELジャパンを株式交換完全親会社、TELを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。本株式交換の結果、TELジャパンは、第2条に定める方法により、1株あたりの額面価格が0.01ユーロである本統合持株会社の普通株式(以下「本統合持株会社普通株式」という。)を対価として、TELの発行済株式の全部(TELジャパンが保有するTELの株式を除く。)を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. TELジャパンは、本株式交換に際して、本株式交換によりTELジャパンがTELの発行済株式の全部(TELジャパンが保有するTELの株式を除く。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるTELの株主(TELジャパンを除く。)に対し、その保有するTELの普通株式(以下「TEL株式」という。)の合計数に3.25(以下「本交換比率」という。)を乗じて得た数の本統合持株会社普通株式を交付する。
2. TELジャパンは、本株式交換に際して、基準時におけるTELの各株主(TELジャパンを除く。)に対し、当該株主が基準時において保有するTEL株式の数に本交換比率を乗じて得た数の本統合持株会社普通株式を割り当てる。
3. 前2項の規定にかかわらず、本株式交換に際して、1株に満たない端数となる本統合持株会社普通株式は交付されない。TELの株主のうち、前項に従って計算した場合、効力発生日(第3条で定義される。)において1株に満たない端数となる本統合持株会社普通株式を受け取る(かかる計算は当該株主に交付されるべき全ての端数を合計した後に行うものとする。)べき株主は、当該端数に代えて、()前項に従い当該株主が受け取るべき1株に満たない端数に、() (A)効力発生日より前の株式会社東京証券取引所におけるTEL普通株式の上場廃止日に先立つ5連続取引日(上場廃止日当日は含まない。)のTEL普通株式の売買高加重平均価格を(B)本交換比率で割って得られた数を乗じて得られる額の金銭(1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。)を受け取るものとする。

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力は、平成26年9月24日(以下「効力発生日」という。)の0時01分又は効力発生日において第6条に定める条件のいずれもが満たされたか若しくは放棄された時点のいずれか遅い方に発生する。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、TELジャパン及びTELが協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（自己株式の消却）

TELは、関連法令に従い、効力発生日に先立つTELの取締役会決議に基づき、基準時において保有する自己株式の全部(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求権の行使により取得された自己株式を含む。)を消却するものとする。

第5条（本契約の変更及び本契約の解除）

本締結日以降効力発生日までの間、本契約は、双方当事者が協議の上、当事者の書面による合意によってのみ変更又は解除される。

第6条（本株式交換の効力）

本株式交換は、()本株式交換に関するTELの株主総会の承認及び関連法令により必要とされる関係官庁の承認を得られていること、()TELジャパンが本統合持株会社の直接の完全子会社となっていること、及び()TELジャパンが、本契約に従い、本株式交換の効力を発生させるために必要な本統合持株会社普通株式を交付することができることという条件のいずれも満たされ又は放棄された場合に、その効力を生じるものとする。

第7条 (TELジャパンによる本統合持株会社普通株式の取得)

TELジャパンは、本株式交換の効力発生時に先立ち、TELジャパンが本株式交換に際して第2条に従い交付すべき本統合持株会社普通株式の総数に足る本統合持株会社普通株式を、何ら担保その他制約のない状態で取得するものとする。

第8条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従い、TELジャパン及びTELが協議し合意の上、これを決定する。

第9条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

本契約の成立を証するため、本契約書の正本2通を作成し、TELジャパン及びTELが記名押印の上、各1通を保有する。

TELジャパン

東京都港区赤坂五丁目3番1号

TELジャパン合同会社

代表社員 東京エレクトロン株式会社

職務執行者 東 哲郎

TEL

東京都港区赤坂五丁目3番1号

東京エレクトロン株式会社

代表取締役会長兼社長 東 哲郎

3. 本経営統合契約の内容(要約)

ご参考として、以下の契約概要(以下「本概要」といいます。)は、本経営統合契約の重要な規定のみについて説明するものです。本経営統合契約の当事者の法的権利及び義務は、本経営統合契約の文言により規定されるものであり、本概要により規定されるものではありません。

本概要は、本経営統合契約中においてなされている表明、保証及び誓約の説明を含みます。それら表明、保証及び誓約は、本経営統合契約の目的のために、特定日現在の本経営統合契約の当事者との関係でのみなされたものであり、一定の重要な制限と条件に服します。特に、(1)表明保証の内容は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのそれぞれが本経営統合契約の締結に関して他方当事者に提出した守秘文書たる開示事項別表(Disclosure Schedule)に含まれる情報及び例外事由並びにアプライド マテリアルズによる米国証券取引委員会(本概要において、以下「SEC」といいます。)への提出物及び東京エレクトロンによる金融庁への提出物の一部に含まれる情報を前提とし、また(2)誓約の一部も当該開示事項別表に記載の情報及び例外事由を前提とします。さらに、本経営統合契約の表明保証の一部は、諸事項を事実として明示するというよりもむしろ、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの間でのリスク配分を目的とするものであり、特定日において正確でないものを含んでいる可能性があり、また本届出書提出日現在において正確であることを意味するものではありません。そのため、いかなる者も、本経営統合契約又は本概要でのその概要説明に含まれる表明保証を、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに関する事実の実際の状態又はその他の事項を真実・正確に述べたものとして、それらに依拠するべきではありません。

経営統合

経営統合の構造

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、「対等合併」の形の経営統合を通して両社の事業の戦略的結合を実行し、その結果として、新たに設立されるオランダの持株会社(本概要において、以下「統合持株会社」という。当社は、本経営統合契約に基づき統合持株会社として設立されたものである。)がアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの最終親会社となることに合意した。本経営統合契約に従い、(1)アプライド マテリアルズ三角合併において、デラウェア州で新たに設立された統合持株会社の間接子会社である三角合併当事会社(米国)がアプライド マテリアルズに吸収合併され、アプライド マテリアルズがアプライド マテリアルズ三角合併の存続会社として統合持株会社の間接の完全子会社となり、(2)東京エレクトロン三角株式交換において、東京エレクトロンと日本で新たに設立された統合持株会社の直接子会社(以下「三角株式交換当事会社(日本)」という。)が株式交換を行い、東京エレクトロンが三角株式交換当事会社(日本)の直接の完全子会社かつ統合持株会社の間接の完全子会社になる。

適用される法的要件に従うことを前提に、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合契約で企図される取引内容の修正について、合意をする権利を留保する。

本経営統合の完了

本経営統合契約が事前に解除されていない限り、本経営統合は、本経営統合を完了させる両当事者の義務が生じるために充足又は放棄を要する全ての前提条件(性質上、本経営統合の完了と同時に満たされるべき条件は除く。但し、かかる条件も充足又は放棄されなければならない。)が満たされた又は放棄された日の翌日から10営業日が経過する日までの間で、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが共同で定める日に完了する(東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが双方合意の上、別に定めた場合を除く。)。米国と日本では時差が存在することから、本経営統合の完了は日米で異なる日に生じる可能性がある。本概要において、米国での完了日を以下「米国完了日」という。

東京エレクトロン三角株式交換の効力発生時及び効果

東京エレクトロン三角株式交換は、東京エレクトロン三角株式交換効力発生時に効力発生する。同効力発生時は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意で定めるものとし、東京エレクトロン三角株式交換契約書に明記されるものとする。東京エレクトロン三角株式交換は、本経営統合契約及び日本の会社法の関係規定に定める効果を持つ。東京エレクトロン三角株式交換効力発生時において、(1)東京エレクトロンの定款は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意する内容に変更され、(2)東京エレクトロンの取締役会規則は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意する内容に変更され、かつ(3)東京エレクトロンの取締役と役員の構成はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの合意するところのものとなる。

アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生時及び効果

東京エレクトロン三角株式交換の効力発生時後に、デラウェア州一般会社法(本概要において、以下「DGCL」という。)及びデラウェア州有限責任会社法(本概要において、以下「DLLCA」という。)の適用規定の要件を満たす合併証明書がデラウェア州州務長官に提出され、アプライド マテリアルズ三角合併はアプライド マテリアルズ三角合併効力発生時に効力発生する。同効力発生時は、当該提出時又はその後のアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意し合併証明書に明記される他の時である。アプライド マテリアルズ三角合併は、本経営統合契約並びにDGCL及びDLLCAの適用規定に定める効果を持ち、それには、アプライド マテリアルズ及び三角合併当事会社(米国)の財産、権利、特権、免責、権限、フランチャイズ、債務、責任及び義務の全てがアプライド マテリアルズに与えられ又は帰属するという効果が含まれる。アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時に、(1)アプライド マテリアルズの基本定款はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意する内容に変更され、(2)アプライド マテリアルズの付属定款はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意する内容に変更され、かつ(3)アプライド マテリアルズの取締役と役員の構成はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの合意するところのものとなる。

アプライド マテリアルズ三角合併におけるアプライド マテリアルズ普通株式の転換

アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時において、同時点直前に存在する発行済みのアプライド マテリアルズの普通株式(以下、本概要において「アプライド マテリアルズ普通株式」という。)の各株式(自己株式を除く。)が、統合持株会社の完全払込済みの普通株式1株を受領する権利に自動的に転換される(株式交換、端株分の現金支払及び源泉税に係る本経営統合契約の規定に服する。)。但し、以下のいずれかに該当するアプライド マテリアルズ普通株式についてはこの限りでない。

- ・ アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時の直前におけるアプライド マテリアルズの自己株式及び同時点で東京エレクトロン又はその子会社のいずれかによって直接又は間接に保有されているアプライド マテリアルズ普通株式(これらの株式は消却され、それについての対価は支払われず、また支払を受ける権利も与えられない。)
- ・ アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時の直前においてアプライド マテリアルズの子会社によって直接又は間接に保有されているアプライド マテリアルズ普通株式(これら株式は従前通りに保有され続け、これらに係る対価は支払われず、また支払われる権利も与えられない。)

- ・ アプライド マテリアルズ普通株式についてDGCL第262条に基づく買取請求権が認められ、DGCL第262条に従って適正にそれらの買取請求を行い、その他同条の全ての要求に従った(かつ、それら株式に関してDGCL第262条に基づく買取請求を撤回せず、かかる手続に関し不備がなく、かつその他の事由により当該買取請求権を喪失していない)保有者によって保有されているアプライド マテリアルズ普通株式(但し、アプライド マテリアルズは、アプライド マテリアルズ三角合併の場合には当該買取請求権は認められないと判断している。)(この場合、それら株式は統合持株会社普通株式を受け取る権利に転換されず又はそれらを受け取る権利を表章せず、DGCLによってそれら株式の保有者に与えられる権利のみが認められる(もしあれば)。)

東京エレクトロン三角株式交換における東京エレクトロン普通株式の交換

東京エレクトロン三角株式交換効力発生時において、同時点直前に存在する発行済みの東京エレクトロンの普通株式(本概要において、以下「東京エレクトロン普通株式」という。)の各株式(自己株式を除く。))が、統合持株会社の完全払込済みの普通株式3.25株と自動的に交換される(株式交換、端株分の現金支払及び源泉税に係る本経営統合契約の規定に服する。)。但し、以下のいずれかに該当する東京エレクトロンの普通株式についてはこの限りでない。

- ・ 東京エレクトロン三角株式交換効力発生時の直前における東京エレクトロンの自己株式(これらの株式は消却され、それについて対価の支払又は交付はなされない。)
- ・ 東京エレクトロン三角株式交換効力発生時直前の自己株式を除く東京エレクトロンの発行済普通株式で、当該効力発生時より前に、日本の会社法第785条に従い反対株主の権利を書面で適正に行使し、かつ日本の会社法の規定に基づく自己の買取請求権を撤回せず、かかる手続に関し不備がなく又はその他の事由により買取請求権を喪失していない東京エレクトロンの株主が保有するもの(かかる東京エレクトロン普通株式は東京エレクトロン三角株式交換効力発生時に東京エレクトロンの自己株式に自動的に転換された上で消却され、当該株式の保有株主はその評価額について前記会社法規定に従って支払を受ける権利を有する。)

アプライド マテリアルズ交換比率と東京エレクトロン交換比率の固定

アプライド マテリアルズ三角合併におけるアプライド マテリアルズの発行済普通株式(自己株式を除く。)1株と統合持株会社の普通株式1株を受領する権利の交換比率(本概要において、以下「アプライド マテリアルズ交換比率」という。)及び東京エレクトロン三角株式交換における東京エレクトロン普通株式(自己株式を除く。)1株と統合持株会社の普通株式3.25株の交換比率(本概要において、以下「東京エレクトロン交換比率」という。)はそれぞれ固定値であって、アプライド マテリアルズ普通株式と東京エレクトロン普通株式の取引価格に応じた調整はなされない。但し、アプライド マテリアルズ交換比率及び東京エレクトロン交換比率は、株式分割、株式配当、株式併合、組織再編、組織変更、資本変更又はその他既存のアプライド マテリアルズ普通株式若しくは東京エレクトロン普通株式の変更に係る類似の取引(もしあれば)に関して調整することにより、本経営統合契約の企図するものと同じ経済的効果を与えるのに適切な範囲で調整がなされる。

新株予約権とその他のエクイティベースの報奨等の取扱い

本経営統合の完了次第、各新株予約権(アプライド マテリアルズの従業員持株プラン又はアプライド マテリアルズの海外従業員持株プランに基づくものを含む。)、制限株式ユニット、パフォーマンスシェア、パフォーマンスユニット又は制限株式提供契約で、それぞれアプライド マテリアルズからアプライド マテリアルズ普通株式を購入、取得又は発行を受ける権利を内容とするもの(付与済みか否かを問わない。)及び合併、買収その他類似の取引との関係でのアプライド マテリアルズによる制限付ストックアワードの引受又は転換から生じた付与前の制限付現金報奨で、それぞれ本経営統合契約の完了の直前に未払いのもの(本概要において、併せて以下「アプライド マテリアルズ・エクイティアワード」という。)は、統合持株会社によって引き受けられ、統合持株会社におけるエクイティベースの報奨に転換される。本経営統合契約の完了次第、統合持株会社はアプライド マテリアルズの従業員持株プランを引き受け、それら従業員持株プランに基づくアプライド マテリアルズの普通株式を購入する各オプションは、統合持株会社の普通株式を購入するオプションに転換される。さらに、統合持株会社は、それが妥当であると判断する場合は、アプライド マテリアルズの他の株式プランの一部又は全てを引き受けすることができる。統合持株会社が引き受ける決定を行ったアプライド マテリアルズの従業員持株プランその他の株式プランのための保有株式は、統合持株会社が引き受けた各プランの下にアプライド マテリアルズによって発行準備されていたアプライド マテリアルズ普通株式数にアプライド マテリアルズ交換比率を乗じた値(小数点以下は切り捨てる。)に等しい数の統合持株会社の普通株式に転換される。

東京エレクトロンから東京エレクトロン普通株式を取得することを内容とする引受権で東京エレクトロン三角株式交換効力発生時の直前に発行済みであり(付与済みか否かを問わない。)、(行使が要求される場合)未だ行使されていない又は未だ東京エレクトロンの普通株式に転換若しくは実現されていないもの(本概要において、以下「東京エレクトロン・エクイティアワード」ということがある。)は、東京エレクトロン三角株式交換の完了直前に、東京エレクトロンによって無償で取得され、消却される。そして、本経営統合の完了と同時に、統合持株会社の普通株式を統合持株会社から取得する引受権に代替されるものとし、かかる代替権は、後記のように修正されていない限り、当該消却の直前に対象の引受権に適用された条件と実質的に同じ条件をもって統合持株会社の普通株式へと行使可能若しくは転換可能であり、又はその他統合持株会社の普通株式の保有者としての地位をその保有者に与えるものである。さらに、東京エレクトロンの従業員持株会規約(本概要において、以下「東京エレクトロン持株会規約」という。)が東京エレクトロン三角株式交換の直前において有効に存在するか又は本経営統合契約に定める経営統合との関係で事前に廃止されている場合、統合持株会社は、本経営統合の完了と同時に東京エレクトロン持株会規約を引き継ぐか、又は米国での本経営統合の完了日に始まる1年間、東京エレクトロン三角株式交換効力発生時の直前に東京エレクトロン若しくはその子会社の従業員であった者が、かかる1年間に統合持株会社若しくはその子会社の従業員である限りにおいて、統合持株会社の別の従業員持株プランに参加するか又は東京エレクトロン持株会規約が有効であったならそれに基づきそれらの者が受け取ったであろう利益と実質的に類似した利益若しくは金銭価値を享受できるようにする。

統合持株会社によって引き受けられ又は代替権が与えられるアプライド マテリアルズ・エクイティアワード(制限付現金報奨は除く。)又は東京エレクトロン・エクイティアワードの対象となる統合持株会社普通株式の数は、関連する効力発生時直前に当該エクイティアワードの対象であったアプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式の数に、(適用のある)アプライド マテリアルズ交換比率又は東京エレクトロン交換比率を乗じて算出される(少数点以下は切り捨てる。)。引き受けられ又は代替権を与えられるアプライド マテリアルズ・エクイティアワード又は東京エレクトロン・エクイティアワードに1株当たり行使価格が定められている場合、それらの行使に基づいて発行される統合持株会社普通株式の1株当たり行使価額は、関連する効力発生時の直前における1株当たり行使価格を、(適用のある)アプライド マテリアルズ交換比率又は東京エレクトロン交換比率で除して算出される値とする(1セント又は1円に満たない数値は切り上げ、かつ最低行使価格は0.01ユーロを下回らないものとする。)。アプライド マテリアルズ従業員持株プランに基づくアプライド マテリアルズ普通株式を購入するオプションにより、統合持株会社普通株式が購入され得る価格を決定するにおいて、本経営統合の完了時に有効な各申込期間当初における統合持株会社普通株式の1株当たりの公正市場価格は、当該申込期間当初におけるアプライド マテリアルズ普通株式の1株当たりの公正市場価格をアプライド マテリアルズ交換比率で除して算出される(1セント未満は1セントに切り上げられる。)。その他の条件については、統合持株会社によって引き受けられ又は代替権が与えられるアプライド マテリアルズ・エクイティアワード及び東京エレクトロン・エクイティアワードは、概して本経営統合の直前におけるそれらの条件と同じ条件の適用を受けるものとし、引き受けられ又は代替権が与えられるエクイティアワードに付随した制限はそのまま適用され、それらエクイティアワードに定められた条件、行使可能性、付与スケジュールに従い、また本経営統合の直前に認められた買戻しオプションと失権リスクに服する。本経営統合の直前に発行済みは一切のアプライド マテリアルズ普通株式で、付与前であるもの、又は買戻しオプション、失権リスク若しくはその他何らかのアプライド マテリアルズの契約の条件下にあるものは、当該契約で許される限り、同等の制限の下に統合持株会社普通株式に転換される。

実績ベースの付与又はその他の実績関連の条件に服するアプライド マテリアルズ・エクイティアワードに関して、関連するアプライド マテリアルズ持株プランの管理者、アプライド マテリアルズ取締役会又はその関係委員会は、本経営統合の完了前、東京エレクトロンに意見を述べる機会を与えた後又は本経営統合契約によって認められる範囲で、関連するアプライド マテリアルズ持株プランの管理者、アプライド マテリアルズ取締役会又はその関係委員会が、本経営統合の完了の結果として必要又は適切であると合理的に判断するときは、適用される実績目標を廃止し、又はそれらアプライド マテリアルズ・エクイティアワードに関する実績目標ないし条件の調整(もしあれば)を行うことができる。

株券及び振替決済上のポジションの交換

株主名簿の閉鎖

アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生時に、アプライド マテリアルズの株主名簿が閉鎖され、当該効力発生後は、アプライド マテリアルズ普通株式のさらなる譲渡(又は譲渡登録)はアプライド マテリアルズの株主名簿上では許されないものとなる。

東京エレクトロン三角株式交換効力発生時において、その直前に発行済みである東京エレクトロンの全ての普通株式に関して東京エレクトロンの株主名簿が閉鎖され、その後、東京エレクトロン普通株式のさらなる譲渡(又は譲渡登録)は東京エレクトロンの株主名簿上では許されないものとなる。

交換代理人

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意した銀行又は信託会社が、アプライド マテリアルズ普通株式と東京エレクトロン普通株式の統合持株会社普通株式との交換の代理人として行為する。かかる代理人を本概要において、以下「交換代理人」という。アプライド マテリアルズ普通株式及び東京エレクトロン普通株式の株主のために、本経営統合の完了前に、本経営統合を実現するのに必要な数の統合持株会社普通株式が交換代理人に預託される。

アプライド マテリアルズの株券及び振替株式の交換

本経営統合の完了後速やかに、統合持株会社は、交換代理人をしてアプライド マテリアルズ三角合併効力発生時の直前におけるアプライド マテリアルズ普通株式の登録株主に対して(1)株式移転レター及び(2)前記「アプライド マテリアルズ三角合併におけるアプライド マテリアルズ普通株式の転換」で述べた統合持株会社普通株式との交換のためのアプライド マテリアルズの株券(本概要において、以下「アプライド マテリアルズ株券」という。)の提出又はアプライド マテリアルズ普通株式の振替登録抹消、後記「端株に代わる現金の支払」で述べられる統合持株会社の端株に代わる現金の支払及び後記「統合持株会社普通株式に対する配当と財産分配」で述べられる配当その他の財産配分(もしあれば)についての指示説明書を郵送させる。前記のように提出されるまでのアプライド マテリアルズの各株券及び前記のように抹消されるまでのアプライド マテリアルズの各振替普通株式は、アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時以降は、関連する統合持株会社普通株式、端株に代わる現金及び配当その他の財産配分(もしあれば)を受ける権利のみを表章するものとみなされる。アプライド マテリアルズの株券が喪失、盗難又は破損された場合、統合持株会社は、その合理的な裁量によりかつ統合持株会社普通株式を表章する証券の発行の条件として、当該喪失、盗難又は破損されたアプライド マテリアルズ株券の所有者に対して、当該事実についての宣誓供述書の提出、及び当該アプライド マテリアルズ株券に関して交換代理人、統合持株会社、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに対してなされる可能性のある請求に対する担保としての(統合持株会社が合理的に指示する金額の)保証金の預託を要求することができる。交換代理人と統合持株会社は、提出されたアプライド マテリアルズ株券又はアプライド マテリアルズ振替株式が自己の名で登録されていた者以外の者へ対価を発行するにあたっては特別の条件を課することができる。

東京エレクトロン振替株式の交換

本経営統合契約の当事者は、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生後、東京エレクトロン振替普通株式の証拠が提出された場合には、関連する統合持株会社普通株式の交付、端株に代わる現金交付及び配当その他の財産配分(もしあれば)が速やかに行われるように、本株式交換契約を承認するための東京エレクトロンの株主総会(本概要において、以下「東京エレクトロン株主総会」という。)の前になされるべき手続の決定に向けて、それぞれの合理的な最善の努力をすることに合意した。それら手続は、おおよそは前記「アプライド マテリアルズの株券及び振替株式の交換」に述べた手続と一致するが、東京エレクトロン普通株式の株主であった者への統合持株会社普通株式の実際の引渡しに関する運営上その他の問題が考慮される。

端株に代わる現金の支払

統合持株会社の普通株式の端株又はそれについての株券その他の証書は、本経営統合に関して発行されない。アプライド マテリアルズ普通株式の株主で(当該株主に発行される全ての統合持株会社の普通株式の端株を合算すると)統合持株会社普通株式の端株の保有者となったであろう者は、かかる端株に代えて、アプライド マテリアルズ株券の提出時又はアプライド マテリアルズ普通株式の振替登録抹消時に、本概要の次段落に述べる交換代理人による統合持株会社普通株式の売却によって得られた売却代価のうち当該株主の保有株式数に応じて比例配分した割合での現金をドルで(1セント未満は四捨五入される。)利息を伴うことなく支払われるものとする。

統合持株会社は以下の通り処理することに同意した。すなわち、統合持株会社は、本経営統合の完了後合理的に実行可能な限り速やかに、合理的に実行可能な範囲でかつ適用ある法令上の要求を遵守して、アプライド マテリアルズ普通株式の各保有者が前記端株発行の禁止規定がなければ得たであろう統合持株会社の端株の総計(1株に満たない部分は切り捨てる。)を交換代理人をして商業的に合理的な方法で売却させ、その売却代価から関連の手数料、譲渡税、その他当該売却に関連して発生した立て替えの取引費用を控除した金額を、交換代理人をして本来なら端株についての権利を認められたであろうアプライド マテリアルズ普通株式の各株主にその保有割合に比例した割合で配分させる。

東京エレクトロン普通株式の株主で、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生時に、(当該株主に発行される全ての統合持株会社の普通株式の端株を合算すると)統合持株会社普通株式の端株の保有者となったであろう者は、そのような統合持株会社の普通株式の端株に代えて、(1)当該東京エレクトロンの株主が得たであろう統合持株会社普通株式の端株に、(2)(a)東京エレクトロン三角株式交換効力発生前に東京エレクトロン普通株式が東京証券取引所から上場廃止される日の前の5連続取引日(上場廃止日を含まない。)における同証券取引所での東京エレクトロン普通株式1株あたりの数量加重平均額を(b)東京エレクトロン交換比率で割った比率を乗じて算出された金額に相当する現金を日本円で(1円に満たない端数があれば切り上げる。)受け取るものとする。

統合持株会社普通株式に対する配当と財産分配

本経営統合契約の完了日後の日を基準日として統合持株会社普通株式について宣言又は実行された配当その他の分配財産は、アプライド マテリアルズの株券を未提出の保有者若しくはアプライド マテリアルズ振替普通株式の保有者又は東京エレクトロン振替普通株式の保有者に対しては、それらの者が、(適用のある)前記「アプライド マテリアルズの株券及び振替株式の交換」に述べる手続又は前記「東京エレクトロン振替株式の交換」に述べるところにより合意された手続に従って、当該株券を提出するか又は当該振替株式の登録を抹消するまでは、支払われ又は交付されない(そのような株券提出又は登録抹消の時に、適用される放棄財産法、財産復帰法その他関連の法律規定の要件に従い、当該保有者はそれら配当その他の分配財産の全額(利息を含まない。)を受領する権利を持つ。)

源泉徴収

交換代理人及び本経営統合契約の当事者は、アプライド マテリアルズ普通株式、東京エレクトロン普通株式、アプライド マテリアルズ・エクイティアワード又は東京エレクトロン・エクイティアワードの現在又は過去の保有者に対して、本経営統合契約に従って支払われるべき対価又は交付されるべきその他の支払金から、税法その他適用法令の規定により控除又は源泉徴収が要求される金額を控除又は源泉徴収することができる。そのような金額が控除、源泉徴収、預入又は適宜の政府当局に適時に納付された限りで、当該金額は、本経営統合契約上の全ての関係で、別途支払われていたであろう者に対して支払われたものとみなされる。

統合持株会社のガバナンスと運営

統合持株会社の組織及びコーポレートガバナンス

本経営統合の完了時に有効な統合持株会社の定款及び取締役会規則の内容は、おおよそ経営統合契約に添付されているフォームと同様である。統合持株会社の名称はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意するものに変更される。本経営統合が完了次第、統合持株会社の本社はカリフォルニア州サンタクララと東京の両地に置かれる。

統合持株会社の取締役会と執行役員会

本経営統合が完了した時点での統合持株会社の取締役会は、以下の11名のメンバーから成る単一構成の取締役会として成立する。

- ・ 東哲郎 - 現東京エレクトロン代表取締役会長兼社長、CEO
- ・ マイク・R. スプリンター(Michael R. Splinter) - 現アプライド マテリアルズ執行役員会長
- ・ 常石哲男 - 現東京エレクトロン取締役副会長
- ・ ゲイリー・E. ディッカーソン(Gary E. Dickerson) - 現アプライド マテリアルズ社長兼CEO
- ・ (ディッカーソン氏とスプリンター氏に加えて) Nasdaq規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つアプライド マテリアルズ指定の3名
- ・ (東氏と常石氏に加えて) Nasdaq規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つ東京エレクトロン指定の3名
- ・ Nasdaq規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが合意する1名

本経営統合が完了次第、東氏が統合持株会社取締役会会長、スプリンター氏と常石氏が統合持株会社取締役会共同副会長となる。

本経営統合が完了次第、ディッカーソン氏が統合持株会社のCEOとなり、現アプライド マテリアルズのCFOであるボブ・J. ハリディ氏が統合持株会社のCFOとなる。

本経営統合が完了次第、統合持株会社はまた、統合持株会社とその子会社の上席執行役員で構成される執行役員会(本概要において、以下「統合持株会社執行役員会」という。)を設置する。統合持株会社執行役員会は、とりわけ、統合持株会社の日々の事業運営とアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの経営統合の状況についてCEOに定期的に報告しサポートする。本経営統合が完了した時点での統合持株会社執行役員会の構成は以下の通りとする。

- ・ アプライド マテリアルズが指名する6名
- ・ 東京エレクトロンが指名する6名

統合持株会社取締役会の指名委員会

本経営統合完了時点における統合持株会社の指名委員会(本概要において、以下「統合持株会社指名委員会」という。)は3名の委員で構成され、その内、1名はアプライド マテリアルズが指定する非業務執行取締役、1名は東京エレクトロンが指定する非業務執行取締役、残りの1名はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが共同で指定する非業務執行取締役とし、本経営統合直前のアプライド マテリアルズの執行役員会長と東京エレクトロンの会長が共同で前記基準に基づく統合持株会社指名委員会の当初メンバーを選任する。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの表明保証

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合契約の中で、それぞれの事業、財務状況、構造及び本経営統合に係るその他の事項に関する表明保証を行った。それら表明保証には以下についてのものが含まれる。

- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの組織、適法な存続状態、能力、事業運営資格
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの基本定款と付属定款(又はそれらに類似するもの)
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのそれぞれの資本構成(それぞれの普通株式についての優先引受権、先買権その他類似の制約の不存在を含む。)
- ・ SEC及び日本の金融庁への財務書類の提出及び債務の不存在の報告
- ・ 財務報告に関する内部統制、開示管理及び手続の維持
- ・ 一定の変更又は出来事の不存在
- ・ 所有資産、賃借資産
- ・ 知的財産権
- ・ 重要な契約
- ・ 法令遵守
- ・ 政府許認可の保有と遵守
- ・ 税務
- ・ 労務と福利厚生制度
- ・ 環境事項
- ・ 係属中の訴訟及び潜在的な訴訟の可能性
- ・ 関連する命令、令状、判決及び布告
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのそれぞれの取締役会による本経営統合契約及び当該契約で企図される取引の承認
- ・ 本経営統合に対する反買収法の不適用
- ・ 本経営統合に関して要求されるアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれの株主総会による承認
- ・ 紛争の不存在並びに必要な届出及び承認
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのそれぞれの主要顧客
- ・ 財務顧問からの適正意見のアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれの取締役会による受領
- ・ SECに提出されたフォームS-4 登録届出書(本概要において、以下「フォームS-4」といいます。)及び統合持株会社普通株式に関して、日本の金融庁に提出されるべき有価証券届出書に含まれる開示事項の正確性と完全性

本経営統合契約に含まれる表明保証は、本経営統合の完了後は存続しない。

重大な悪影響

本経営統合契約に含まれる一定の表明、保証、誓約、完了条件及び解除規定は、「重大な悪影響」への言及により制限されている。

本概要は、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンへの「重大な悪影響」を、(1)アプライド マテリアルズ及びその子会社の全体若しくは東京エレクトロン及びその子会社の全体の事業、財務状態若しくは営業成績、又は(2)本経営統合若しくは本経営統合契約で企図されるその他の取引を完了させる(若しくは統合持株会社、三角合併当事会社(米国)、三角株式交換当事会社(日本)若しくは本経営統合契約に本経営統合の実行に係る者として意図されるその他の主体をして完了させる)若しくは本経営統合契約に基づく自己の誓約若しくは義務を履行する、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのそれぞれの能力に対して、重大な悪影響を持つ効果、変更、請求、出来事又は状況と意味づける。但し、以下の諸事項が単独で又は組み合わせさって原因となった効果、変更、請求、出来事又は状況は、本段落前記(1)の重大な悪影響を構成せず、またその発生の有無を決定する上で考慮に入れられない。

- ・ アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンが属する産業又は全体としての米国、日本若しくは世界経済に一般的に影響する状況で、そのような状況が、アプライド マテリアルズ及びその子会社を全体として見た場合、又は東京エレクトロン及びその子会社を全体として見た場合に、特に不均衡な影響を及ぼさないもの
- ・ 金融市場の一般的状態とその変化(テロ行為、戦争、気象条件その他の不可抗力による変化及び為替レートの変動を含む。)で、そのような状態が、アプライド マテリアルズ及びその子会社を全体として見た場合、又は東京エレクトロン及びその子会社を全体として見た場合に、特に不均衡な影響を及ぼさないもの
- ・ (アプライド マテリアルズについては)アプライド マテリアルズ普通株式若しくは(東京エレクトロンについては)東京エレクトロン普通株式の取引価格若しくは取引量の変化、又は(アプライド マテリアルズについては) Nasdaq株式市場でのアプライド マテリアルズの有価証券若しくは(東京エレクトロンについては)東京証券取引所での東京エレクトロンの有価証券の取引停止若しくは上場廃止(但し、本段落の他の箇条書きに規定される場合を除いて、アプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式について、そのような取引価格若しくは取引量の変化又は取引所での取引停止若しくは上場廃止を発生させる又はそれに寄与する何らかの効果、変更、請求、出来事又は状況が、重大な悪影響を生じさせる可能性があり、また重大な悪影響が発生したか否かを決定する上で考慮に入れられる可能性があることとされている。)
- ・ アプライド マテリアルズ若しくはその子会社又は東京エレクトロン若しくはその子会社に適用される米国会計基準(若しくはその解釈)又は日本会計基準(若しくはその解釈)の変更
- ・ アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの自社に関する収入、収益若しくはその他の財務的尺度についての外部向けの予測若しくは見通し、又はその収入、収益若しくはその他の財務的尺度についての会社内部の計画、予測若しくは予算が予想と異なったこと(但し、本段落の他の箇条書きに規定される場合を除いて、そのような不一致を発生させる若しくはそれに寄与する何らかの効果、変更、請求、出来事若しくは状況が重大な悪影響を生じさせる可能性があり、また重大な悪影響が発生したか否かを決定する上で考慮に入れられる可能性があることとされている。)
- ・ 本経営統合契約の締結又は本経営統合契約で企図される取引の実行に直接に起因して、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの株主から、かかる株主としての立場で提起され得る訴訟
- ・ 本経営統合契約又は本経営統合契約で企図される取引の発表又は係属に直接に起因して生じる従業員、仕入先又は顧客(顧客からの注文又は顧客との契約を含む。)の喪失
- ・ 本経営統合契約により明示的に要求されるか又は本経営統合契約によって許容される何らかの行為が行われたこと

誓約

アクセスと調査

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンへのアクセスと調査に関する義務

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、平成25年9月24日(この日を本概要において、以下「本経営統合契約日」という。)から本経営統合の完了と本経営統合契約の解除のいずれか早い方の時までの期間(この期間を本概要において、以下「本経営統合完了前の期間」という。)中、事前の合理的な要求に基づいて、他方当事者の代表者に対して通常の業務時間中に自己の人事、税理及び会計顧問並びに資産への合理的なアクセスを提供し、また他方当事者に合理的に要求された関連帳簿、記録、納税申告書、業務書類その他の文書及び情報の一切について、合理的なアクセス及びそれらの写しを提供するものとする。さらに、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合又は本経営統合契約で企図されるその他の取引に関して自社又は自社の子会社のために政府当局に提出若しくは送付された重要な一切の通知書、報告書その他の書類の写しを他方当事者に速やかに提出するものとする。

アクセス、調査及び類似義務の制限

前記「アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンへのアクセスと調査に関する義務」、後記「証券規制法上の届出及び上場申請」及び後記「反トラスト及びその他の規制当局の承認」に概要的に述べられる誓約にかかわらず、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはいずれも、以下の場合にはアクセス若しくは写しを提供し若しくは提供させ、又はその他それらの誓約に従うことを要求されない。すなわち、そうすることが、自己の合理的判断において、(1)自己若しくは自己の子会社にとっての重大な競争上の不利益を生じさせるか、(2)適用法令上の何らかの要求若しくは自己若しくは自己の子会社の結んだ契約上の守秘義務に反する結果を生じさせるか、又は(3)弁護士・依頼者間の秘匿特権若しくはその他の法的な特権を危機に陥れると考えられる場合である。但し、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、前記(1)から(3)の効果ないし結果を生じさせることなく、アクセス若しくは写しを提供し又はその他前記誓約を遵守することを可能とするような合意又は手配について誠実に協議するため、合理的な最善の努力をする又はそれぞれの子会社にかかる努力を行わせることに合意している。さらに、本経営統合契約に定める種々の情報共有義務、通知義務その他類似の諸義務はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン間の守秘義務契約の規定に従う。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業の運営

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合完了前の期間中、それぞれの事業の運営に関して一定の行為を行うこと及び一定の行為を行わないことに同意した(詳細は後記)。以下の誓約の概要は、(1)本経営統合契約日にアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの間で交換された開示事項別表の記載、(2)本経営統合契約で意図される事項、(3)適用される法令上の要件及び(4)アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンによる書面同意(かかる同意は合理的理由なく保留、条件付け又は遅延してはならない。)による例外に服する。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合完了前の期間について以下のことに同意した。

- ・ 自己及び自己の各子会社は、通常の事業過程において、かつ、重要な全ての点で従来のやり方を踏襲して、それぞれの事業運営を行う。
- ・ 自己及び自己の各子会社は、現行のそれぞれの事業組織の重要な要素を毀損せず、自己の役員及び主要な従業員の雇用を現行態様で確保し、かつ重要な全ての仕入先、顧客、ライセンサー及び政府当局との関係と信頼性を維持するよう合理的な最善の努力をする。
- ・ 自己若しくは自己の子会社のいずれかに関する若しくはそれらの者が当事者となる何らかの重大な法的手続が政府当局から開始されたことを知った場合、又は自己の取締役、執行役員その他特定の者の知る限りで、そのような手続が開始される明白なおそれがある場合は、そのことを速やかに他方当事者に通知する。
- ・ 本経営統合契約で企図される何らかの取引に関して政府当局以外の何らかの者から重大な法的手続が開始されたことを知った場合、又は自己の執行役員その他の特定者の知る限りで、書面によりそのような手続開始のおそれが示された場合は、そのことを速やかに他方当事者に通知する。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合完了前の期間中、以下のことを行わず、また子会社に行かせないことに同意した。

- ・ 以下の(1)から(3)を除いて、資本を構成する株式について配当その他の財産分配を宣言し、発生させ、引当て又は支払うこと。(1)アプライド マテリアルズ若しくはその子会社の間での配当その他の財産分配又は東京エレクトロン若しくはその子会社の間での配当その他の財産分配(いずれも従来のやり方を踏襲しかつ合理的に判断して本経営統合契約で企図される取引を遅延又は妨害することが予想されない範囲に限る。)、(2)アプライド マテリアルズの場合、四半期毎にアプライド マテリアルズ普通株式1株につき0.10ドルを超えない定期の四半期配当、並びに(3)東京エレクトロンの場合、前事業年度における東京エレクトロン及びその子会社の連結ベースでの純利益の35%を超えない総額での配当
- ・ 以下の(1)から(3)までの場合を除いて、自社の株式その他の有価証券の再購入、買戻し又は再取得を行うこと。(1)アプライド マテリアルズの従業員のアプライド マテリアルズでの雇用の終了時に、その保有するアプライド マテリアルズ普通株式の制限株式又はアプライド マテリアルズの買戻権の没収又は行使、(2)本経営統合契約日現在において存在している取締役会による授權に従って通常の事業過程でなされる自己株式の取得、(3)本経営統合契約日現在において有効なアプライド マテリアルズ・エクイティアワード若しくは東京エレクトロン・エクイティアワードの条件による又は本経営統合契約の規定により付与されるアプライド マテリアルズ・エクイティアワード若しくは東京エレクトロン・エクイティアワードに係る源泉徴収義務を満たすための資本株式その他の持分の源泉徴収又は取得
- ・ (1)自己若しくは自己の子会社の株式その他の有価証券、(2)自己若しくは自己の子会社の株式その他の有価証券を取得するオプション、コール、ワラントその他の権利、又は(3)自己若しくは自己の子会社の株式その他の有価証券への転換若しくはそれらとの交換が可能な証券について、他者(アプライド マテリアルズの子会社若しくは東京エレクトロンの子会社を除く。)へ売却、発行若しくは付与若しくはそれらを授權すること。但し、従来の実務慣行に従った通常の事業過程でのエクイティアワードの付与及びエクイティアワードに従った株式発行に係る一定の例外に服する。
- ・ 自己の基本定款、付属定款、設立認可状その他の組織文書の修正又は修正採択の許可。但し、従来の実務慣行に従った通常の事業過程におけるか又は合理的に判断して本経営統合契約で企図される取引を遅延若しくは阻害するとは予想されない態様でなされる、自己の子会社の前記書類の修正は除く。

- ・ (合併、株式交換、経営統合、企業合同その他類似の事由による、)他の会社等の株式その他の持分の取得、又は合併、株式交換、経営統合、企業合同、資本変更、株式再編、株式分割、株式併合その他これらに類似する取引を実行し又はその当事者となること。但し、(1)アプライド マテリアルズとその子会社の間又は東京エレクトロンとその子会社の間範囲を限った内部的組織再編で、合理的に判断して本経営統合契約で企図される取引を遅延若しくは阻害するとは予想されない態様でなされるもの及び(2)以下の全ての要件が充足される取得は除く。
 - 当該取得が、従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされること
 - 当該取得が、個別に50,000,000ドルを超えず、累計でも150,000,000ドルを超えない現金支払(又は現金支払の可能性)にのみ係ること(取得額は、アプライド マテリアルズとその子会社及び東京エレクトロンとその子会社の双方につき、別個に計算されるものとする。)
 - 当該取得が、単独で又は複数取引を総合しても、本経営統合完了のための条件充足を重要な点で阻害又は遅延させるおそれがないと合理的にないこと

- ・ 他者からの権利若しくはその他の資産の取得、賃借若しくはライセンス取得、又は他者への権利若しくはその他の資産の売却若しくは処分、賃貸、交換若しくはライセンス付与を行うこと。但し、単独で又は複数取引を総合しても、本経営統合完了のための条件(後記「完了条件」に要約されている。)の充足を重要な点で阻害又は遅延させるおそれがないと合理的に判断される限りにおいて以下の事項は除く。
 - その評価額が個別に50,000,000ドルを超えず、累計でも150,000,000ドルを超えない取得、賃貸借、実施権の付与・取得又は処分(評価額は、アプライド マテリアルズとその子会社及び東京エレクトロンとその子会社の双方につき、別個に計算されるものとする。)
 - 本経営統合契約日現在において有効に存在するアプライド マテリアルズの契約又は東京エレクトロンの契約に従った取得、賃貸借、ライセンスの付与・取得又は処分
 - 通常の事業過程でなされる顧客への売却

- ・ 従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされる場合を除いた資本支出
- ・ (1)重要な契約を締結し若しくはこれに拘束され、又は所有若しくは使用する資産を重要な契約による拘束の対象とすること、又は(2)重要な契約に基づく重要な権利若しくは救済手段を変更、終了若しくは放棄すること。但し、従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされる場合を除く。
- ・ 金銭の貸付け、債務の負担又は債務の保証をすること。但し、(1)従前の実務慣行に従った通常の事業過程で行う場合、(2)既存の借入債務につき市場条件によりリファイナンスを行う場合及び(3)従前の実務慣行に従った通常の事業過程において、本経営統合契約日現在において残存する与信枠の引出しを行う場合を除く。
- ・ (1)顕著な費用若しくは経費の増大をもたらさない軽微な修正を除き、報酬、報奨、給付金等を定める従業員プラン、若しくは(a)自己、その子会社若しくは関連会社を一方の当事者若しくは(b)その関係会社、子会社若しくは関連会社を他方の当事者とした特定の従業員契約を定立、導入、締結若しくは修正すること、又は(2)取締役、役員若しくはその他の従業員への賞与、利益分配その他類似の支払、それらの者へ支払われる賃金、給与、委託料、付加給付若しくはその他の支払(株式、現金若しくはその他の資産で支払われるエクイティベースの報酬を含む。)若しくは報酬の大幅な引上げ、若しくはそれらの者の退職金若しくは雇用維持に関する契約若しくは給付金の承認若しくは合意を行うこと。但し、いずれの場合においても、(a)本経営統合契約日現在において有効に存在する従業員プラン若しくは従業員契約の条件により要求されるもの、又は(b)従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされるものは除く。

- ・ 採用している会計方法又は会計原則における重大な点での変更。但し、(1)従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされるもの、及び(2)(a)アプライド マテリアルズの場合は米国で一般に認められた会計原則又はSEC規則、及び(b)東京エレクトロンの場合は日本で一般に認められた会計原則又は日本の金融庁の規則の変更により要求されるものは除く。
- ・ 重要な租税の選択を行うこと。但し、従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされる場合又は法令上の要求に従う場合は除く。
- ・ 以下に係るものを除いて、訴訟を提起すること
 - 従前の実務慣行に従った通常の事業過程での日常的な事項
 - アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンそれぞれが、訴訟を提起しないことがその事業の評価額の側面において重大な損失を生じさせ得ると誠実かつ合理的に判断する場合(アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれが、事前に当該訴訟提起について他方当事者と相談し、他方当事者の意見を考慮する場合に限る。)
 - 本経営統合契約又は本経営統合の一環として本経営統合契約に従って締結された契約の違反
- ・ 以下を除く訴訟又は重要な請求について和解すること
 - 本経営統合契約の規定によって対処される訴訟又は重要な請求
 - アプライド マテリアルズ及びその子会社又は東京エレクトロン及びその子会社による以下のものの支払に係る金銭債務のみを生じさせる和解
 - ・ アプライド マテリアルズにおいては、当該訴訟若しくは請求に関して米国で一般に認められた会計原則に従ってアプライド マテリアルズの平成25年7月28日付未監査連結貸借対照表上で明確に引き当てられた金額
 - ・ 東京エレクトロンにおいては、当該訴訟若しくは請求に関して日本で一般に認められた会計原則に従って東京エレクトロンの平成25年6月30日付未監査連結貸借対照表上で明確に引き当てられた金額
 - ・ 前記引当金額を超えた金額がある場合、個々の和解については20,000,000ドル、かつ本経営統合完了前の期間中の全ての和解の総額としては50,000,000ドルを超えない金額(アプライド マテリアルズ及びその子会社並びに東京エレクトロン及びその子会社の双方につき、別個に計算されるものとする。)
- ・ 日本の関係法令の下での本経営統合の意図する税効果に悪影響を与えることが合理的に予測される自己若しくは自己の子会社に係る1個若しくは一連の取引を、単独又は共同して行い又は行うことを許可すること
- ・ 重要な事業種目又は部門を廃止すること
- ・ 年間15,000,000ドルを超える経費を要する事業所、製造施設又は研究開発施設を建造、購入又は賃借すること。但し、従前の実務慣行に従った通常の事業過程でなされる施設の改修は除く。
- ・ 東京エレクトロンの子会社については、東京エレクトロンの普通株式を取得すること
- ・ 前記のいずれかの行為を行うことを合意又は約束すること

買収提案又は買収に関する引き合いの勧誘禁止

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合完了前の期間中の誓約事項として、自己、自己の子会社又は自己若しくは自己の子会社の役員、取締役及び従業員のいずれも、直接・間接を問わず以下の行為を行わないこと、並びにアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは自己の代表者若しくは自己の子会社の代表者をして、直接・間接を問わず以下の行為を行わせないよう合理的な最善の努力をすることに同意する。

- ・ 後記「より優れた提案への対応及び勧誘禁止規定に対するその他の例外」に要約される特定の例外に服することを条件として
 - 買収提案又は買収に関する引き合いの実施、提出又は公表の勧誘、開始、意図的な奨励、意図的な促進又は意図的な誘導を行うこと
 - 買収提案若しくは買収に関する引き合いについて又はこれらに応じて非公表の情報又はデータを第三者に提供すること
 - 買収提案又は買収に関する引き合いについて第三者と議論又は交渉を行うこと
- ・ 買収提案若しくは買収に関する引き合いを承認、支持若しくは推奨すること、又は、アプライド マテリアルズについては、東京エレクトロン以外の何らかの者若しくはグループがDGCL第203条に基づく「利害関係株主」になることを承認、支持若しくは推奨すること
- ・ 買収取引を企図し、若しくはその他買収取引に係る覚書、レター・オブ・インテントその他の類似の文書若しくは契約書(後記「より優れた提案への対応及び勧誘禁止規定に対するその他の例外」に要約される本経営統合契約の規定によって認められる守秘契約を除く。)を締結すること又は買収提案に関してもかかる行為がなされることに同意すること

本概要において「買収に関する引き合い」とは、買収提案に至るであろうと合理的に予想される第三者による問合せ、関心表明又は非公表情報の要求を意味する。

本概要において「買収提案」とは、買収取引を意図するか又はその他買収取引に係る誠実な申込又は提案(アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンによって行われる申込又は提案を除く。)を意味する。

本概要において「買収取引」とは、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに関して以下のいずれかに係る1個又は一連の取引(本経営統合契約及び本経営統合契約に定めるその他の取引を除く。)を意味する。

- ・ (1)アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロン若しくはアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの重要な子会社が当事者であり、かつ、かかる主体のいずれかの種類の持分若しくは議決権付有価証券の15%以上を第三者が実質的に所有する結果となるか、(2)単独の者若しくは複数の者から成る「グループ」(1934年米国証券取引所法(その後の改正を含む。本概要において、以下「1934年証券取引所法」という。)及び同法に基づき公表された規則に定義される。)がアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロン若しくはアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの重要な子会社の発行済みのいずれかの種類の議決権付有価証券(自己が保有するものを除く。)の15%を超える割合を表章する実質的な所有権若しくは登録上の所有権を直接ないし間接に取得する結果となるか、又は(3)アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロン若しくはアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの重要な子会社が自己の発行済みの何らかの種類の議決権付有価証券(自己が保有するものを除く。)の15%を超える割合を表章する有価証券を発行する結果となる、合併、交換、連結化、経営統合、有価証券の発行、有価証券の取得、組織再編、資本変更、買収申出、公開買付、エクステンジ・オファー又はそれらと類似の取引

- ・ アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの重要な子会社の連結純収入、連結純利益又は連結資産の15%以上の割合を構成又は占める1又は複数の事業又は資産の売却、賃貸、交換、譲渡、ライセンス付与、取得又は処分
- ・ アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンの重要な子会社の清算又は解散

「重要な子会社」とは、アプライド マテリアルズ及びその全子会社の総体又は東京エレクトロン及びその全子会社の総体の連結純収入、連結純利益又は連結資産の10%以上を構成又は占める資産を所有するアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの子会社を意味する。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合完了前の期間中に第三者から実行又は提出された買収提案又は買収に関する引き合い(当該買収提案又は買収に関する引き合いを実行又は提出した者の身元情報及び当該買収提案又は買収に関する引き合いの条件内容、並びに当該買収提案又は買収に関する引き合いについてアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに送付又は提供された通信文書その他の関連する全ての書類の写しを含む。)につき、速やかに(48時間以内)他方当事者に通知するとともに、その後も(1)当該買収提案又は買収に関する引き合いの状況及び(2)当該買収提案又は買収に関する引き合いの実際の又は提案された重要な修正内容及び重要な進展状況について、継続的に適宜に情報を提供することに合意した。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、自己若しくは自己の子会社が当事者であるか又は自己若しくは自己の子会社に権利を与えているいかなる守秘義務、勧誘禁止、雇用禁止、「現状維持(スタンドスティル)」又は類似の契約上の義務の免除も行わないこと及び行わせないこと、又はそのような契約のいかなる規定の放棄も行わないこと及び行わせないこと、並びに他方当事者の要求があった場合はそのような契約のそれぞれをその条件に従って実行させるよう合理的な最善の努力をすることに同意した。

より優れた提案への対応及び勧誘禁止規定に対するその他の例外

前記「買収提案又は買収に関する引き合いの勧誘禁止」に述べられる勧誘及び類似の活動の制限にかかわらず、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンはそれぞれ、以下に述べる要件が満たされることを条件として、本経営統合契約日後、かつ、アプライド マテリアルズの場合は、アプライド マテリアルズ普通株式の議決権の過半数の保有者による承認投票(当該承認投票を、本概要において、以下「アプライド マテリアルズ株主総会の必要議決」という。)が得られる前、及び東京エレクトロンの場合は、総会基準日現在発行済みの東京エレクトロン普通株式(自己株式を除く。)の総議決権の3分の1以上を保有する株主が出席した株主総会において、出席する東京エレクトロン普通株式の議決権の3分の2の保有者による承認投票(当該承認投票を、本概要において、以下「東京エレクトロン株主総会の必要議決」という。)が得られる前においては、いつでも、本経営統合契約日後に提出され(かつ撤回されていない)より優れた提案を構成すると合理的に予測される買収提案に応じて、提案者に非公表情報を提供し又は提案者と協議及び交渉を開始することができる。

- ・ 当該買収提案が、買収提案及び買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の規定の違反又は規定に抵触する行為に起因していないこと
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会又は東京エレクトロン取締役会が、自社の外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該行動を行わないことは、適用される法的要件に基づく取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に判断すること
- ・ 当該提案者への非公表情報の提供又は提案者との協議若しくは交渉開始の少なくとも2営業日前に、アプライド マテリアルズ取締役会又は東京エレクトロン取締役会が、それぞれ東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズに当該提案者の身元情報及び当該提案者への非公表情報提供又は当該提案者との協議開始の意図に関する書面通知を提出し、かつ、本経営統合契約の締結直前に効力を有しているアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン間の守秘契約の規定と比べて、アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンにとって少なくとも有利性が劣らない規定を含む署名済みの守秘契約を当該提案者から受領すること
- ・ 当該提案者への非公表情報の提供の少なくとも24時間前に、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンがそれぞれ東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズに当該非公表情報を(当該非公表情報が既に提供済みでない限りにおいて)提供すること

「より優れた提案」とは、(公開買付、合併その他の方法を問わず)自己株式を除き発行済みの全てのアプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式を購入する旨の第三者からの善意かつ一方的な書面による提案であって、アプライド マテリアルズ取締役会又は東京エレクトロン取締役会が独立の財務アドバイザー及び外部の法律顧問の意見を聴取し、かつ、とりわけ当該取締役会が関係事項と考える当該提案及び本経営統合契約の法律上、財務上、規制上、時期的その他のあらゆる要素(当該提案の条件、実現可能性及び予想される完了の時期並びに当該提案に関する資金調達する提案者の能力を含む。)を考慮した上で、短期的な株式の価格や取引量の変動ではなく長期的価値の観点から本経営統合契約に定める取引よりもアプライド マテリアルズ株主又は東京エレクトロン株主にとって経済的に有利であると誠実に判断するものを意味する。

さらに、買収提案及び買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の規定にかかわらず、当該行為が本経営統合契約に基づいて有するはずの効果を否定又は変更することなく、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン並びにそれらの各取締役会は、(1)アプライド マテリアルズの場合は、1934年証券取引所法ルール14d-9及びルール14e-2に従うこと、並びに(2)東京エレクトロンの場合は、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の10に従うことが認められる。但し、当該行為を認めるが、本経営統合契約に基づいて当該行為が有するはずの効果を否定又は変更するものではない。

証券規制法上の届出及び上場申請

本経営統合契約に含まれるそれぞれの誓約に従い、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、フォームS-4を作成し、双方でこれにつき合意した。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、(1)フォームS-4がSECによって公表された適用法令を遵守すること、(2)SEC又はそのスタッフによるコメントを速やかに他方当事者に通知し、他方当事者と協力してそのコメントについて速やかに対応すること、(3)フォームS-4が、SECへの提出後合理的に可能な限り速やかに1933年証券法に基づき効力発生したと宣言されるようにすること(なお、SECは、平成26年5月13日にフォームS-4が効力発生したと宣言した。)、及び(4)本経営統合の完了を可能とするためにフォームS-4の効力を本経営統合の完了まで維持することにつき、合理的な最善の努力をすることに合意した。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合契約日後合理的に可能な限り速やかに、両社が、日本の法律に基づき本経営統合における東京エレクトロン普通株式との株式交換において発行される統合持株会社普通株式の登録に係る有価証券届出書を作成し、双方でこれにつき合意し(かかる合意はアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンによって合理的な理由なく留保、条件付け又は遅延されないものとする。)、かつ東京エレクトロンが日本の金融庁に提出することを合意した。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、(1)有価証券届出書が日本の金融庁によって公表された適用法令を遵守すること及び東京エレクトロン株主総会の招集関係書類が日本の会社法を遵守すること、(2)金融庁又はそのスタッフによるコメントを速やかに他方当事者に通知し、他方当事者と協力してそのコメントについて速やかに対応すること、(3)有価証券届出書が、金融庁への提出後合理的に可能な限り速やかに日本の金融商品取引法に基づく効力発生を通知されるようにすること、並びに(4)東京エレクトロン三角株式交換及び本経営統合の完了を可能とするために有価証券届出書の効力を本経営統合の完了まで維持することにつき、合理的な最善の努力をすることに合意した。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、統合持株会社普通株式が本経営統合完了時又はその直後にNasdaq株式市場及び東京証券取引所で取引可能となるように、本経営統合契約日後合理的に可能な限り速やかに、(1)統合持株会社普通株式のNasdaq株式市場への上場につきNasdaq株式市場へ、また(2)統合持株会社普通株式の東京証券取引所への上場につき東京証券取引所へ、上場申請書を作成し提出することに合意した。

アプライド マテリアルズ臨時株主総会

(後記「アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見」に要約される)アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更が生じたか否かにかかわらず、アプライド マテリアルズは以下のことに同意する。

- ・ フォームS-4が1933年証券法に基づきSECによって効力発生が宣言される日(当該日を本概要において、以下「フォームS-4発効日」という。)後合理的に可能な限り速やかに、本経営統合契約承認の議案を決議するためのアプライド マテリアルズの臨時株主総会(本概要において、以下「アプライド マテリアルズ臨時株主総会」といいます。)を適正に召還、通知、招集及び開催するよう、全ての適用される法的要件並びにその組織及び管理規程に基づき必要な一切の行為を行うこと。
- ・ 当該アプライド マテリアルズ臨時株主総会に本経営統合契約承認の議案を提出し、アプライド マテリアルズ臨時株主総会において当該議案に賛成するアプライド マテリアル株主の委任状の勧誘のために最善の努力をし、かつ、適用される法的要件に基づき認められるアプライド マテリアルズ臨時株主総会の中止又は本経営統合契約において企図される取引の推進に関連するアプライド マテリアルズ臨時株主総会の中止の議案を除き、東京エレクトロンの事前の書面による同意を得ない限り当該アプライド マテリアルズ臨時株主総会において他の議案を提出しないこと。
- ・ アプライド マテリアルズ臨時株主総会及び東京エレクトロン株主総会が同日に行われるよう合理的な最善の努力をすること。

前記に要約された義務にかかわらず、アプライド マテリアルズは、(1)適用法令によって要求されるフォームS-4の補足若しくは訂正が適時にアプライド マテリアルズ株主に確実に提供されるのに必要な場合にその限りにおいて、(2)アプライド マテリアルズ臨時株主総会の当初の予定期日において、議事の進行に必要な定足数を充足するアプライド マテリアルズ普通株式(本人行使が委任状によるかを問わない。)が十分に確保されない場合、又は(3)本経営統合契約若しくは本経営統合契約で企図されるその他の取引の承認に賛成する委任状の勧誘のために更なる期間が合理的に必要な場合は、東京エレクトロンとの協議を経てアプライド マテリアルズ臨時株主総会を中止若しくは延期することができ、又は東京エレクトロンの要請によりアプライド マテリアルズ臨時株主総会を中止若しくは延期する。

東京エレクトロン株主総会

(後記「東京エレクトロン取締役会勧奨意見」に要約される)東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更が生じたか否かにかかわらず、東京エレクトロンは以下のことに同意する。

- ・ 次のいずれか遅い方の事由が発生した後、合理的に可能な限り速やかに、東京エレクトロン三角株式交換契約承認の議案を決議するための東京エレクトロン株主総会を適正に召還、通知、招集及び開催するよう、全ての適用される法的要件並びにその組織及び管理規程に基づき必要な一切の行為を行うこと。
 - フォームS-4発効日
 - 有価証券届出書が金融商品取引法に基づき効力を生じる日
- ・ 当該東京エレクトロン株主総会に東京エレクトロン三角株式交換契約承認の議案を提出し、東京エレクトロン株主総会において当該議案に賛成する東京エレクトロン株主の委任状の勧誘のために最善の努力をし、かつ、適用される法的要件に基づき認められる東京エレクトロン株主総会の中止又は本経営統合契約で企図される取引の推進に関連する東京エレクトロン株主総会を中止する議案を除いて、アプライド マテリアルズの事前の書面による同意を得ない限り、当該東京エレクトロン株主総会で他の議案を提出しないこと。
- ・ アプライド マテリアルズ臨時株主総会及び東京エレクトロン株主総会が同日に行われるよう合理的な最善の努力をすること。

前記に要約された義務にかかわらず、東京エレクトロンは、(1)東京エレクトロンが金融庁に提出すべき有価証券届出書の補足若しくは訂正及び適用法令によって要求される東京エレクトロン株主総会招集関係書類が適時に東京エレクトロン株主に確実に提供されるのに必要な場合にその限りにおいて、(2)東京エレクトロン株主総会の当初の予定期日において、議事の進行に必要な定足数を充足する東京エレクトロン普通株式(本人行使が委任状によるかを問わない。)が十分に確保されない場合、又は(3)東京エレクトロン三角株式交換契約の承認に賛成する委任状の勧誘のために更なる期間が合理的に必要な場合は、アプライド マテリアルズとの協議を経て東京エレクトロン株主総会を中止若しくは延期することができ、又はアプライド マテリアルズの要請により東京エレクトロン株主総会を中止若しくは延期する。

アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見

アプライド マテリアルズ取締役会の勧奨義務

本経営統合契約は以下の規定を含む。

- ・ フォームS-4には、アプライド マテリアルズの株主が本経営統合契約の承認投票を行うことをアプライド マテリアルズ取締役会が勧奨する旨の表明が記載されている。かかる取締役会勧奨意見を、本概要において、以下「アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見」という。
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見は撤回されず、又は東京エレクトロンにとって不利な態様で修正されない。
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会及びその委員会は、以下のことを行わない。

- 東京エレクトロンによる書面での要請があつてから5営業日以内に、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見を再度肯定しないこと、又は本経営統合及び本経営統合契約で企図されるその他の取引がアプライド マテリアルズ株主の最善の利益に適うことを公に表明しないこと
- アプライド マテリアルズ又はその子会社に係る買収提案が公表されてから5営業日以内に当該買収提案に対する反対表明のプレスリリースを発行しないこと
- 本段落に要約する本経営統合契約の規定に定める行為(当該各行為を、本概要において、以下「アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更」という。)を行う決議をすること

アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更

前記「アプライド マテリアルズ取締役会の勧奨義務」に要約した義務にかかわらず、本経営統合契約がアプライド マテリアルズ株主総会の必要議決により承認される前はいつでも、アプライド マテリアルズ取締役会は、以下の全ての条件が満たされる場合において、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行い又はアプライド マテリアルズをして当該取締役会勧奨意見の変更を行わせることができる。

- ・ 本経営統合契約日後に、アプライド マテリアルズに対してアプライド マテリアルズの発行済普通株式の全てを購入する旨の勧誘によらない真正な書面申出がなされ(公開買付、合併又はその他方法を問わない。)、それが撤回されないこと
- ・ 当該申出に関して、アプライド マテリアルズが買収提案又は買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の規定に違反していないこと
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会が、独立の財務アドバイザー及び外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該申出がアプライド マテリアルズにとってより優れた提案であると誠実に決定すること
- ・ 東京エレクトロンがアプライド マテリアルズから当該決定の書面通知を受け取ってから5営業日の間は、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行わず、又はアプライド マテリアルズをして当該取締役会勧奨意見の変更を行わせないこと
- ・ 東京エレクトロンの要求があつた場合、当該5営業日の期間中に、当該申出がアプライド マテリアルズにとつてもはや本経営統合契約より優れた提案でなくなるように本経営統合契約を修正するため、アプライド マテリアルズが東京エレクトロンと誠実に交渉すること
- ・ 当該5営業日の期間終了時において、当該申出が撤回されておらず、かつ(前記箇条書きの交渉その他により東京エレクトロンから提案される本経営統合契約の条件の変更を踏まえて)引き続き当該申出がアプライド マテリアルズにとってより優れた提案であること
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該より優れた提案を踏まえると、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行わないことは、適用される法的要件に基づくアプライド マテリアルズ取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること

さらに、前記「アプライド マテリアルズ取締役会の勧奨義務」に要約された義務にかかわらず、本経営統合契約がアプライド マテリアルズ株主総会の必要議決により承認される前は、アプライド マテリアルズ取締役会は、以下の全ての条件が満たされる場合において、いつでもアプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行い又はアプライド マテリアルズをして当該取締役会勧奨意見の変更を行わせることができる。

- ・ 本経営統合契約日現在において、アプライド マテリアルズ、その子会社又はアプライド マテリアルズ若しくはその子会社の代表者のいずれも認識しておらずかつアプライド マテリアルズ又はその子会社にとって合理的に予測不能であった買収提案に無関係な重要な展開又は事情変更(このような重要な展開又は事情変更を、本概要において、以下「アプライド マテリアルズ事情変更」という。)が、本経営統合契約日後かつアプライド マテリアルズ株主総会の必要議決を得る前に発生すること
- ・ アプライド マテリアルズ取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該アプライド マテリアルズ事情変更を踏まえると、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行わないことは、適用される法的要件に基づくアプライド マテリアルズ取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること
- ・ 当該アプライド マテリアルズ事情変更についてアプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行う少なくとも5営業日前に、アプライド マテリアルズが東京エレクトロンに、当該アプライド マテリアルズ事情変更についての書面通知(当該変更の適度に詳細な説明及び変更の結果としてアプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行う旨のアプライド マテリアルズ取締役会の意思を含む。)を提出すること
- ・ 東京エレクトロンの要求があった場合、当該5営業日の期間中に、当該アプライド マテリアルズ事情変更の結果としてアプライド マテリアルズ取締役会がアプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行うことを不要とするような本経営統合契約の条件の変更又はその他の行為を行うためにアプライド マテリアルズが東京エレクトロンと誠実に交渉すること
- ・ 当該5営業日の期間終了後に、アプライド マテリアルズ取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該アプライド マテリアルズ事情変更(前記箇条書きの交渉の結果として本経営統合契約の条件の変更又は東京エレクトロンから提案されたその他の行為の実行を考慮に入れるものとする。)に照らして、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更を行わないことは適用される法的要件に基づくアプライド マテリアルズ取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること

アプライド マテリアルズは、アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更又は本経営統合契約に係るその他の事由にかかわらず、本経営統合契約が事前に解除されない限り、本経営統合契約を、アプライド マテリアルズ臨時株主総会における承認投票を得るためアプライド マテリアルズ普通株式の株主に提議することに同意した。

東京エレクトロン取締役会勧奨意見

東京エレクトロン取締役会の勧奨義務

本経営統合契約は以下の規定を含む。

- ・ 東京エレクトロン株主総会の招集関係書類には、東京エレクトロンの株主が東京エレクトロン三角株式交換契約の承認投票を行うことを東京エレクトロン取締役会が勧奨する旨の表明が記載される。かかる取締役会勧奨意見を、本概要において、以下「東京エレクトロン取締役会勧奨意見」という。
- ・ 東京エレクトロン取締役会勧奨意見は、撤回又はアプライド マテリアルズにとって不利な態様で修正されない。
- ・ 東京エレクトロン取締役会及びその委員会は、以下のことを行わない。

- アプライド マテリアルズによる書面での要請があつてから5営業日以内に、東京エレクトロン取締役会勧奨意見を再度肯定しないこと、又は本経営統合(東京エレクトロン三角株式交換を含む。)及び本経営統合契約で企図されるその他の取引が東京エレクトロン株主の最善の利益に適用することを公に表明しないこと
- 東京エレクトロン又はその子会社に係る買収提案が公表されてから5営業日以内に当該買収提案に対する反対表明のプレスリリースを発行しないこと
- 本段落に要約する本経営統合契約の規定に定める行為(当該各行為を、本概要において、以下「東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更」という。)を行う決議をすること

東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更

前記「東京エレクトロン取締役会の勧奨義務」に要約した義務にかかわらず、東京エレクトロン三角株式交換契約が東京エレクトロン株主総会の必要議決により承認される前はいつでも、東京エレクトロン取締役会は、以下の全ての条件が満たされる場合において、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行い又は東京エレクトロンをして当該取締役会勧奨意見の変更を行わせることができる。

- ・ 本経営統合契約日後に、東京エレクトロンに対して、東京エレクトロンの発行済普通株式の全てを購入する旨の勧誘によらない真正な書面申出がなされ(公開買付、合併又はその他方法を問わない。)、それが撤回されないこと
- ・ 当該申出に関して、東京エレクトロンが買収提案又は買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の規定に違反していないこと
- ・ 東京エレクトロン取締役会が、独立の財務アドバイザー及び外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該申出が東京エレクトロンにとってより優れた提案であると誠実に決定すること
- ・ アプライド マテリアルズが東京エレクトロンから当該決定の書面通知を受け取ってから5営業日の間は、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行わず、又は東京エレクトロンをして当該取締役会勧奨意見の変更を行わせないこと
- ・ アプライド マテリアルズの要求があつた場合、当該5営業日の期間中に、当該申出が東京エレクトロンにとってもはや本経営統合契約より優れた提案でなくなるように本経営統合契約を修正するため、東京エレクトロンがアプライド マテリアルズと誠実に交渉すること
- ・ 当該5営業日の期間終了時において、当該申出が撤回されておらず、かつ(前記箇条書きの交渉その他によりアプライド マテリアルズから提案される本経営統合契約の条件の変更を踏まえて)引き続き当該申出が東京エレクトロンにとってより優れた提案を構成していること
- ・ 東京エレクトロン取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該より優れた提案を踏まえると、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行わないことは、適用される法的要件に基づく東京エレクトロン取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること

さらに、前記「東京エレクトロン取締役会の勧奨義務」に要約された義務にかかわらず、本経営統合契約が東京エレクトロンの株主総会の必要議決により承認される前は、東京エレクトロン取締役会は、以下の全ての条件が満たされる場合において、いつでも東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行い又は東京エレクトロンをして行わせることができる。

- ・ 本経営統合契約日現在において、東京エレクトロン、その子会社又は東京エレクトロン若しくはその子会社の代表者のいずれも認識しておらず、かつ東京エレクトロン又はその子会社にとって合理的に予測不能であった買収提案に無関係な重要な展開又は事情変更(このような重要な展開又は事情変更を、本概要において、以下「東京エレクトロン事情変更」という。)が、本経営統合契約日後かつ東京エレクトロン株主総会の必要議決を得る前に発生すること
- ・ 東京エレクトロン取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該東京エレクトロン事情変更を踏まえると、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行わないことは適用される法的要件に基づく東京エレクトロン取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること
- ・ 当該東京エレクトロン事情変更について東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行う少なくとも5営業日前に、東京エレクトロンがアプライド マテリアルズに、当該東京エレクトロン事情変更についての書面通知(当該変更の合理性のある詳細な説明及び変更の結果として東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行う旨の東京エレクトロン取締役会の意思を含む。)を提出すること
- ・ アプライド マテリアルズの要求があった場合、当該5営業日の期間中に、当該東京エレクトロン事情変更の結果として東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行うことを不要とするような本経営統合契約の条件の変更又はその他の行為を行うために東京エレクトロンがアプライド マテリアルズと誠実に交渉すること
- ・ 当該5営業日の期間終了後に、東京エレクトロン取締役会が、外部の法律顧問の意見聴取を経て、当該東京エレクトロン事情変更(前記箇条書きの交渉の結果としての本経営統合契約の条件の変更又はアプライド マテリアルズから提案されたその他の行為の実行を考慮に入れるものとする。)に照らして、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更を行わないことは適用される法的要件に基づく東京エレクトロン取締役会の忠実義務違反を構成すると誠実に決定すること

東京エレクトロンは、東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更又は本経営統合契約に係るその他の事由にかかわらず、本経営統合契約が事前に解除されない限り、

- ・ 東京エレクトロン三角株式交換契約を、東京エレクトロン株主総会における承認議決を得るため東京エレクトロン普通株主に提議し、かつ
- ・ アプライド マテリアルズの事前の書面による同意を得ない限り、東京エレクトロン三角株式交換契約を修正、変更、取消、破棄若しくは解除せず、又は同契約のいかなる規定も放棄せず放棄させないことを確保する。

役員及び取締役の補償

本経営統合の完了以降、統合持株会社は、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及びそれぞれの各子会社の過去及び現在の一切の取締役、役員及び従業員を(全員をそれぞれの地位において)(1)それらの者が本経営統合契約日現在においてアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン又はそれぞれの各子会社によって補償され、免責され又は費用の前払いを受け得る範囲と同程度、かつ(2)適用される法的要件によって認められる最大限度で、本経営統合の完了以前に生じた作為又は不作為に関して補償及び免責し、かつ費用を前払いし、またアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンをして補償及び免責させ、かつ費用を前払いさせるものとする。

本経営統合契約は、統合持株会社が以下のいずれかを行うことを定めている。

- ・ 本経営統合の完了後6年間、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの各取締役及び役員に係る賠償責任保険(又はその同等の保険契約)につき、年間保険料引上げの上限を200%として効力を維持させること
- ・ 当該保険について6年間の前払いの「テール」保険を購入すること

前記のアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの各取締役及び役員の賠償責任保険若しくは「テール」保険の受益者である各個人(並びにそれらの個人の死亡後は、それらの相続人及び代理人)は、前記で要約される本経営統合契約の規定の第三受益者となることが意図されており、契約当事者と同様に前記規定を執行する全ての権利を有する。本経営統合契約は、前記規定は当該受益者(又は当該受益者の死亡後は受益者の相続人及び代理人)の事前の書面による同意なしに当該受益者に不利な態様で解除、修正又はその他の変更をすることができないことを定めている。

反トラスト及びその他の規制当局の承認

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合契約日後できるだけ速やかに、当該当事者が本経営統合及び本経営統合契約で企図されるその他の取引に関して政府当局に提出する必要がある全ての通知、報告及びその他の書類(反トラスト法に基づくものを含む。)を提出し、当該政府当局に要求される追加情報を速やかに提出するよう合理的な最善の努力をすることに同意した。本経営統合契約に従い、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、以下の法律に基づく提出を完了し、又は今後提出を行う。

- ・ ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法(米国)
- ・ 独占禁止法(中国)
- ・ 反競争制限法(ドイツ)
- ・ 制限的取引慣行法(イスラエル)
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(日本)
- ・ 独占規制及び公正取引に関する法律(韓国)
- ・ 公正取引法(台湾)

前記箇条書きの反トラスト法を併せて、本概要において、以下「特定反トラスト法」という。

さらに、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合を決議する対米外国投資委員会(本概要において、以下「CFIUS」という。)からの書面通知(本概要において、以下「CFIUS承認」という。)を求める本経営統合契約上の義務に従って、1950年国防生産法エクソン・フロリオ修正に基づく任意的共同申請を提出した。なお、平成26年2月20日、CFIUS承認を取得した。

協力に関する誓約と当局からの訴訟

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合に関して政府当局の承認を求めることについて、届出、情報共有及び協議に関する誓約の点で合意した。本経営統合契約は、本経営統合又は本経営統合契約で企図されるその他の取引に対して異議を有する政府当局によって法的手続が提起された(又は提起されるおそれのある)場合について、以下の通り規定している。

- ・ 上述の諸義務にかかわらず、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、管轄権を有する裁判所が本経営統合又は本経営統合契約に企図されるその他の取引の禁止、阻止又は制限を予備的又は確定的に命じる差止め命令又はそのような他の命令を最初に発する時まで、当該法的手続に対して互いに協力して争い、防御するよう合理的な最善の努力をする。
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのいずれも、いかなる場合であれ、他方当事者の同意を得ない限り(かかる同意は不合理に拒否、条件付け又は遅延してはならない。)、そのような法的手続に係る和解案、同意要求、誓約、救済手段、開示、証拠能力、時期又は日程に関して政府当局に対しての又は政府当局との間でのいかなる申出、申出の受入若しくは条件修正の申出又は合意を行い又は自己の関係会社をして行わせてはならない。

合理的な最善の努力及び限定

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合を完了させ、かつ本経営統合契約に企図されるその他の取引の効力を発生させるために、必要な全ての行為を行い、又は行わせることを目的として、合理的な最善の努力をする。但し、本経営統合契約においては、総合的に考えてアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及びそれぞれの子会社の年間の連結売上高の合算額における少なくとも総額600,000,000米ドルの減少(かかる減少は本概要において、以下「大幅減収」という。)をもたらすことが合理的に想定されないのでない限り、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンのいずれも本経営統合契約に基づき又は本経営統合契約に企図される取引に関して以下のいずれの行為も行う義務を負わないことを定めている。

- ・ 何らかの資産の処分若しくは第三者への譲渡若しくは独占的ライセンスを付与すること、自己の子会社にかかる資産の処分若しくは第三者への譲渡若しくは独占的ライセンスの付与を行なわせること、又は自ら若しくは自己の子会社を通して当該資産の処分若しくは第三者への譲渡若しくは独占的ライセンスの付与を委任すること
- ・ 何らかの製品若しくはサービスの提供を中止すること、若しくは自己の子会社に中止させること、又は自ら若しくは自己の子会社を通して中止することを委任すること
- ・ 何らかの技術、知的財産又は知的財産権について、非独占的ライセンスを付与すること若しくは第三者にそれらを利用させること、又は自己の子会社に非独占的ライセンスを付与させること若しくは第三者にそれらを利用させること、又は自ら若しくは自己の子会社を通して非独占的ライセンスを付与すること若しくは第三者にそれらを利用させるよう委任すること
- ・ 資産又は事業(本経営統合の完了の前後を問わない。)を分離し、若しくは子会社に分離させること、又は自ら若しくは自己の子会社を通してかかる資産若しくは事業を分離するよう委任すること
- ・ (政府当局又はその他に対して)自己若しくは自己の子会社の将来の事業に関する約束をすること、若しくは子会社に約束させること、又は自ら若しくは自己の子会社を通してそのような約束を委任すること

さらに、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンのいずれも、CFIUS承認を得るために、本経営統合の完了後に統合持株会社及びその子会社の事業、財務状態又は経営成績に全体として重大な悪影響を生じさせる(又はそのように合理的に予測される)いかなる行為を行うこと若しくは自己の関連会社に行わせることも本経営統合契約によって要求されない。なお、平成26年2月20日、CFIUS承認を取得した。

税務に関する事項

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、東京エレクトロン三角株式交換及び本経営統合契約において企図されたその他の取引につき、日本の税務上、(1)東京エレクトロンに課税が生じないこと(東京エレクトロン三角株式交換後に統合持株会社に移転される統合持株会社普通株式に係るものを除く。)、(2)東京エレクトロン株主に課税が生じないこと(東京エレクトロン株主が交付を受ける端数調整金又は反対株主権の行使により交付を受ける金銭に係るものを除く。)及び(3)東京エレクトロン三角株式交換及びこれに関連して行われる取引の結果、以下の第三番目の項目に述べる事項に関して三角株式交換当事会社(日本)に課税が生じないことを想定しており、特に東京エレクトロン三角株式交換及びこれに関連して行われる取引が以下の条件を満たすことを想定している。

- ・ 東京エレクトロンが、日本の法人税法第62条の9に基づく資産の時価評価による評価損益課税の対象とならないこと。
- ・ 日本の法人税法第61条の2第8項及び日本の所得税法第57条の4第1項に従い、東京エレクトロン株主が日本の法人税法第61条の2第1項又は租税特別措置法第37条の10第1項に基づく譲渡益課税の対象とならないこと(但し、東京エレクトロン株主が、東京エレクトロン三角株式交換に伴い端数調整金の交付を受ける場合又は反対株主権の行使により現金の交付を受ける場合はこの限りでない。)
- ・ 三角株式交換当事会社(日本)が、東京エレクトロン三角株式交換において東京エレクトロン普通株式と交換される統合持株会社普通株式の対価が無償又は額面価格分しかないとの理由で課税の対象とならないこと(本概要において、以下「東京エレクトロンが意図する対価の取扱い」という。)

(上述の東京エレクトロン三角株式交換及びこれに関連して行われる取引において想定される税務上の取扱いを、本概要において、以下「東京エレクトロンが意図する税務上の取扱い」という。)アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、東京エレクトロン三角株式交換が東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いとなるよう合理的な最善の努力をし、かつ相互に協力することに合意した。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、政府当局からの一定の税務上の取扱いについてのルーリングの取得及びそれぞれの税務アドバイザーである、スイスの組織であるベーカー&マッケンジー・インターナショナル(又は当該組織のメンバーファーム(当該組織又は当該組織のメンバーファームは、本概要において、以下「ベーカー&マッケンジー」という。))又はKPMG税理士法人(本概要において、以下「本経営統合税務アドバイザー」と総称する。))からの一定の税務意見の取得のために合理的な最善の努力をし、かつそれらを取得することにつき相互に協力する(情報共有と協議に関する本経営統合契約の条項に従うことを含む。)ことに合意した。想定している税務上の取扱いについてのルーリングには、とりわけ、日本の国税庁(国税局及び税務署等の下位機関を含み、本概要において、以下「日本国税当局」という。))からの東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いについてのルーリングが含まれる。想定している税務意見には、とりわけ、東京エレクトロン三角株式交換が東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いに適合するとの趣旨の意見及び1986年米国内国歳入法(その後の改正を含む。)のセクション7874(本概要において、以下「セクション7874」という。))に従い統合持株会社はオランダの会社として扱われるとの趣旨の意見が含まれる。

内部管理

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、本経営統合完了前の期間中に、自己又は自己の監査人が財務報告の社内管理の有効性における何らかの重大な弱点(又は合わせて重大な弱点を構成するとみなされる一連の内部管理の欠陥)を発見した場合、速やかにそれを他方当事者に通知し、当該重大な弱点又は当該一連の内部管理の欠陥の是正に向け本経営統合完了前の期間中、合理的な最善の努力をすることに合意した。

従業員に関する事項

本経営統合契約は、米国完了日から始まる1年の間、統合持株会社が以下のことを行うべき旨を規定している。

- ・ アプライド マテリアルズ三角合併又は東京エレクトロン三角株式交換のそれぞれの完了直前において、アプライド マテリアルズ若しくはその子会社の又は東京エレクトロン若しくはその子会社の従業員であった各者は、当該1年の期間中、統合持株会社又はその子会社の従業員の地位を有する限り、その者がアプライド マテリアルズ三角合併効力発生時又は東京エレクトロン三角株式交換効力発生時の直前に得ていた報酬及び利益の総額を下回らない報酬及び利益(株式ベースの利益を除く。)を規定の通り受け取るものとする。
- ・ かかる従業員のうち当該1年の期間の途中で統合持株会社又はその子会社の従業員の地位を離れる者は、アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時又は東京エレクトロン三角株式交換効力発生時の直前にかかる従業員に対し適用された退職制度プラン、方針、プログラム若しくは措置と同一条件又は総計でそれらを下回らない条件による退職金及び退職利益を規定の通り受け取るものとする。

さらに、本経営統合契約は、当該従業員の加入資格のある統合持株会社及びその子会社の従業員プランその他報酬及び福利に関するプラン、プログラム、方針、契約並びにその他の措置において、自己がアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン、それらの子会社及びそれら各社の前身である諸企業において勤務した総年数について(アプライド マテリアルズ三角合併効力発生時又は東京エレクトロン三角株式交換効力発生時直前において、当該従業員に対して、規定の通り認められたものと同程度の)完全な資格を与えられるよう統合持株会社を取り計らうべきことを定めている。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、(1)関係の労働者協議会、経済委員会、労働組合その他類似の組織から意見若しくは承認を得るため、又は(2)かかる意見若しくは承認無しに、本経営統合契約の両当事者が本経営統合契約において企図される取引の実行を許容されるために必要な法的要件(通知、協議その他の全ての手続を含む。)を充足するよう協力するか、又はその充足に向けたそれぞれの関係人員の活動に関する合理的な最善の努力をすることに同意した。

更なる保証

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが本経営統合契約において企図される取引を合意通りに正確に完了することができないか、日本国国税当局が日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリング(以下に定義される。)を発するか、本経営統合契約当事者が政府当局からのその他の何らかの税務上の取扱いについての否定的なルーリング若しくは本経営統合税務アドバイザーからの否定的な税務アドバイス若しくは否定的な税務意見を受け取るか、又は本経営統合契約当事者が本経営統合契約の完了条件(後記「完了条件」に概要が述べられている。)に挙げられる何らかの税務意見を本経営統合税務アドバイザーから得ることができない場合、本経営統合及び本経営統合に企図されるその他の取引の変更合意するよう相互に誠意を持って協力及び交渉しかつ合理的な最善の努力をする(但し、かかる変更が本経営統合において意図する利益、バランスその他の締結要因の重要な点に悪影響を与えない範囲に限る。)ことに合意した。

完了条件

本経営統合を完了させるための全当事者の義務の条件

本経営統合契約に企図される取引の効力を発生させ、かつ完了させる本経営統合契約の各当事者の義務は、本経営統合の完了時又は完了前に以下の各条件が充足されることとする。

- ・ フォームS-4が、1933年証券法の規定に従って効力を生じ、SECから中止命令が出されず有効なまま存続し、かつかかる中止命令を求める手続がSECによってなされるおそれがない又は開始されていないこと、かつ係属中ではないこと
- ・ 有価証券届出書が金融商品取引法の規定に従って効力を生じ、金融庁から中止命令が出されず有効なまま存続し、かつかかる中止命令を求める手続が金融庁によってなされるおそれがない又は開始されていない、かつ係属中でないこと
- ・ 本経営統合契約がアプライド マテリアルズ株主総会の必要議決により適法に承認され、また東京エレクトロン三角株式交換契約が東京エレクトロン株主総会の必要議決により適法に承認されたこと
- ・ 特定反トラスト法に基づく本経営統合の完了に適用される待機期間(及びその延長期間)が満了又は終了し、特定反トラスト法に関して取得すべき一切の政府認可を取得し全面的に効力を維持しており、かつ取得できたかかる政府認可のいずれも、大幅減収の結果を発生させ又は合理的に判断して発生させると予想される、いかなる条件、制限、制約又は限定も要求、包含又は意図していないこと(本項目で述べる条件を、本概要で、以下「反トラスト関連条件」という。)
- ・ CFIOUS承認を取得して当該承認が全面的に効力を維持しており、かつ本経営統合の完了後の統合持株会社及びその子会社の全体としての事業、財務状態及び経営成績への重大な悪影響を発生させ又は合理的に判断して発生させると予想される、いかなる条件、制限、制約又は限定も要求、包含又は意図していないこと(本項目で述べる条件を、本概要で、以下「CFIOUS関連条件」という。)(なお、CFIOUS関連条件は充足している。)
- ・ いかなる保全処分、一時的若しくは終局的差止命令又は本経営統合の完了を妨げるその他の命令も、管轄権を有する裁判所その他の政府当局から発行されておらず、かつ効力を維持しておらず、また本経営統合の完了を違法とする本経営統合に係るいかなる立法その他の法的要件も制定若しくは適用されていないこと(反トラスト法令に関してかかる条件の充足を判断する際の考慮要素は特定反トラスト法のみであり、その他の反トラスト法令は考慮されないものとする。)
- ・ 以下のいずれかに該当する政府当局が提起した係属中の法的手続が存在していないこと、及び提起される明白なおそれもないこと(反トラスト法令に関して本項目の条件の充足を判断する際の考慮要素は特定反トラスト法に基づき提起される法的手続のみであり、その他の反トラスト法令に基づく法的手続は考慮されないものとする。)
 - 本経営統合又は本経営統合契約に企図されるその他の取引の完了に異議を唱え又はその制限、禁止、撤回若しくは阻止を目的とするもの
 - 本経営統合又は本経営統合契約に企図されるその他の取引に関連し、かつアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン又はそれぞれの子会社の重要な資産を所有する権利若しくは能力に重大な悪影響を及ぼす又はそれらの事業運営に重大な制限を課すと合理的に予測されるもの
 - 本経営統合又は本経営統合契約に企図されるその他の取引のうちいずれかの結果として、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン又はそれぞれの子会社にその重要な資産又は事業の処分又は分別保有の強制を目的とするもの
 - 本経営統合又は本経営統合契約に企図されるその他の取引に関連し、かつアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン又はそれぞれの子会社のうちのいずれかに対する刑罰又は刑事責任の賦課を目的とする(又は結果として刑罰又は刑事責任が賦課されると合理的に予測される)もの

- ・ アプライド マテリアルズが、米国完了日でベーカー&マッケンジーからアプライド マテリアルズに宛てた、統合持株会社がセクション7874その他の類似規定により米国の会社としては扱われないという趣旨の意見書を受け取っていること。但し、この条件は、ベーカー&マッケンジーがかかる意見書を提出しなかった場合、又は提出したが撤回若しくは修正した場合でも、東京エレクトロンの米国における税務顧問であるジョーンズ・デイ法律事務所が同様の意見書をアプライド マテリアルズに提出した場合には充足されたものとみなされる。
- ・ 以下の少なくとも一つの条件が充足されたこと
 - 本経営統合税務アドバイザーのいずれかが、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに対して東京エレクトロンが意図する対価の取扱いが確保されるとの趣旨の意見書(撤回又は変更されていないもの)を提出しており、他方でもう一方の本経営統合税務アドバイザーからアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに対して東京エレクトロンが意図する対価の取扱いが確保されない重大なリスクが存在するとの趣旨の意見書(撤回又は変更されていないもの)が提出されていないこと
 - 日本国国税当局が、(1)東京エレクトロンが意図する対価の取扱いがなされるか若しくはなされる可能性があるとの趣旨、又は(2)東京エレクトロンが意図する対価の取扱いがなされない(又はなされない可能性がある)特段の理由はないとの趣旨の回答又は通知(かかる回答又は通知が公式か非公式か、又は口頭によるか書面によるかを問わない。)をアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに対して提供していること
 - 本経営統合税務アドバイザーの双方が(1)日本国国税当局の対応は合理的に判断して東京エレクトロンが意図する対価の取扱いがなされることを意味していると解釈され得る、又は(2)双方が、東京エレクトロンが意図する対価の取扱いがなされることを確信する旨の意見を表明すること

平成25年12月4日、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、イスラエルの制限的取引慣行法に基づく制限的取引慣行監督官による本経営統合への同意書を取得した。また、平成26年2月20日、CFIUS承認を取得した。したがって、CFIUS関連条件は充足されている。

各本経営統合税務アドバイザーは、その依頼者に対し、日本国国税当局の対応は合理的に判断して東京エレクトロンが意図する対価の取扱いがなされることを意味していると解釈され得る旨の意見を表明した。したがって、上述の条件は充足された。

本経営統合を完了させるアプライド マテリアルズの義務の条件

本経営統合契約に企図される取引の効力を発生させ、かつ完了させるためのアプライド マテリアルズの義務は、本経営統合の完了時又は完了前に以下の条件が充足されることとする。

- ・ 資本構成、東京エレクトロンが本経営統合契約を結ぶことについての東京エレクトロン取締役会による承認、本経営統合契約上の義務を履行する東京エレクトロンの会社としての能力及びその他類似の事項に関する東京エレクトロンの表明保証が全て、本経営統合契約日及び(日本及び米国における)完了日現在において、全ての重要な点で正確であること(重要性に関する留保は考慮しない。)
- ・ 平成25年6月30日から本経営統合契約日までの間に東京エレクトロンに重大な悪影響が存在していないことについての東京エレクトロンの表明保証のそれぞれが、本経営統合契約日現在において全ての点で正確であること

- ・ 東京エレクトロンのその他の表明保証が本経営統合契約日及び(日本及び米国における)完了日現在において、全ての点で正確であること(重要性に関する留保は考慮しない。)。但し、それらについて何らかの不正確があっても、それを生じさせた状況が東京エレクトロンへの重大な悪影響を構成するものでなく、かつその後においてもそのような重大な悪影響を生じさせることが合理的に予測されない場合は除く。
- ・ 東京エレクトロンが本経営統合の完了以前に遵守し又は履行することを要求される本経営統合契約における誓約及び義務が、全ての重要な点で遵守及び履行されていること
- ・ アプライド マテリアルズが、東京エレクトロンのCEO及びCFOによって作成された一定の完了条件が適正に充足されていることを確認する証明書を受け取っていること
- ・ 本経営統合契約日以降に、東京エレクトロンへの重大な悪影響で未だ治癒されていないものは発生しておらず、かつ当該時点に存在するその他の事象又は状況と組み合わせた場合に東京エレクトロンへの重大な悪影響を生じさせると合理的に予測されるいかなる事象又は状況も発生又は存在していないこと
- ・ アプライド マテリアルズが、ペーカー&マッケンジーから、本経営統合は東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いとなるとの旨の意見書を受け取り、かつそれが撤回又は修正されていないこと。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は、当該条件は充足されたものとみなされる。
 - ペーカー&マッケンジーがかかる意見書を提出していない又は提出したが撤回若しくは修正されていた場合であって、KPMG税理士法人がアプライド マテリアルズに対して同様の意見書を提出していること
 - 以下のいずれかに該当する「日本の税務上の取扱いについての肯定的なルーリング」が得られていること
 - ・ 日本国税当局が、(1)東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされるか若しくはなされる可能性があるとの趣旨、又は(2)東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされない(又はなされない可能性がある)特段の理由はないとの趣旨の回答又は通知(かかる回答又は通知が公式か非公式か、又は口頭によるか書面によるかを問わない。)をアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに対して提供していること
 - ・ 本経営統合税務アドバイザーの双方が(1)日本国税当局の対応は合理的に判断して東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされることを意味していると解釈され得る、又は(2)双方が、東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされることを確信する旨の意見を表明すること
 - フォームS-4発効日より前に、日本国税当局から東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いの何らかの要素が本経営統合及び本経営統合契約に企図されるその他の取引について適用されない(又は適用されないであろう)との趣旨の回答又は通知(かかる回答又は通知が公式か非公式か、又は口頭によるか書面によるかを問わない。)(本概要において、以下「日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリング」という。)が発せられ、当該日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングがフォームS-4発効日の最近日においてアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンから日本国税当局に申し出られた本経営統合及びその他取引に適用されること

日本国税当局からの(一部は非公式の)口頭での回答に基づき、各本経営統合税務アドバイザーは、その依頼者に対し、日本国税当局の行為は合理的に判断して東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされることを意味していると解釈され得る旨の意見を表明した。したがって、日本の税務上の取扱いについての肯定的なルーリングは得られている。

本経営統合を完了させる東京エレクトロンの義務の条件

本経営統合契約に企図される取引を実行し完了させるための東京エレクトロンの義務は、本経営統合の完了時又は完了前に以下の条件の全てが充足されることとする。

- ・ 資本構成、アプライド マテリアルズが本経営統合契約を結ぶことについてのアプライド マテリアルズ取締役会による承認、本経営統合契約上の義務を履行するアプライド マテリアルズの会社としての能力及びその他類似の事項に関するアプライド マテリアルズの表明保証が全て、本経営統合契約日及び(日本及び米国における)本経営統合完了日現在において、全ての重要な点で正確であること(重要性に関する留保は考慮しない。)
- ・ 平成25年7月28日から本経営統合契約日までの間にアプライド マテリアルズに重大な悪影響が存在していないことについてのアプライド マテリアルズの表明保証のそれぞれが、本経営統合契約日現在において全ての点で正確であること
- ・ アプライド マテリアルズのその他の表明保証が本経営統合契約日及び(日本及び米国における)本経営統合完了日現在において、全ての点で正確であること(重要性に関する留保は考慮しない。)。但し、それらについて何らかの不正確があっても、それを生じさせた状況がアプライド マテリアルズへの重大な悪影響を構成するものでなく、かつその後においてもそのような重大な悪影響を生じさせることが合理的に予測されない場合は除く。
- ・ アプライド マテリアルズが本経営統合の完了以前に遵守し又は履行することを要求される本経営統合契約における誓約及び義務が、全ての重要な点で遵守及び履行されていること
- ・ 東京エレクトロンが、アプライド マテリアルズのCEO及びCF0によって作成された一定の完了条件が適正に充足されていることを確認する証明書を受け取っていること
- ・ 本経営統合契約日以降に、アプライド マテリアルズへの重大な悪影響で未だ治癒されていないものは発生しておらず、かつ当該時点に存在するその他の事象又は状況と組み合わせた場合にアプライド マテリアルズへの重大な悪影響を生じさせると合理的に予測されるいかなる事象又は状況も発生又は存在していないこと
- ・ 東京エレクトロンが、KPMG税理士法人から、本経営統合は東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いとなる旨の意見書を受け取り、かつそれが撤回又は修正されていないこと。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は、当該条件は充足されたものとみなされる。
 - KPMG税理士法人がかかると見られる意見書を提出していない又は提出したが撤回又は修正されていた場合であって、ペーカー&マッケンジーが東京エレクトロンに対して同様の意見書を提出していること
 - アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンが日本国税当局から日本の税務上の取扱いについての肯定的なルーリングを得ていること
 - フォームS-4発効日より前に、日本国税当局から日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングがアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに発せられ、当該日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングがフォームS-4発効日の最近日においてアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンから日本国税当局に申し出られた本経営統合及びその他取引に適用されること

日本国税当局からの(一部は非公式の)口頭での回答に基づき、各本経営統合税務アドバイザーは、その依頼者に対し、日本国税当局の行為は合理的に判断して東京エレクトロンが意図する税務上の取扱いがなされることを意味していると解釈され得る旨の意見を表明した。したがって、日本の税務上の取扱いについての肯定的なルーリングは得られている。

本経営統合契約の解除

相互の合意による解除

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合の完了より前に、相互の書面による合意により本経営統合契約を解除することができる。

アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンのそれぞれによる解除

アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは、以下のいずれかの場合においては、本経営統合の完了より前に本経営統合契約を解除することができる。

- ・ 以下の条件を前提として、本経営統合が平成26年9月24日の太平洋時間午後11時59分(本概要において、以下「本経営統合契約終了日」という。)までに完了しない場合
 - アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはいずれも、本経営統合契約終了日までに本経営統合契約が完了されないことが自己の本経営統合契約における誓約又は義務の不履行による場合においては、当該日までに本経営統合が完了していないことを理由として本経営統合契約を解除することはできない。
 - アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが本経営統合契約終了日より前に書面で別段の合意をしない限り、本経営統合契約終了日に充足も放棄もされていない本経営統合契約の完了条件(性質上、本経営統合の完了時に又はその直前に充足されるべき条件は除く。)が特定反トラスト法及びCFIUS承認に係るもののみである場合には、当初の本経営統合契約終了日は、自動的に6ヶ月間延長される。
- ・ 管轄権ある裁判所その他の政府機関が、本経営統合を永久に制限、禁止又は差止める効果を持つ終局的で上訴不能な命令を発した場合又はかかる効果を持つその他の行為を行った場合
- ・ 本経営統合契約が、アプライド マテリアルズ臨時株主総会(延会又は続会を含む。)においてアプライド マテリアルズ株主総会の必要議決による採択を得られない場合
- ・ 東京エレクトロン三角株式交換契約が、東京エレクトロン株主総会(延会又は続会を含む。)において東京エレクトロン株主総会の必要議決により承認されない場合

アプライド マテリアルズによる解除

アプライド マテリアルズは、以下のいずれかの場合においては、本経営統合の完了前に本経営統合契約を解除することができる。

- ・ 東京エレクトロン株主総会の必要議決による東京エレクトロン三角株式交換契約の承認決議より前に、以下の事由(本概要において、以下「東京エレクトロン解除事由」という。)のいずれかが発生したこと
 - 東京エレクトロン取締役会が、東京エレクトロン株主に対して東京エレクトロン三角株式交換契約の承認の勧奨を行わないこと
 - 東京エレクトロン取締役会勧奨意見の変更が生じること
 - 東京エレクトロン取締役会が、東京エレクトロン又はその子会社に関する何らかの買収提案を承認、保証又は推奨すること

- 東京エレクトロンが、東京エレクトロン又はその子会社に係る買収提案に関する基本合意書又は類似文書若しくは類似契約を結ぶこと
 - 東京エレクトロン又はその子会社に関する何らかの買収提案が公表され、東京エレクトロンがかかる公表後5営業日以内に当該買収提案に異議を表明するプレスリリースを公表しないこと
 - 東京エレクトロンが、買収提案及び買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の重要な規定又は東京エレクトロン株主による承認のために東京エレクトロンに対して東京エレクトロン三角株式交換契約を提出することを要求する本経営統合契約の重要な規定に重要な点で違反すること
- ・ 東京エレクトロン株主総会(延会又は続会を含む。)が開催され終結する日より前に、以下の事実が認められること
 - フォームS-4発効日より前に、日本国国税当局がアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングを発しており、
 - かかる日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングがフォームS-4発効日現在において効力を有しており、かつ
 - アプライド マテリアルズが、一定の税務意見又は税務上の取扱いについてのルーリングを求めること及び日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングを払拭するよう合理的な最善の努力をすることに関する義務に重要な点で違反していないこと
 - ・ 30日間の内に以下の不正確又は違反を治癒する権利を東京エレクトロンが有することを前提に、以下のいずれかの事実が認められること
 - 本経営統合契約に含まれる東京エレクトロンの何らかの表明又は保証が、本経営統合契約日現在において正確でないか又は本経営統合契約日後に正確でなくなり、その結果として東京エレクトロンの表明及び保証に関する完了条件が満たされないこと
 - 東京エレクトロンが本経営統合契約に含まれるその誓約又は義務の何らかに違反し、その結果として前記に要約した東京エレクトロンの誓約に関する完了条件が満たされないこと

東京エレクトロンによる解除

東京エレクトロンは、以下のいずれかの場合においては、本経営統合の完了前に本経営統合契約を解除することができる。

- ・ アプライド マテリアルズ株主総会の必要議決による本経営統合契約の承認より前に、以下の事由(本概要において、以下「アプライド マテリアルズ解除事由」という。)のいずれかが発生したこと
 - アプライド マテリアルズ取締役会が、アプライド マテリアルズ株主に対して本経営統合契約の承認決議の勧奨を行わないこと
 - アプライド マテリアルズ取締役会勧奨意見の変更が生じること
 - アプライド マテリアルズ取締役会が、アプライド マテリアルズ又はその子会社に関する何らかの買収提案を承認、保証又は推奨すること
 - アプライド マテリアルズが、アプライド マテリアルズ又はその子会社に係る買収提案に関する基本合意書等又は類似文書若しくは類似契約を結ぶこと

- アプライド マテリアルズ又はその子会社に関する何らかの買収提案が公表され、アプライド マテリアルズがかかる公表後5営業日以内に当該買収提案に異議を表明するプレスリリースを發表しないこと
 - アプライド マテリアルズが、買収提案及び買収に関する引き合いの勧誘を制限する本経営統合契約の重要な規定又はアプライド マテリアルズ株主による本経営統合契約を承認のためにアプライド マテリアルズに対して本経営統合契約を提出することを要求する本経営統合契約の重要な規定に重要な点で違反すること
- ・ 東京エレクトロン株主総会(延会又は続会を含む。)が開催され終結する日より前に、以下の事実が認められること
 - フォームS-4発効日より前に、日本国税当局がアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに、日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングを發しており、
 - かかる日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングがフォームS-4発効日現在において効力を有しており、かつ
 - 東京エレクトロンが、一定の税務意見又は税務上の取扱いについてのルーリングを求めること及び日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングを払拭するよう合理的な最善の努力をすることに關する義務に重要な点で違反していないこと
 - ・ 30日間の内に以下の不正確又は違反を治癒する権利をアプライド マテリアルズが有することを前提に、以下のいずれかの事実が認められること
 - 本経営統合契約に含まれるアプライド マテリアルズの何らかの表明又は保証が、本経営統合契約日現在において正確でないか又は本経営統合契約日後に正確でなくなり、その結果としてアプライド マテリアルズの表明及び保証に關する完了条件が満たされないこと
 - アプライド マテリアルズが本経営統合契約に含まれるその誓約又は義務の何らかに違反し、その結果として前記に要約したアプライド マテリアルズの誓約に關する完了条件が満たされないこと

費用負担、解除料

費用負担

後記「東京エレクトロンによって支払われるべき解除料」及び「アプライド マテリアルズによって支払われるべき解除料」に概要が述べられている本経営統合契約の規定による場合を除いて、本経営統合契約に關して発生する全ての手数料及び費用は、本経営統合が完了するか否かにかかわらず、当該手数料及び費用を発生させた当事者がそれぞれ支払うものとする。但し、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、(1)フォームS-4、有価証券届出書、東京エレクトロン株主総会招集資料及びそれらそれぞれの修正・補足の届出、印刷及び郵送並びに(2)適用される反トラスト又は競争に關する法令上の要求に基づく通知書その他の書類の本経営統合契約の当事者による届出に關して発生する全ての手数料及び費用(弁護士料金は除く。)は均等に負担することに合意した。

東京エレクトロンによって支払われるべき解除料

東京エレクトロンは、以下のいずれかが生じた場合は、払戻不能の解除料として400,000,000ドルをアプライド マテリアルズに支払うことに同意した。

- ・ アプライド マテリアルズが、東京エレクトロン解除事由の発生を理由に本経営統合契約を解除すること
- ・ 本経営統合契約に定める一定の状況の下における日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングの受け取りを理由に東京エレクトロンが本経営統合契約を解除すること
- ・ 東京エレクトロン三角株式交換契約が東京エレクトロン株主総会で承認されなかったためにアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンが本経営統合契約を解除し、かつ以下の事実が認められること
 - 本経営統合契約の解除以前に、東京エレクトロン又はその子会社に係る買収提案が開示、発表、開始、提出又は実施され、撤回されておらず、かつ
 - 本経営統合契約の解除日の1年後の該当日以前に、(1)東京エレクトロン若しくはその重要な子会社のいずれかの株式、議決権のある株式持分、連結純売上高、連結純利益若しくは連結資産の40%以上に係る買収取引が完了すること又は(2)そのような買収取引に関する確定的契約を東京エレクトロン若しくはその子会社が締結すること

アプライド マテリアルズによって支払われるべき解除料

アプライド マテリアルズは、以下のいずれかが生じた場合は、払戻不能の解除料として400,000,000ドルを東京エレクトロンに支払うことに同意した。

- ・ 東京エレクトロンが、アプライド マテリアルズ解除事由の発生を理由に本経営統合契約を解除すること
- ・ 本経営統合契約に定める一定の状況の下における日本の税務上の取扱いについての否定的なルーリングの受け取りを理由にアプライド マテリアルズが本経営統合契約を解除すること
- ・ 本経営統合契約がアプライド マテリアルズ臨時株主総会で承認されなかったためにアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンが本経営統合契約を解除し、かつ以下の事実が認められること
 - 本経営統合契約の解除以前に、アプライド マテリアルズ又はその子会社に係る買収提案が開示、発表、開始、提出又は実施され、撤回されておらず、かつ
 - 本経営統合契約の解除日の1年後の該当日以前に、(1)アプライド マテリアルズ若しくはその重要な子会社のいずれかの株式、議決権のある株式持分、連結総純売上高、連結純利益若しくは連結資産の40%以上に係る買収取引が完了すること又は(2)そのような買収取引に関する確定的契約をアプライド マテリアルズ若しくはその子会社が締結すること

解除の効果

本経営統合契約が前記に従って解除された場合、本経営統合契約はそれ以降は効果又は効力を有さない。但し、本経営統合契約における前記「費用負担、解除料」に概要が述べられた規定及び法の選択、解釈等に関するその他の一定の規定はこの限りでなく、またアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの間の守秘義務契約は本経営統合契約の解除後も効力を存続する。本経営統合契約の解除は、本経営統合契約の意図的な違反又は詐欺行為による責任から本経営統合契約当事者のいずれをも解放するものでない。

修正及び免除

本経営統合契約は、いつでも、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれの取締役会による承認をもって修正することができる(アプライド マテリアルズ株主による本経営統合契約の承認決議又は東京エレクトロン株主による東京エレクトロン三角株式交換契約の承認決議の前後を問わない。)。但し、(1)アプライド マテリアルズ株主による本経営統合契約の承認決議の後、適用法令によりアプライド マテリアルズ株主の更なる承認が要求される本経営統合契約の規定の修正及び補足はそのようなアプライド マテリアルズ株主の更なる承認がなければならず、また(2)東京エレクトロン株主による東京エレクトロン三角株式交換契約の承認決議の後、適用法令により東京エレクトロン株主の更なる承認が要求される本経営統合契約の規定の修正及び補足はそのような東京エレクトロン株主の更なる承認がなければならず。

本経営統合契約の完了の前はいつでも、本経営統合契約のいずれの当事者も、(1)他方当事者の義務その他の行為の履行期間を延期し、(2)本経営統合契約又は本経営統合契約に従って交付される書類に含まれる他方当事者の表明、保証、誓約又は義務の不正確又は違反を免除し、また(3)適用法令によって禁止されていない限り、他方当事者の利益のために、本経営統合契約に含まれる誓約、義務又は条件への遵守を免除することができる。

法の選択

東京エレクトロン取締役会の忠実義務並びに東京エレクトロン及び三角株式交換当事会社(日本)の側の会社行為の有効性(これらは、法の抵触に関する原則に基づき別途適用される可能性のある法律に関わりなく、日本の法律に準拠しそれらに従って解釈される。)を除いて、本経営統合契約は、法の抵触に関する原則に基づき別途適用される可能性のある法律に関わりなく、デラウェア州の法律に準拠しそれらに従って解釈されるものとする。

特定履行

本経営統合契約の両当事者は、法と衡平法に基づき認められる他の救済手段に加えて、本経営統合契約の違反に対する差止命令を求め、また本経営統合契約の規定の特定履行を求める権利を有することに合意する。

4【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式交換に係る割当ての内容(当社との株式交換比率)

| | |
|------------------------------------------------|-------------|
| 本株式交換において東京エレクトロンの普通株式1株あたりに交付される当社の普通株式の数(注1) | 3.25 |
| 本株式交換において東京エレクトロンの株主に交付される当社の普通株式の合計数(注2) | 582,406,373 |

- (注1) 本株式交換契約に従い、東京エレクトロンの株主は、本株式交換の効力発生直前時に保有する同社普通株式1株に対して当社の普通株式3.25株を受け取ることとなります。ただし、東京エレクトロンは、会社法に基づく反対株式買取請求権を行使した株主からの自己株式取得後本株式交換の効力発生直前時までに、当該時点における全ての自己株式を消却することを予定しております。なお、上記株式交換比率は、平成25年9月24日の本経営統合契約締結時点で東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが合意した比率と同一です。
- (注2) 当社が東京エレクトロンの株主に交付する新株式数は、平成26年3月31日における東京エレクトロンの自己株式を除く発行済株式総数(179,201,961株)に基づいて算出しております。
- (注3) 本株式交換に際しては1株に満たない端数となる株式は発行されません。東京エレクトロンの株主に交付すべき当社の普通株式に1株に満たない端数があるときは、東京エレクトロンの株主は、代わりとして本株式交換契約に従って計算された金銭の交付を受けることとなります。
- (注4) 単元未満株式の取扱い
当社の設立準拠法であるオランダにおいては、単元未満株式の制度は存在しません。
- (注5) アプライド マテリアルズ三角合併に関する当社との株式交換比率については、以下の通りです。

| | |
|-----------------------------------------------------------------|---------------|
| アプライド マテリアルズ三角合併においてアプライド マテリアルズの普通株式1株あたりに交付される当社の普通株式の数(注5-1) | 1 |
| アプライド マテリアルズ三角合併においてアプライド マテリアルズの株主に交付される当社の普通株式の合計数(注5-2) | 1,217,378,416 |

- (注5-1) 本経営統合契約に従い、アプライド マテリアルズの株主は、アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生直前時に保有する同社普通株式1株に対して当社の普通株式1株を受け取ることとなります。ただし、アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生直前時におけるアプライド マテリアルズが保有する自己株式及びアプライド マテリアルズ子会社が保有するアプライド マテリアルズの普通株式並びに(もしあれば)デラウェア州法に基づく反対株式買取請求権を行使した株主については、何らの対価も割り当てられません。なお、上記株式交換比率は、平成25年9月24日の本経営統合契約締結時点で東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが合意した比率と同一です。
- (注5-2) 当社がアプライド マテリアルズの株主に交付する新株式数は、平成26年4月27日におけるアプライド マテリアルズの自己株式を除く発行済株式総数(1,217,378,416株)に基づいて算出しております。
- (注5-3) アプライド マテリアルズ三角合併に際しては1株に満たない端数となる株式は発行されません。アプライド マテリアルズの株主に交付すべき当社の普通株式に1株に満たない端数があるときは、アプライド マテリアルズの株主は、代わりとして、按分に応じて端数相当の当社の普通株式の商業的合理的な方法による売却の対価である金銭の交付を受けることとなります。

2. 算定根拠等

(1) 対価を選択した理由

東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、最先端分野において新たな技術革新を担うリーディング企業を目指すという本経営統合の目的を達成するために、オランダに当社を設立し、兄弟会社となることにいたしました。本経営統合の効力発生の直前時点の東京エレクトロン株主は、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズを子会社として保有する当社の株主となることで、本経営統合によるシナジーを享受することが可能となります。本経営統合に伴い、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株式はそれぞれ上場廃止となる予定ですが、その代わりとして、本経営統合の対価である当社の普通株式は、東京証券取引所第一部及びNasdaq株式市場に新規上場される予定です。

(2) 算定の基礎

本株式交換に係る割当ての内容は本経営統合の株式交換比率に従うこととなりますが、東京エレクトロンは、本経営統合の株式交換比率の算定にあたって、東京エレクトロンの株主に対し財務的見地からの公正性を確保するため、独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその関係会社(Morgan Stanley & Co. LLC を含み、以下、総称して「三菱UFJモルガン・スタンレー」)を起用いたしました。三菱UFJモルガン・スタンレーによる本経営統合に係る株式交換比率に関する財務分析の概要につきましては、後記「株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。

< 株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要 >

(東京エレクトロンの財務アドバイザーによる分析概要)

三菱UFJモルガン・スタンレーは、市場株価分析、貢献度分析、ディスカウント・キャッシュ・フロー(以下、「DCF」)分析、類似取引分析に基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。

市場株価分析については2013年9月23日を算定基準日として、東京証券取引所第一部およびNasdaq株式市場での算定基準日から複数の期間における各日の為替レートを適用して米ドルに換算した東京エレクトロン株価終値のアプライド マテリアルズ株価終値に対する日々の市場株価比率に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。また、貢献度分析及びDCF分析については、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの経営陣により提示された各社のスタンド・アローンベースの本経営統合による影響を加味していない財務予測及び株式アナリストの財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレーによる本経営統合における株式交換比率の算定結果の概要は、以下の通りです(アプライド マテリアルズの普通株式の1株当たりの交換比率を1とした場合の各算定手法による算定レンジを記載してあります。)

| 採用手法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|------------------------------|---------------|
| 市場株価分析(3ヶ月間) ^(注1) | 2.68x ~ 3.43x |
| 貢献度分析 | 0.98x ~ 3.70x |
| DCF分析 | 2.21x ~ 4.29x |
| 類似取引分析 | 2.78x ~ 3.67x |

また、後記(5)「公正性を担保するための措置」に記載の通り、三菱UFJモルガン・スタンレーは東京エレクトロン取締役会からの依頼に基づき、2013年9月24日付にて、本経営統合契約において合意された株式交換比率が東京エレクトロンの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を、東京エレクトロンの取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレーの意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件及び免責事項等に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして東京エレクトロン又はその取締役会に対して推奨することはしておりません。

株式交換比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については、(注2)をご参照下さい。

(注1) 東京証券取引所又はNasdaq株式市場のいずれかのみが休場の場合には、三菱UFJモルガン・スタンレーは株式交換比率の算定レンジの算出に際し、休場である取引所で取引がなされている株式に関し前取引日の株価終値を使用の上、1取引日と見なしております。

(注2) 三菱UFJモルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式交換比率の分析・算定は、東京エレクトロンの取締役会に宛てたものであり、本経営統合契約における株式交換比率が、フェアネス・オピニオンの日付現在、東京エレクトロンの普通株式の株主にとって財務的見地より妥当であるか否かのみを対象とするものです。フェアネス・オピニオン及び分析は、本件に関する他の側面については一切対象としておらず、本経営統合に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使又はその他の行動につき、東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズの株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、特定の株式交換比率を東京エレクトロン又はその取締役会に対して推奨することはしておらず、また、特定の株式交換比率が本経営統合にとって唯一適切なものとして推奨することもしていません。フェアネス・オピニオン及び分析は東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ又は当社の普通株式の株価を鑑定又は査定するものではなく、当該株式が実際に取引され得る株価を反映するものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオン及び分析を提供するにあたり、次のような作業・分析を実施しました。

- (a) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの公表された財務諸表その他の事業及び財務関連情報(株式アナリストの財務予測を含みます)のレビュー
- (b) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズに関する社内用財務諸表その他の財務及び事業運営に関するデータのレビュー
- (c) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの各経営陣により提示された財務予測のレビュー
- (d) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの各経営陣が作成した、本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察の検討
- (e) アプライド マテリアルズの現在及び過去の事業運営、財政状態並びに今後の予測(本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察を含みます)に関する、アプライド マテリアルズの経営陣とのディスカッション
- (f) 東京エレクトロンの現在及び過去の事業運営、財政状態並びに今後の予測(本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察を含みます)に関する、東京エレクトロンの経営陣とのディスカッション
- (g) 本経営統合が東京エレクトロン株式1株当たり利益、キャッシュ・フロー、連結株主資本及び財務諸比率に与える影響のプロ・フォーマ分析

- (h) 東京エレクトロン普通株式及びアプライド マテリアルズ普通株式の公表された株価及び株式トレーディング状況のレビュー
- (i) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの財務状況並びに東京エレクトロン普通株式とアプライド マテリアルズ普通株式の株価及び株式トレーディング状況と、類似上場企業の財務状況並びにそれらの普通株式の株価及び株式トレーディング状況との比較分析
- (j) 公知となっている過去類似取引の取引条件のレビュー
- (k) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの代表者その他関係者、並びに各会計、税務、法務アドバイザーとの特定のディスカッション及び交渉への参画
- (l) 本経営統合契約(2013年9月23日付ドラフト)、その他関連書類のレビュー
- (m) その他三菱UFJモルガン・スタンレーが適当と考える各種情報のレビュー及びその他の事項に関する考察

三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオンの作成及び分析にあたり、既に公開されている情報又は東京エレクトロン若しくはアプライド マテリアルズによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。さらに三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合が本経営統合契約に記載された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されること及び東京エレクトロンの普通株式が株式交換比率に従って当社の普通株式に交換される際に東京エレクトロンの普通株式の株主に税金が課されないことを前提としています。三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーは、法務、会計、税務、規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーはファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、東京エレクトロン及びそれらの法律、会計、税務のアドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレーは東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズの資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオン及び分析は、フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレーが入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオン及び分析並びにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオン及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。フェアネス・オピニオンにおける意見を表明するにあたり、三菱UFJモルガン・スタンレーは、東京エレクトロンの関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。

フェアネス・オピニオンの作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その意見を表明するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析又は要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレーの分析及び意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレーは、各種の分析及び要因につき他の分析及び要因よりも重きを置く、あるいは置かない場合があります。また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高い又は低いとみなしている場合があります。そのため、本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレーによる評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズが制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレーの分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。本書に含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレーによって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析を完全に記載するものではありません。

株式交換比率は、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズとの間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、東京エレクトロンの取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析及びフェアネス・オピニオン並びに東京エレクトロンの代表者へのそれらの提出は、東京エレクトロンの取締役会が本経営統合を承認するに際して考慮した数多くの要因のうちの一つに過ぎません。したがって、本書に記載された分析が、株式交換比率に関する東京エレクトロンの取締役会の意見を決定するものであるとか、東京エレクトロンの取締役会が異なる株式交換比率につき同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、本件に関し、東京エレクトロンの取締役会のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本経営統合の完了を条件としています。過去に、三菱UFJモルガン・スタンレーは、アプライド マテリアルズに対してファイナンシャル・アドバイザーとして及びファイナンスについての役務を提供しており、これらの役務の対価として通常の手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、将来において東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ及び当社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、銀行業務(東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズに対する貸付業務を含みます)、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス(かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます)の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレーは東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本件に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレーの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー並びにその取締役及び役員は、東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本件に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業に対して通常ブローカレッジ業務を行う場合があります。

(3) 算定の経緯

本株式交換に係る割当ての内容は本経営統合の株式交換比率に従うこととなりますが、東京エレクトロンは、三菱UFJモルガン・スタンレーによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業見通し等の要因を総合的に勘案した上、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ね、最終的に、前記1.「株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(4) 算定機関との関係

東京エレクトロンの財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレーは、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。但し、三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合に関し、三菱UFJモルガン・スタンレーが提供するサービスに対し手数料を東京エレクトロンから受領する予定ですが、その相当部分について本経営統合の完了を条件としています。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換は本経営統合の一環として行われるものですが、東京エレクトロンは、前記(2)「算定の基礎」に記載の株式交換比率に関する財務分析の受領に加え、平成25年9月24日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレーから、合意された株式交換比率が、前記「株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要」注2記載の前提条件その他一定の条件のもとに、同日現在、東京エレクトロンの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

さらに、法務アドバイザーとして、東京エレクトロンは西村あさひ法律事務所及びジョーンズ・デイ法律事務所を選定し、本経営統合に関する事項についての助言を受けています。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は本経営統合の一環として行われるものですが、本経営統合にあたって、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

当社は、本株式交換の実行前に公開有限責任会社(*Naamloze Vennootschap*)となる予定であり、当社には一定の変更が生じる予定です。以下は、別段の記載がある場合を除き、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及び公開有限責任会社となった後の当社の株主権に関する相違を要約したものです。

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議決権 | | |
| <p>アプライド マテリアルズ普通株式は、1株につきアプライド マテリアルズ株主総会における1個の議決権を認められます。結果として、各普通株主が行使できる議決権数は、その保有するアプライド・マテリアルズ普通株式の数と等しくなります。</p> <p>アプライド マテリアルズ取締役会によって設計されるあるシリーズの優先株式は、当該取締役会が定めた当該シリーズの内容に従い議決権を持ちます。</p> | <p>東京エレクトロンは現在、単元株式を採用しており、単元株式数は東京エレクトロン普通株式100株です。株主が1単元以上の単元株式を保有する場合、当該普通株主は、1単元につき1個の議決権を持ちます。単元株式数に満たない普通株式を有する株主については議決権は認められません。</p> | <p>当社の普通株式及び累積優先株式は、それぞれ1株につき当社株主総会における1個の議決権を認められます。結果として、当社の各株主が行使できる議決権数は、その保有する当社普通株式の数と等しくなります。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配 当 | | |
| <p>デラウェア州一般会社法(以下「DGCL」といいます。)に基づき、アプライド マテリアルズ取締役会は、株主への配当につき決定し、支払うことができます。当該配当の決定及び支払は、アプライド マテリアルズの剰余金又は剰余金が存在しない場合は当該配当が決定される事業年度若しくはその直前の事業年度のアプライド マテリアルズの純利益から行われます。デラウェア州法の下では、剰余金の額は、アプライド マテリアルズ取締役会によって、簿価でなく、資産の時価から負債を差し引いた金額を基準に決定されません。配当は、現金、アプライド マテリアルズの株式又はその他の財産で支払うことができます。</p> | <p>東京エレクトロンの定款は、東京エレクトロン取締役会が法令で許容される限度内で配当を決定することができるものと定めています。東京エレクトロン普通株式の各株主は、単元株式数に満たない普通株式を有する株主を含め、その保有する株式数に応じて等しく配当を受けることができます。</p> | <p>当社取締役会は、毎年、前事業年度に係る配当金に関する議案を当社株主総会に提出します。各事業年度において提出される配当金に関する議案は、当社累積優先株式に対してなされるべき配当(後記に記載します。)を考慮した上で、配当可能な利益又は準備金が存在するかに依拠し、かつ、当社の潜在的な将来の資金流動性に対する要請(生産設備への投資、当社の研究開発計画への資金拠出及び随時生じ得る買収機会に係る資金要請を含みます。)についての当社取締役会の見通しその他の要素により影響を受ける可能性があります。したがって、当社取締役会は、特定の事業年度に関して配当を支払わないこと又は例年より低い金額の配当を行うことを提案することができます。配当として利用可能な額の計算に関しては、オランダにおいて一般に認められた会計原則(オランダGAAP)又は国際財務報告基準(IFRS)に従って作成される当社のオランダにおける法定の計算書類に依拠して行われます。</p> <p>発行済みの当社累積優先株式が存在する場合、各発行済累積優先株式に支払われる優先配当が優先的に支払われます。特定の事業年度において、利益がなく、又は利益額が当社累積優先株式に対して支払われるべき配当全額に不足する場合、不足分は翌事業年度以降の利益又は配当として利用可能な当社の準備金がある場合には当該準備金から支払われます。</p> <p>当社取締役会は、当該事業年度に関するオランダにおける法定の計算書類が承認される前に、中間貸借対照表及び中間損益計算書の検討に基づき、配当可能な利益又は準備金の発生が予想される場合には、中間配当を行うことができます。</p> <p>配当は、当社の株式資本が、当社の発行済みで払込みがなされた資本の額及びオランダ法により留保が要求される準備金の額の合計を超える範囲内でのみ許されます。株主による配当金支払請求は、当該配当の支払が可能となった日から5年が経過した後には行使することができず、その場合には、請求がなされなかった配当は当社に帰属することになります。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式の購入及び買戻し | | |
| <p>DGCLに基づき、アプライド マテリアルズは自己株式を購入し、買戻し、又は償還することができます。但し、一般に、アプライド マテリアルズは、当該時点において資本欠損の状態にある場合又は自己株式の購入、買戻し若しくは償還の結果として資本欠損の状態が生じる場合には、当該自己株式の購入、買戻し又は償還を行うことはできません。アプライド マテリアルズが、所定の条件の下に償還可能なあるシリーズの優先株式を設計し発行する場合は、かかる優先株式の償還は当該条件に従って行われることとなります。アプライド マテリアルズは、購入又は買戻しがなされたが未だ消却されていない自己株式を売却することができます。但し、アプライド マテリアルズは、その保有する自己株式につき議決権を行使することができず、また定足数との関係では計算に含まれません。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンは自己株式を取得することができます。但し、一般に、当該取得の結果として株主に支払われる金額の簿価の合計が、当該支払の時点において株主に対して分配することのできる上限額として日本の会社法に基づき計算される金額を超える場合には当該自己株式取得を行うことはできません。</p> | <p>オランダの法令に基づき、会社は新たに発行する自己株式の引受を行うことはできません。但し、会社はオランダ法令による一定の制限の下に自己株式を取得することができます。</p> <p>当社は、無償であればいつでも、全額払込済みの自己株式を取得することができます。さらに、オランダ法令及び当社定款の規定に従い、当社は、以下の条件が充足される場合には全額払込済みの自己株式を買戻すことができます。(1)当社の株主資本の額が、当社の発行済株式資本の払込済み部分及び払込請求が既になされた部分並びにオランダ法令に基づき留保が義務付けられている準備金の総額を超えており、当該超過額が購入価格の総額以上であること並びに(2)取得が予定された株式、当社及びその子会社が既に保有している株式並びに当社が担保として保有する自己株式の額面価格の総額が当社の発行済株式資本の2分の1(又はオランダ法令により別段の割合が定められた場合にはその割合)を超えないこと。</p> <p>当社は、自己株式取得に関する当社株主総会による当社取締役会への授権に基づき、当社取締役会の決議に従って行う場合に限り、自己株式を取得することができます。当社株主総会による自己株式取得にかかる授権期間は、最長で18ヶ月を超えることはできません。本経営統合が完了した際には、当社取締役会は、18ヶ月の期間内で、総額30億ドルを限度に、公開市場での取引又はその他の方法により自己株式を取得することによって当社普通株主への出資の払戻しを行うことにつき授権される予定です。当該委任においては、取得することができる当社普通株式の数、取得方法及び当社普通株式が取得される価格帯が定められる予定です。</p> <p>当社株主総会による授権は、報奨スキームに基づき当社又はその子会社の従業員への当社普通株式の譲渡を目的として当社が自己株式を取得する場合には必要とされません。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 解散 / 清算 | | |
| <p>DGCLに基づき、アプライド マテリアルズの解散は、解散決議につき議決権を有する株主の全員が書面で解散に賛成した場合には、アプライド マテリアルズ取締役会の決定を要することなく行うことができます。アプライド マテリアルズ取締役会がアプライド マテリアルズの解散を決議した場合には、かかる解散は解散決議につき議決権を有するアプライド マテリアルズ株主の単純過半数による承認があれば実行することができます。</p> <p>アプライド マテリアルズが解散された場合、アプライド マテリアルズの資産は債権者への債務の支払に充当されます。債権者への債務の完済後、その残余財産はアプライド マテリアルズ普通株式の株主にそれぞれの保有する普通株式数に比例した割合で分配されます。</p> <p>但し、解散時にアプライド マテリアルズの発行済優先株式が存在する場合は、かかる優先株式の株主は、アプライド マテリアルズ取締役会が定めた各シリーズの優先株式の権利内容に従い、アプライド マテリアルズ普通株式の株主に優先してアプライド マテリアルズの資産の全部若しくは一部の分配を受け若しくは自己の保有する優先株式をアプライド マテリアルズ普通株式に転換し、又は転換後ベースで残余財産の分配を受ける権利を有します。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンは、定足数を満たす株主総会において出席株主が保有する東京エレクトロンの議決権総数の3分の2以上が解散に賛成した場合にのみ解散することができます。</p> <p>東京エレクトロンが解散された場合、東京エレクトロンの資産は債権者への債務の支払に充当されます。債権者への債務の完済後、その残余財産が東京エレクトロン普通株式の株主にそれぞれの保有する普通株式数に比例した割合で分配されます。</p> | <p>取締役会は当社の解散決議を提案することができ、当社の解散決議は当社の発行済株式の過半数にあたる賛成票をもって承認されます。さらに、取締役会による提案がない場合、当社株主は、株主総会における当社の発行済株式の全てにあたる賛成票又は当社の発行済株式の全ての書面による同意をもって当社の解散決議を承認することができます。</p> <p>当社が解散された場合、当社の資産は当社の債務の支払に充当されます。債務の完済後、その残余財産は、当社優先株式の株主の権利(後記に記載します。)に服することを前提に、当社普通株式の株主にそれぞれの保有する普通株式数に比例した割合で分配されます。</p> <p>解散時に発行済みの当社累積優先株式が存在する場合は、当社普通株式の株主への分配に先立って、以下の(1)から(3)の総額に相当する額が当社累積優先株式の株主に支払われます。(1)当社累積優先株式の額面価格のうち、払込済み金額、(2)当社累積優先株式について前事業年度までに発生した未払いの配当金額及び(3)当社累積優先株式について当事業年度に発生した配当金額。当社累積優先株式に関する支払後になお残余財産が存在する場合は、当社普通株式の株主にそれぞれの保有する普通株式の額面価格の総額に比例した割合で分配されます。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式買取請求権 / 反対株主権 | | |
| <p>DGCLに基づき、デラウェア州法準拠の会社の株主は一般的に、当該会社が合併又は統合の当事者となる場合は、一定の例外を除いて、自己の保有する当該会社株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利を有します。但し、DGCLにおいては、当該会社の株式が(1)国内の証券取引所に上場され、又は(2)2,000名を超える株主名簿上の株主によって保有されている場合は、株式買取請求権は認められていません。</p> <p>上記の要件が満たされる場合であっても、DGCLの下では、一般に、合併、統合又はこれらに類似する取引であって、当該取引において、当事会社の株主が、その保有する株式に代えて、(1)当該取引における存続会社若しくは新設会社の株式若しくはかかる株式に加えて端株に代わる現金、(2)他社の株式若しくはかかる株式に加えて端株に代わる現金(かかる株式が国内の証券取引所に上場され、又は2,000名を超える株主名簿上の株主によって保有されている場合を除きます。)、又は(3)上記(1)及び(2)の組合せ以外の対価の受取りを強制される場合に、株式買取請求権が認められます。</p> | <p>日本の会社法に基づき、株主は、(1)株主の権利に重大な影響を与える一定の会社の定款の変更、又は(2)本表中後記「吸収合併、新設合併及び類似取引」に列挙される取引のような重要な取引に対して反対票を投じた場合に、自己の保有する株式に関し公正な価格に基づく買取を請求する権利を有します。</p> | <p>株式買取請求権の概念は、オランダ法においては存在しません。</p> <p>しかしながら、オランダ法上、ある会社の発行済株式資本の95%以上を自己の計算で保有する株主は、少数株主に対してそれらの少数株主が保有する株式を自己に譲渡することを請求するための法的手続を開始することができます。かかる手続は、オランダ商事裁判所に係属します。オランダ商事裁判所は、少数株主をスクイズアウトすることを認めることができ、その場合、当該少数株主が有する株式の買取価格を決定します。必要に応じて、1名又は3名の専門家が、少数株主の株式に対して支払われるべき価格についての意見を提供するために任命されます。少数株主の株式に対する譲渡命令が確定した後、少数株主の株式を取得する請求者は、住所の知れたる少数株主に対し、支払の日時及び場所並びに取得価格を書面により通知することになります。住所の知れていない少数株主が存在する場合、請求者は全国的に発行されている日刊新聞紙に上記通知を掲載する必要があります。</p> <p>さらに、オランダ法の下では、クロスボーダーの合併における存続会社が欧州連合又は欧州経済領域の他の加盟国の法律に基づき設立された会社である場合、消滅会社であるオランダの会社の株主で当該合併に反対票を投じた者は、存続会社の株式の受取りに代わる補償を当該オランダの会社に請求することができます。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優先引受権 | | |
| <p>デラウェア州法の下では、会社の株主は、定款で明示的に定められていない限り、当該会社が新たに発行する株式又は当該株式へ転換可能な有価証券について、優先引受権を持ちません。アプライド マテリアルズの定款にはこれについての規定はないため、アプライド マテリアルズの株主は、アプライド マテリアルズの新株につき優先引受権を持ちません。</p> | <p>日本の会社法は、株主は発行者の株式又はその他の有価証券について優先的な引受権を持たないと規定しているため、東京エレクトロンの株主は優先引受権を持ちません。</p> | <p>後記の段落に述べる制限に服することを条件に、当社普通株式の株主は、新たに発行される当社普通株式又は当社普通株式の取得を目的とする権利について優先引受権を持ちます。かかる優先引受権は、各株主が保有する当社普通株式の額面価格の総額に比例した割合で認められます。</p> <p>当社株主総会又は当社株主総会によって授權された当社取締役会は、優先引受権を制限し又は排除することを決議できます。当社取締役会は、本経営統合の完了前に、5年間の期間にわたって、本経営統合に先立って当事者が決定する当社普通株式の最大数までの当社普通株式の発行に関し、当社普通株式の株主の優先引受権を制限し又は排除することを授權される予定です。</p> <p>当社普通株式の株主は、現物出資により発行される当社普通株式、報奨スキームに従って当社又はその子会社の従業員に対して発行される当社普通株式及び当社普通株式の取得を目的とする権利を行使した者に対して発行される普通株式については優先引受権を持ちません。当社普通株式の株主は、当社累積優先株式について優先引受権を持ちません。当社累積優先株式の株主は優先引受権を持ちません。</p> |
| 書面決議 | | |
| <p>DGCLは、定款に別段の定めがない限り、株主が株主総会を開催することなく書面による同意をもって決議することができる旨を定めています。アプライド マテリアルズの定款は、アプライド マテリアルズの株主は定時株主総会又は臨時株主総会以外の方法において決議することはできず、書面による同意をもって決議することも認められないと定めています。</p> | <p>日本の会社法に基づき、株主は、当該議案について議決権を行使することができる株主全員の書面による承認があれば、当該議案を書面により決議することができます。</p> | <p>オランダ法の下では、会社の定款で規定されている限り、会社の株主は株主総会以外の方法によって決議することができます。当社の定款は、株主総会以外の方法による株主の決議を規定していません。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定時株主総会 | | |
| <p>DGCLは、取締役が定時株主総会に代わる書面決議によって選任されない限り、付属定款において定められた日時及び場所又は付属定款が定める態様によって、取締役の選任を目的とする定時株主総会が開かれるべきものと定めています。アプライド マテリアルズの付属定款においては、定時株主総会はアプライド マテリアルズ取締役会が指定する日時及び場所において開催されると定められています。</p> <p>DGCLの規定によると、定時株主総会開催の指定日から30日以内に、定時株主総会が開かれず、取締役選任のための定時株主総会に代わる書面決議もなされない場合、又は会社設立、前回の定時株主総会若しくは前回の取締役選任のための定時株主総会に代わる書面決議の日のうちの最も遅い日から13ヶ月以内に、定時株主総会開催の日が指定されない場合は、デラウェア州衡平法裁判所は、株主又は取締役のいずれかによる申立てに基づき株主総会招集の略式命令を発することができます。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの定時株主総会は、同社の事業年度の末日から3ヶ月以内に開催されなければなりません（現在の東京エレクトロンの事業年度の末日は毎年3月31日です。）。</p> | <p>当社の株主総会は、少なくとも年に1回、事業年度の末日から6ヶ月以内に開催されます。当社の株主総会は、取締役会の選択により、アムステルダム又はハーレマーメル市で開かれます。</p> |
| 臨時株主総会 | | |
| <p>DGCLは、取締役会又は基本定款若しくは付属定款により授權された者が臨時株主総会を招集することができますと定めています。アプライド マテリアルズの基本定款及び付属定款は、取締役会、取締役会議長及び社長にいつでも臨時株主総会を招集する権限を与えており、アプライド マテリアルズに在任の取締役がいない場合は、他の一定の者が臨時株主総会を招集することを認めています。但し、アプライド マテリアルズの株主は、臨時株主総会を招集する権限を持ちません。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの臨時株主総会は取締役会の決議によって招集することができます。</p> <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの議決権総数の3%以上を6ヶ月以上継続的に保有している株主は、取締役会に対して臨時株主総会の招集を請求することができます。かかる請求がなされたにもかかわらず、取締役会が臨時株主総会を招集しない場合、招集を請求した株主は日本の裁判所の許可を得て臨時株主総会を招集することができます。</p> | <p>当社の臨時株主総会は、法律の規定によって要求される場合又はその他取締役会が必要と認める場合に招集されます。当社の株主は、オランダの法令に規定されている範囲で、取締役会に対して株主総会の招集を請求することができます。</p> <p>オランダの法令に基づき、オランダの公開会社の発行済株式資本の10%以上を保有する1又は複数の株主は、その申立てにより、オランダの裁判所に株主総会の招集を命じるよう要求し、また、裁判所の許可に基づいて自ら株主総会を招集することができます。裁判所は、上記の申立てをした株主が当該申立てに先立ち取締役会に対して株主総会の招集を請求したが、取締役会が当該請求から6週間以内に株主総会を開催するための必要な手続を取らなかったと認められない限り、当該申立てを拒否するものとします。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主による取締役の指名及びその他の議案に関する事前通知の要件 | | |
| <p>アプライド マテリアルズの付属定款は、一般に、株主が、以下の(1)及び(2)の要件が充足されることを条件に、定時株主総会及び臨時株主総会(臨時株主総会の招集通知において議案として1又は複数名の取締役選任が含まれる場合)で選任される取締役選任候補者を指名することを認めています。すなわち、(1)かかる指名を行う株主が当該株主総会の招集通知が発される時点でアプライド マテリアルズの株主名簿に記載されていること、及び(2)当該株主が適時に当該指名を書面によってアプライド マテリアルズに対して通知することが要件です。アプライド マテリアルズの付属定款は、当該通知が適時であるというための要件として、一定の限定的例外を除いて、当該通知が株主総会の日の105日前の営業終了時以降かつ当該日の75日前の営業終了時以前にアプライド マテリアルズの秘書役に提出されるべきことを定めています。また、当該通知が適切な様式であるというための要件として、通知書において、(1)委任状勧誘書類において開示が要求される一切の情報を含む当該取締役候補者についての情報、(2)当該候補者及び当該候補者を指名する株主との間における報酬に関する取決め、並びに(3)当該候補者を指名する株主についての情報(氏名又は名称及び住所並びに実質的に保有するアプライド マテリアルズ株式に係る情報を含みます。)につき一定の開示がなされることが必要です。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの議決権総数の1%以上又は300個以上の数の議決権を6ヶ月以上継続的に保有している株主は、当該株主総会の日の8週間以上前に取締役会に対して書面によって請求することにより、一定の事項を株主総会の目的とするよう提案することができます。</p> | <p>当社の発行済株式総数の3%以上を(単独又は共同で)保有する株主は、当社の定時又は臨時株主総会の議事に、当該株主による請求又は提案に基づく議題(当社取締役会による提案に基づいてのみ承認できる一定の議題を除きます。)を含める権利を有します。当該請求又は提案は、当該株主総会の日の少なくとも60日前までに行われる必要がありますが、当該株主総会が招集される目的にかかわらず行うことができます。さらに、株主は、当社の取締役会が定める条件に従って、ある議題を株主総会の議事に含めるよう要求することができます。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会の招集通知及び基準日 | | |
| <p>アプライド マテリアルズの付属定款は、各株主総会の招集通知は全て、書面によりかつ当該株主総会の日の60日前の日以降10日前までに、当該株主総会における議決権を有する全ての株主に対し、郵送その他の合法的な手段(DGCLの定める電子的伝達方法を含みます。)で提供されなければならないと定めています。招集通知には、株主総会の場所、日時並びに株主及び委任状を有する代理人が自ら当該総会に出席し、議決権を行使したとみなされる遠隔的通信方法(かかる遠隔的通信方法が認められる場合に限りです。)が明記されなければなりません。また、臨時株主総会の場合は、上記に加えて、その開催目的が明記されなければなりません。アプライド マテリアルズの付属定款は、アプライド マテリアルズ取締役会が、株主総会の招集通知を受領し、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主を特定するために、基準日を事前に設定することができるものと定めています。かかる基準日は、株主総会の日の60日前の日以降10日前までの日に設定されます。取締役会が基準日を設定しない場合、基準日は招集通知が提供される日の前日の営業終了時、又は、通知が与えられない場合は、株主総会の前日の営業終了時となります。</p> | <p>日本の会社法及び東京エレクトロンの定款に基づき、東京エレクトロン株主総会は、東京エレクトロン取締役会の決議により招集され、かつ、基準日(東京エレクトロンの定款において定時株主総会の基準日は3月31日とされています。)から3ヶ月以内に開催されなければならないなりません。東京エレクトロンの各株主総会の招集通知は、株主総会の日の2週間前までに郵送又はその他の方法で株主に提供されなくてはなりません。当該通知には、(1)株主総会の日時及び場所、(2)目的となる事項、(3)株主総会に自ら出席しない株主が委任状によって議決権を行使できるものとする場合にはその旨、(4)株主が電磁的方法により議決権を行使することができるものとする場合にはその旨、並びに(5)議題に応じて法務省令に定めるその他の事項が明記されなければなりません。</p> | <p>当社株主総会の招集通知は、株主名簿に記載されている各株主の住所に送付され、さらにNasdaq株式市場、東京証券取引所及び当社の株式が上場されているその他の証券取引所の適用規則に従ったその他の方法で公表されます。当社の株主総会の基準日は、株主総会の日の28日前の日です。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定足数及び決議 | | |
| <p>DGCLは、株式発行権限を有する会社の基本定款又は付属定款において、定足数を満たすために株主総会に(自ら又は委任状を有する代理人により)出席していなければならないとされる株式数及び/又は議決権を有するその他の有価証券の数並びに決議の成立に必要なとされる投票数を明記することができるが、いかなる場合においても、定足数は株主総会で議決権を行使できる株式数の3分の1を下回ってはならない旨を定めています。</p> <p>アプライド マテリアルズの付属定款は、一定の例外に服することを前提として、原則として、発行済株式のうち、自ら又は委任状を有する代理人により株主総会に出席して議決権を行使することができる権利を伴う株式の過半数を保有する株主が出席することによって、全ての株主総会において定足数を満たす旨を定めています。また、かかる定足数の過半数にあたる賛成票をもって各株主総会決議が成立する旨を定めています。アプライド マテリアルズの株主総会でのより厳格な議決要件については、本表後記「吸収合併、新設合併及び類似取引」をご参照ください。</p> | <p>東京エレクトロンの定款は、普通決議事項については定足数を要求していません。かかる普通決議事項について定足数を要求しないことは日本の会社法上認められています。</p> <p>(1)日本の会社法第309条第2項に規定する特別決議(同項は、一般に、本表後記「吸収合併、新設合併及び類似取引」に述べる取引のような重要な取引に関する日本の会社における株主の議決権に言及しています。)及び(2)取締役の選任決議については、当該株主総会で行使することができる総議決権数の3分の1が定足数として要求されています。</p> | <p>当社の定款に基づき、一定の例外に服することを前提として、当社の発行済株式の過半数を保有する株主が、自ら又は委任状を有する代理人により出席している、事業取引に関する当社の全ての株主総会は、定足数を満たします。当社の定款及び法令において別段の定めがない限り、出席者数が定足数を満たしている株主総会における投票総数の過半数にあたる賛成票は、株主による議決とみなされます。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吸収合併、新設合併及び類似取引 | | |
| <p>DGCLに基づき、限られた一定の例外に服することを前提に、会社の合併、統合又は資産の全部若しくは実質的全部の譲渡については、取締役会及び議決権を有する発行済株式総数の過半数を有する株主の承認を必要とします。</p> | <p>日本の会社法に基づき、吸収合併、新設合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業の全部又は重要な一部の譲渡及び他の会社の事業の全部の譲受け等の一定の重要な取引については、一定の財務基準が満たされる場合を除き、株主総会の特別決議による承認が要求されます。かかる特別決議とは、東京エレクトロンの場合、定足数が満たされ、かつ、株主総会に出席した株主の保有する議決権総数の3分の2以上の賛成票による決議を意味します。</p> <p>さらに、特に有利な条件による第三者に対する東京エレクトロン普通株式の発行についても、定足数が満たされ、かつ、株主総会に出席した株主の保有する議決権総数の3分の2以上の賛成票による決議が要求されます。</p> | <p>当社又はその事業の同一性又は性質に対する重大な変更に係る当社取締役会の決議については、当社の株主総会の承認を得る必要があります。当社又はその事業の同一性又は性質に対する重大な変更には、以下の事由が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の事業の全部又は実質的全部の第三者への譲渡 ・ 当社が第三者との間で長期的な協力関係(当社にとって重要なものに限る。)を形成し、又はかかる協力関係を終了させること ・ 有限責任組合又は無限責任組合(いずれも当社にとって重要なものに限る。)の無限責任組合員となり、又はかかる地位を終了させること ・ 直近の年次財務書類による当社の連結貸借対照表及びその注記表に示されている当社の資産総額の3分の1以上の価値を有する他の法人の資本持分の取得又は処分 <p>かかる変更は、株主総会における投票総数の過半数の投票による承認を得る必要があります。当社の全部若しくは実質的全部の財産及び資産を売却、賃貸若しくは交換する場合、又は当社が合併若しくは会社分割を行う場合には、当社の発行済株式の過半数による承認を得る必要があります。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 閲覧権 | | |
| <p>DGCLに基づき、アプライド マテリアルズの株主は、所定の手続に従い、アプライド マテリアルズの株式元帳、株主名簿並びにその他の帳簿及び記録を閲覧することができます。当該閲覧は、適切な目的のために、かつ、通常の営業時間中になされることが必要です。また、DGCLに基づき、アプライド マテリアルズは、各株主総会の前に、当該株主総会で議決権を行使することのできる株主の完全な名簿を作成しなければなりません。当該名簿には、株主がアルファベット順に列記され、各株主の住所及び当該株主の名義において保有されている記名式株式数を明記しなければなりません。当該名簿は、当該株主総会の10日以上前から、当該株主総会に関連を有する目的のために、全株主の閲覧に供するために、通常の営業時間中に本店に備え置く必要があります。また、当該名簿は、株主総会の開催時間中、株主総会の開催場所においても閲覧に供されなければなりません。</p> | <p>日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの株主は東京エレクトロンの株主名簿と新株予約権原簿を閲覧し、謄写することができます。また、日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの議決権総数の3%以上又は東京エレクトロンの発行済株式総数の3%以上を保有する株主は、一定の法定要件に従うことを条件に東京エレクトロンの会計帳簿を閲覧又は謄写することができます。</p> | <p>オランダの法令に基づき、当社の年次財務書類は、株主総会に提出され、当該株主総会による承認の対象となります。また、当社取締役会は、一切の当社の株主総会決議の記録を保管し、当社の各営業所において株主の閲覧に供されます。各株主は、その請求により、当該記録の写しを取得することができます。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主代表訴訟 | | |
| <p>デラウェア州法に基づき、株主は、会社の権利を行使するために会社に代わって株主代表訴訟を提起することができます。一般に、株主代表訴訟は、それを提起する株主が訴訟の対象である取引の時点で当該会社の株主であり、又は当該株主の株式が当該取引後に法の適用によって当該会社の株式を保有するに至った場合にのみ提起及び維持が可能です。デラウェア州法は、株主代表訴訟の原告は、提訴前に、会社の取締役に対して当該権利を会社のために行使するよう請求しなければならないと定めています(但し、そのような請求が無益である場合はその必要はありません。)</p> <p>クラスアクションを維持するための要件が充足される場合、個々の株主が、自ら及び自らと類似の状況にある他の株主を代表して、クラスアクションを提起することもできます。</p> | <p>東京エレクトロンの株主は、東京エレクトロンによって主張され得る権利を行使する直接の権利を有していません。但し、日本の会社法に基づき、東京エレクトロンの株主は、一定の条件が満たされる場合に、東京エレクトロンがその取締役に対して有する権利を東京エレクトロンに代わって訴訟手続により行使することができます。</p> | <p>第三者がオランダの公開会社に対して責任を負う場合、会社のみが当該第三者に対して民事訴訟を提起することができます。個々の株主は、会社に代わって訴訟を提起する権利を有していません。会社に対する第三者の責任の原因となる行為が株主に対する直接の不法行為を構成する場合にのみ、当該株主は、当該第三者に対する訴訟を提起することができます。オランダ法は、そのような訴訟を集団で提起することができるとしています。類似の利害関係を有する人の集団の権利を保護することを目的とする財団及び社団は集団訴訟を提起することができます。そのような集団訴訟においては確認判決のみを下すことができ、かかる確認判決に基づいて和解がなされることが多いです。オランダの裁判所は、全当事者に対して拘束力を有する和解を宣言することができますが、個々の当事者はその効力を回避する選択権が与えられます。</p> <p>取締役が、会社に対して責任を負う場合(例としては、不適切な職務遂行に基づく責任を負う場合があります。)、会社のみが当該取締役に対して民事訴訟を提起することができます。個々の株主は当該取締役に対して訴訟を提起する権利を有していません。</p> <p>オランダ法に基づき、一定の要件を満たす株主及びその他の会社の一定の利害関係人は、オランダ商事裁判所に対して審問手続を申し立てることができます。申立人は、当該会社の方針と事業遂行に対する調査を請求することができます。オランダ商事裁判所は、申立人が、当該会社の方針又は事業遂行の健全性を疑うに足る十分な理由の存在を証明することができる場合にのみ、調査手続を命じます。なお、上記の手続は、申立人が、当該会社の方針又は事業遂行に対する異議についての事前の書面による通知を取締役に提出した後にのみ開始することができます。かかる事前の通知は、会社が当該異議について調査し、主張された問題点に対処するための十分な時間的余裕をもって提出されなければなりません。</p> |

| アプライド マテリアルズ株主権 | 東京エレクトロン株主権 | 当社株主権 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 買収防衛に係る規定 | | |
| <p>DGCL第203条はデラウェア州の会社が次の行為を行うことを禁じています(同条の適用除外を選択した会社は除きます。)。すなわち、当該会社の議決権のある発行済株式総数の15%以上85%未満を取得する株主との経営統合について、当該株主が「利害関係株主」になった日から3年間禁止しています。但し、とりわけ、当該株主が利害関係株主になった日より前に、当該会社の取締役会が当該経営統合若しくは当該株主が利害関係株主になることになる取引を承認する場合、又は当該経営統合が当該会社の取締役会及び当該利害関係株主以外の株主が保有する議決権ある発行済株式総数の66 2/3%以上による賛成票をもって承認される場合を除きます。アプライド マテリアルズはDGCL第203条の適用を受けず、</p> <p>信認義務に服することを前提に、アプライド マテリアルズの取締役会は、株主の承認を得る必要なく、アプライド マテリアルズの買収をより困難又はより魅力の薄いものとする効果を有することを目的とした優先株式の発行又は発行準備行為を行うことができます(「ホワイトナイト」への発行又はライツプランに係る発行準備を含みます。)。</p> | <p>日本の会社法には、買収防衛に係る規定はありません。</p> | <p>当社には、DGCL第203条において任意規定として定められている一定の「利害関係株主」との経営統合の禁止は適用されません。但し、オランダ法に基づき、オランダの法律及び判例法が定める範囲において種々の防衛措置を実行することが認められます。当社のガバナンス上の取決めには、買収をより困難又はより魅力の薄いものとする効果を有するいくつかの規定を設けています。それらには以下のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役会が、潜在的買収者の持株比率を(一時的に)希薄化する等の態様で友好的第三者に対して累積優先株式を発行することができる権限を有すること。それによって、当社取締役会は、現状を維持したまま、当該潜在的買収者と当社の将来的プランについてのさらなる協議を行い、又は戦略的代替措置を模索することができません。 ・ 取締役は、発行済株式の過半数に相当する議決権者が株主総会に出席した場合であって、投票総数の過半数の賛成をもって成立した当社株主総会決議によってのみ、職務執行の停止を受け、又は解任される旨の規定。 ・ 定款の変更を含む一定の事項については、当社取締役会の提案によってのみ、当該事項を株主総会の議題とすることができる旨の要件。 |

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京エレクトロンの株主は、本株式交換に際して、東京エレクトロンに対して、その有する東京エレクトロンの普通株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利(株式買取請求権)を有しています(会社法第785条第1項)。当該株式買取請求権を行使するためには、本株式交換に係る株式交換契約の承認のために平成26年6月20日に開催予定の東京エレクトロンの定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において議決権を行使することができる株主については、本定時株主総会に先立って本株式交換に反対する予定である旨を東京エレクトロンに通知し、かつ、本定時株主総会において本株式交換に反対することを要します(会社法第785条第2項)。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります(会社法第785条第5項)。なお、株式買取請求をした株主は、東京エレクトロンの承諾を得た場合を除き、その株式買取請求を撤回することはできません(会社法第785条第6項)。株式買取請求に係る株式の買取りは、本株式交換の効力発生日において、本株式交換の効力発生の直前にその効力を生じるため、株式買取請求権を行使した株主には、当社の普通株式の割当交付(一に満たない端数に代わる金銭の交付を含みます。)は行われません。

議決権の行使の方法について

本株式交換に関し、議決権の行使の方法としては、本定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、定時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができます。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって交付される普通株式は、株式交換の効力発生直前時に東京エレクトロンの株式を保有している株主に割り当てられます。

2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換に際しては、東京エレクトロンの新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる新株予約権又は金銭は交付されません。なお、本経営統合契約の定めに従って、東京エレクトロンにおいて発行済の全ての新株予約権は、東京エレクトロンによって無償で取得され、消却される予定です。かかる東京エレクトロンの新株予約権者に対しては、本株式交換における株式交換比率と同じ比率で、当社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権が本株式交換とは別の手続において交付される予定です。

また、東京エレクトロンは、新株予約権付社債を発行しておりません。

(注) アプライド マテリアルズの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本経営統合契約の定めに従って、アプライド マテリアルズにおいて発行済の全ての新株予約権その他のアプライド マテリアルズの普通株式を目的とするオプション権は、アプライド マテリアルズ三角合併における株式交換比率と同じ比率で、当社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権となる予定です。

なお、アプライド マテリアルズは、新株予約権付社債を発行しておりません。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、東京エレクトロンにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項及び計算書類等に関する事項を記載した書面を、東京エレクトロンの本店に平成26年6月5日より備え置くこととされております。

は、平成26年5月14日に東京エレクトロン及びTELジャパン間で締結された株式交換契約です。は、本株式交換に際して、株式交換比率及び当該株式交換比率の算定根拠等並びに本株式交換の対価として当社の普通株式が選択された理由等を説明するものです。は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法等に関する事項を記載するものです。は、TELジャパンの成立の日における貸借対照表及び成立の日後の後発事象並びに東京エレクトロンの最終事業年度の末日後の後発事象の内容を記載するものです。

東京エレクトロンの株主は、東京エレクトロンの本店において、その営業時間内に上記書類を閲覧することが可能となっております。

本株式交換に関し、TELジャパンにおいては、TELジャパン本店に備え置く書面はありません。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 本経営統合契約締結日 | 平成25年9月24日 |
| 本経営統合契約に係る変更契約締結日 | 平成26年2月15日 |
| 株主総会基準日(東京エレクトロン) | 平成26年3月31日 |
| 本株式交換契約承認取締役会(東京エレクトロン) | 平成26年5月14日 |
| 本株式交換契約承認株主総会開催日(東京エレクトロン) | 平成26年6月20日 |
| 上場廃止日(東京エレクトロン) | 平成26年9月18日(暫定)(注1) |
| 本株式交換期日(効力発生日) | 平成26年9月24日(暫定)(注2) |
| 本経営統合期日(効力発生日) | 平成26年9月24日(暫定) |
| 当社上場日(東京証券取引所第一部(外国株)) | 平成26年9月24日(暫定) |

(注1) 上場廃止日は、本株式交換契約の効力発生日の確定の状況を踏まえて、東京証券取引所によって決定されま
す。また、現在の本株式交換の効力発生日である平成26年9月24日に変更された場合には、上場廃止日も変更
される予定です。

(注2) 前記の通り、本株式交換の効力発生日は暫定的なものであり、今後変更される可能性があります。

(注3) 本経営統合の効力発生には、アプライド マテリアルズの株主総会における本経営統合契約の承認が必要とな
りますが、当該株主総会は、平成26年6月23日(カリフォルニア時間)を予定しております。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式について

東京エレクトロンの株主は、本株式交換に際して、東京エレクトロンに対して、その有する東京エレクトロンの普通株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利(株式買取請求権)を有しています(会社法第785条第1項)。当該株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、本定時株主総会に先立って本株式交換に反対する予定である旨を東京エレクトロンに通知し、かつ、本定時株主総会において本株式交換に反対することを要します(会社法第785条第2項)。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります(会社法第785条第5項)。なお、株式買取請求をした株主は、東京エレクトロンの承諾を得た場合を除き、その株式買取請求を撤回できません(会社法第785条第6項)。株式買取請求に係る株式の買取りは、本株式交換の効力発生日において、本株式交換の効力発生の直前にその効力を生じるため、株式買取請求権を行使した株主には、当社の普通株式の割当交付(一に満たない端数に代わる金銭の交付を含みます。)は行われません。

新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式交換に際しては、東京エレクトロンの新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる新株予約権又は金銭は交付されません。なお、本経営統合契約の定めに従って、東京エレクトロンにおいて発行済の全ての新株予約権は、東京エレクトロンによって無償で取得され、消却される予定です。かかる東京エレクトロンの新株予約権者に対しては、本株式交換における株式交換比率と同じ比率で、当社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権が本株式交換とは別の手続において交付される予定です。

また、東京エレクトロンは、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2 【統合財務情報】

組織再編成対象会社である東京エレクトロン、組織再編成当事会社であるTELジャパン及び提出会社である当社の主要な経営指標等の推移は、それぞれ次の通りです。

東京エレクトロン

連結経営指標等

| 回次 | 第46期 | 第47期 | 第48期 | 第49期 | 第50期 | 第51期 (未監査) |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|
| 決算年月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 |
| 売上高 (百万円) | 508,082 | 418,636 | 668,722 | 633,091 | 497,299 | 612,170 |
| 経常利益 (百万円) | 20,555 | 2,558 | 101,919 | 64,046 | 16,696 | 35,487 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (百万円) | 7,543 | 9,033 | 71,924 | 36,725 | 6,076 | 19,408 |
| 包括利益 (百万円) | | | 69,598 | 36,953 | 15,826 | 10,888 |
| 純資産額 (百万円) | 529,265 | 523,369 | 584,801 | 598,602 | 605,127 | 590,613 |
| 総資産額 (百万円) | 668,998 | 696,351 | 809,205 | 783,610 | 775,527 | 828,591 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,896.55 | 2,859.37 | 3,198.66 | 3,275.14 | 3,309.58 | 3,225.92 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円) | 42.15 | 50.47 | 401.73 | 205.04 | 33.91 | 108.31 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円) | 42.07 | | 401.10 | 204.72 | 33.85 | |
| 自己資本比率 (%) | 77.5 | 73.5 | 70.8 | 74.9 | 76.5 | 69.8 |
| 自己資本利益率 (%) | 1.4 | 1.8 | 13.3 | 6.3 | 1.0 | 3.3 |
| 株価収益率 (倍) | 86.36 | | 11.41 | 23.09 | 122.83 | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 81,030 | 48,284 | 83,238 | 29,712 | 84,266 | 44,449 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 160,621 | 9,613 | 35,881 | 8,352 | 141,769 | 19,599 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 46,015 | 287 | 5,236 | 27,334 | 10,625 | 186 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 65,883 | 123,939 | 165,050 | 158,776 | 85,313 | 104,797 |
| 従業員数 (人) | 10,391 | 10,068 | 10,343 | 10,684 | 12,201 | 12,304 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成22年3月期及び平成26年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 平成24年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益についても、遡及処理後の数値を記載しております。

4 平成22年3月期及び平成26年3月期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

当 社

当社は、平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

TELジャパン

TELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

本株式交換は本経営統合の一環として行われるものですが、本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの主要な経営指標等の推移については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(1) - 外国会社報告書に記載されている事項のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(開示府令第17条の3第2項)の要約の日本語による翻訳文 - 第一部「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」」をご参照下さい。

本経営統合後の当社に係るものとして算出した主要な経営指標等の見込額は、以下の通りです。なお、以下の数値は、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。

当社、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業年度末は異なります。当社の要約結合損益計算書(未監査かつ見積もりベース)は、アプライド マテリアルズの平成25年10月27日に終了する12ヶ月間の監査済業績及び平成26年1月26日に終了する3ヶ月間の未監査業績並びに東京エレクトロンの平成25年9月30日に終了する12ヶ月間の未監査業績及び平成25年12月31日に終了する3ヶ月間の未監査業績をそれぞれ集約したものです。要約結合損益計算書(未監査かつ見積もりベース)は、平成24年10月28日に本経営統合が完了したものと、本経営統合の試算効果を表すものです。当社の要約結合貸借対照表(未監査かつ見積もりベース)は、アプライド マテリアルズの平成26年1月26日現在の貸借対照表及び東京エレクトロンの平成25年12月31日現在の貸借対照表を集約したものであり、平成26年1月26日に本経営統合が完了したものと、本経営統合の試算効果を表すものです。

主要な経営指標等の見積もりは、説明の便宜のために作成された当社の要約結合財務書類(注)(未監査かつ見積もりベース)の一部であり、本経営統合が上記の日付時点で完了した場合に、達成され则认为される経営成績及び財務状態又は当社の将来的な連結の経営成績及び財務状態を必ずしも表すものではありません。将来の業績は、後記「第三部 発行者情報 - 第3 事業の状況 - 4 事業等のリスク」に記載されている要素を含む様々な要素の影響により、記載の業績と大きく異なる可能性があります。

| (単位：1株当たり金額を除き、 百万米ドル) | 平成25年10月27日 に終了する12ヶ月 | 平成26年1月26日 に終了する3ヶ月 |
|---------------------------|--------------------------|------------------------|
| 損益計算書のデータ | | |
| 純売上高 | 12,616 (1,280,146百万円) | 3,549 (360,117百万円) |
| 売上総利益 | 4,035 (409,431百万円) | 1,363 (138,304百万円) |
| 研究開発費 | 2,329 (236,324百万円) | 596 (60,476百万円) |
| 営業利益(損失) | 827 (83,916百万円) | 225 (22,831百万円) |
| 税引前利益(損失) | 858 (87,061百万円) | 209 (21,207百万円) |
| 当社に帰属する純利益(損失) | 595 (60,375百万円) | 173 (17,554百万円) |
| 希薄化後1株当たり純利益(損失) | 0.33 (33.49円) | 0.10 (10.15円) |
| 加重平均普通株式数(希薄化後) | 1,784百万株 | 1,784百万株 |

| (単位：百万米ドル) | 平成26年1月26日現在 |
|------------------|--------------------------|
| 貸借対照表のデータ | |
| 運転資本 | 8,105 (822,414百万円) |
| 長期債務 | 1,965 (199,389百万円) |
| 株主資本 | 17,525 (1,778,262百万円) |
| 総資産 | 25,397 (2,577,034百万円) |

(注) 当該結合財務書類は注記とともにフォームS-4に記載されています。当該結合財務書類はドル建てで記載作成されていますが、その作成のため、東京エレクトロンに関する数値は平成25年9月30日に終了した12ヶ月については1ドル92.39円で、平成25年12月31日に終了した3ヶ月については1ドル100.86円でドルに換算されています。主要な経営指標等の見積もりは、ドル建てで記載された当該結合財務書類の数値を1ドル101.47円で円に換算しています。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【発行者情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

会社制度

当社はオランダ法に基づき設立され、法令上の所在地(*statutaire zetel*)をアムステルダムに置き、ナイメーヘンに登録した事務所を有する非公開有限責任会社です。オランダ法に基づいて設立された会社はその法令上の所在地をオランダ国内に置かなければなりません。オランダの会社は、オランダ国外において活動することはできません。

法人に関する規定のほとんどは、オランダの民法(*Burgerlijk Wetboek*、以下「オランダ民法」といいます。)に盛り込まれています。これらの規定はオランダ民法第2編「法人」(*Rechtspersonen*)に記載されています。このオランダ民法第2編の規定は1976年7月26日に施行され、以降頻繁に改正されています。

オランダ民法第2編第4章には公開有限責任会社(*Naamloze Vennootschap*、略称「N.V.」)が、オランダ民法第2編第5章には非公開有限責任会社(*Besloten Vennootschap met Beperkte Aansprakelijkheid*、略称「B.V.」)が規定されています。

オランダ民法第2編第9章は、会社の年次財務書類及び年次事業報告書を規定しています。

2007年1月1日に施行された金融監督法(*Wet op het financieel toezicht*)及び当該法律の前身の制定法における一定の開示規則は、オランダの会社に適用されます。

さらに、オランダにおける従前の制定法の実務上の適用に大きな影響を与える、一定の重要な非制定法源(例えば、判例法及び理論)が存在します。

オランダ民法は()N.V.及び()B.V.を区別しています。この2つの会社形態はその性質及び構造上、非常に類似していますが、N.V.及びB.V.の間には、以下を含む重大な相違があります(但し、これらに限定されるものではありません。)

-) B.V.は記名式株式のみを発行できますが、N.V.は無記名式及び記名式いずれの株式も発行することができます。
-) B.V.は無議決権株式、無配当株式及び/又は多数議決権株式を発行できますが、N.V.はこれらの株式を発行することができません。
-) B.V.の定款は指定された株式の保有者に業務執行又は非業務執行取締役/監督取締役を直接任命する権限を付与することができますが、N.V.はこれらの権限を付与することができません。
-) 原則として、N.V.の株式は自由に譲渡可能ですが(N.V.は定款で記名式株式に譲渡制限を設けることができますが、かかる制限は譲渡を不可能又は非常に困難(*uiterst bezwaarlijk*)にすることはできません。)、B.V.では、原則として株式の譲渡は他の株主による先買権の対象となります(但し、定款によりかかる原則と異なる取扱いとすることができます。)
-) N.V.の最低発行済株式資本金額は45,000ユーロですが、B.V.には最低資本金額はありません。
-) N.V.及びB.V.では、いくつかの異なった報告義務があります。

一定の条件が揃えば、N.V.はB.V.に変更することができ、またその逆も同様に可能です。

会社が次の3つの基準、即ち、()準備金を含む発行済資本の額が160万ユーロ以上であること、()会社又はその会社が直接若しくは間接的に50%以上の株式を保有する子会社が法定の要件に従い労働者協議会(*ondernemingsraad*)を設置していること、並びに()会社及び/又はその会社が直接若しくは間接的に50%以上の株式を保有する子会社がオランダにおいて100名以上の従業員を有していること、を満たしており、その旨が商工会議所の商業登記簿に継続して3年間登録されている場合、「大会社制」(*structuurregeling*)として知られるオランダの法制度(以下「大会社制」といいます。)が適用されます。会社が()から()の基準を満たす場合、会社は、株主総会による年次財務書類の承認後2ヶ月以内に商工会議所の商業登記簿にその旨を届け出なければなりません。

以下の場合、大会社制の基準を満たす会社は、大会社制の適用を全面的に免除されることが可能です。すなわち、その会社が、(a)大会社制の(全面的又は部分的免除の形で)適用を受ける会社の子会社である場合、(b)従業員の過半数がオランダ国外に存在するグループ内の持株会社である場合、(c)(b)で意図したところの国際的グループにサービスを提供するサービス会社である場合、又は(d)大会社制に(全面的若しくは部分的免除の形で)該当する会社自身若しくはかかる会社の子会社である当事者によって50%以上の株式を保有される合併会社である場合です。

大会社制の適格を有する場合、後記「会社機関」に記載の通り、会社のコーポレート・ガバナンス体制に一定の結果が生じます。

設立 / 解散

会社は、会社の定款(*statuten*)を含むオランダ法に基づく設立に関する公正証書を作成することにより設立されます。設立に関する公正証書を作成することによって会社は法人となります。オランダの会社は付属定款を有しませんが、取締役会は取締役会規則を策定することができます。

オランダの会社は、その会社の登録した事務所が属する行政地区の商工会議所(*Kamer van Koophandel*)の商業登記簿(*handelsregister*)に登録する必要があります。但し、営業上の住所が当該行政地区以外の場所に存在する場合、会社はかかる営業上の住所が存在する地区の商業登記簿に登録する必要があります。

定款に規定される会社の目的事項は通常、その会社の業務の簡潔かつ一般的な記述を含みます。オランダの会社は目的事項の範囲内で活動しなければなりません、第三者が会社の目的事項の範囲内に該当しない行為の無効を主張することはできません。

オランダの会社の設立においては、その存続に期限を付すことはできません。

オランダの会社は、()オランダ民法において列挙された特定の場合における裁判所の判決、()定款に規定された特定の事項の発生、()株主総会により承認された解散の決議、及び()破産宣告後、破産手続を完了させるための資産が不十分であることを理由とする破産手続の終了により解散することができます。

株式資本

いわゆる「flex-B.V.」の導入以降、N.V.及びB.V.に適用される制度は大幅に異なっています。B.V.には最低資本金がなくなりましたが、N.V.の最低資本金は45,000ユーロとなっています。一定の条件下では、資本金はユーロとは別の通貨で払い込むことができます。

原則として、各発行済株式はその発行時に全額が払い込まれる必要があります。但し、N.V.の定款は、未払込分である発行済記名式株式の額面金額の最大で75%は会社が要請をした後のみ、払込みが必要になるとすることについて、会社及びその株主は同意する旨を規定することができます。B.V.に関しては、株式発行時に払い込まれることとされている資本金全額について、会社によって要請されるまで支払延期することができます。

N.V.において、授權資本は発行済資本に対して5倍を超えることはできません。この要件は、B.V.に関しては廃止されました。株式は現金又は現物で払い込むことができます。負債資本比率に関する法的制限は存在しません。

株式譲渡

N.V.の株式は原則として自由に譲渡することができます。定款に記名式株式の譲渡制限を設けることは可能ですが、かかる制限が譲渡を不可能又は非常に困難(*uiterst bezwaarlijk*)にすることはできません。

原則として、B.V.の株式は、譲渡に先立って他の株主に譲渡を申し出なければならないため(先買権)、自由に譲渡することはできません。但し、定款はかかる原則と異なる規定を設けることができ、自由に譲渡可能とするか又はその他の譲渡制限(例えば、株主総会若しくは執行取締役会の承認権)を選択することができます。

N.V.の記名式株式(公認の証券取引所に上場されていないもの)及びB.V.の記名式株式の譲渡には、オランダの公証人の面前での、オランダ法上の譲渡人及び譲受人間の譲渡に関する公正証書の作成が必要です。会社自身が譲渡に関する公正証書の当事者である場合を除き、かかる株式に係る権利は、会社が株式の譲渡を承認した後又は執行官によって譲渡に関する公正証書が正式に会社に送達された場合においてのみ行使することができます。

公認の証券取引所に上場されているN.V.の記名式株式の譲渡及びN.V.の無記名式株式の譲渡には、異なる要件が適用されます。

会社機関

オランダ会社法は、オランダの会社が2以上の会社機関を有すべき旨を定めています。即ち、()業務執行取締役(*bestuurders*)から構成される執行取締役会(*bestuur*)、及び()株主総会(*algemene vergadering van aandeelhouders*)です。

但し、大半のオランダの会社には要求されませんが、監督取締役会(*raad van commissarissen*)を有することも可能です。2013年1月1日以降、オランダの会社は業務執行取締役及び非業務執行取締役から成る一層制取締役会を選択することもできます。

オランダの会社に大会社制が適用される場合、監督取締役会、又は業務執行取締役及び非業務執行取締役を有する一層制取締役会のいずれかを設置する必要があります。

執行取締役会

執行取締役会は、会社の業務執行機関です。したがって、執行取締役会は、会社の通常業務に責任を負う会社機関です。執行取締役会の構成員(業務執行取締役)は、業務執行取締役が監督取締役会によって任命及び解任される大会社制が適用される場合を除いて、株主総会により任命及び解任されます。

執行取締役会は1名以上の業務執行取締役で構成することができます。業務執行取締役の国籍又は居住地に関する制限はありません。法人も業務執行取締役として行為することができます。

オランダ会社法は、執行取締役会が、第三者に対して会社を代表し義務を負う権限を有すると定めています。定款に別段の定めがある場合を除いて、各業務執行取締役もまた、会社を代表する権限を有します。執行取締役会が2名以上の構成員で構成される場合、定款は、例えば業務執行取締役2名や特定の業務執行取締役1名(例：取締役会会長)による、共同代表の制度を規定することもできます。かかる規定は、商工会議所での宣誓証言後においては、第三者に対しても有効です。

執行取締役会は、定款に別段の定めがある場合を除いて、適切と判断するいかなる場所においても開催することができます。

執行取締役会は、実際の会議において可決され議事録に記録された決議又はかかる時点において任期にある業務執行取締役の全構成員による権限ある署名がなされた書面決議の形式で可決及び記録された決議のいずれかによって、決定を行うことができます。

会社が一層制取締役会を選択している場合、取締役会の業務執行取締役は上記執行取締役会の構成員の任務を遂行する一方、非業務執行取締役は監督取締役会の構成員の任務を遂行します。この場合において、取締役会の議長は非業務執行取締役でなければならず、取締役任命に関する指名及び業務執行取締役の報酬決定を業務執行取締役に割当てることはできません。業務執行取締役は、業務執行取締役の報酬決定に係る意思決定に参加しないものとします。

本「(1)提出会社の属する国・州等における会社制度」の後半の記載は、当社がN.V.へ組織変更された後に適用されるものです。また、別段の記載がない限り、執行取締役会及び一層制取締役会の双方を取締役会として記載しており、「業務執行取締役」とは執行取締役会の構成員及び一層制取締役会の業務執行取締役の双方を意味します。

株主総会

手続

オランダ民法は、株主総会の招集通知(議論されるべき議案が記載されるか、又は当社の事務所においてかかる議案が入手可能である旨が記載されます。)は、株主総会より15日前(EU/EEA内の規制市場に上場している場合は42日前)までに送付しなければならない旨定めています。さらに、当社の株式資本の3%以上を保有する株主は、総会の60日前までに要求し、かつ、企業の重要な利害が当該要求と相反しないことを条件として、株主総会の議題に特定の議題を含めるよう要求する権利を有します。定款において、より少ない株式持分又はより短い期間を規定することができます。

当社の発行済株式資本の10%以上を保有する株主は、株主総会で議論されるべき事項の詳細を記載した書面による要求により、取締役会及び監督取締役会(もしあれば)に対して株主総会を招集するよういつでも要求することができます。取締役会及び監督取締役会(もしあれば)が、上記総会を開催するにつき正当な理由のある株主によって要求された株主総会を、かかる要求後6週間以内に開催しない場合、株主は、株主総会開催のための各地方裁判所の裁判長による命令(*voorzieningenrechter*)を請求することができます。

原則として、各株主総会はオランダ国内の定款で指定された場所で開催しなければならないが、定款で指定されていない場合には会社の法令上の所在地が所在する行政地区内で開催しなければなりません。また株主総会は、その時点において発行済の全株式資本(自己株式を除きます。)を保有する株主が出席していること又は代理されていることを条件として、オランダ国外を含むどこでも開催することができます。定款は、実際の株主総会を開催することなく書面によって決議を承認することができる旨を規定することができますが、かかる決議はその時点において発行済の全株式資本(自己株式を除きます。)に相当する全員一致の投票により承認されることを条件とします。定款がより短い期間を規定する場合及び会社が発行した有価証券をEU/EEA内の規制市場で取引することが認められている場合を除き、定時株主総会は常に、会社の各事業年度終了から6ヶ月以内に開催されなければなりません。

全ての株主は、書面による委任状を付与することにより、常に、自己を代理して株主総会で投票を行う議決権行使代理人を任命することができます。定款はまた、株主があらゆる株主総会に電子的に参加し投票する権限を有する旨を定めることができます。株主総会の決議は、一般的に、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、()定足数を要さず、()有効に投じられた投票の絶対多数によって承認されます。

権限

法律又は定款によって取締役会又はその他の会社機関に付与されないあらゆる会社の権限は、株主総会に付与されません。法律により一定の事項は株主総会の権限に含まれ、かかる権限を委譲することはできません。例えば、執行取締役及び監督取締役の任命、停職及び解任(大会社制が適用される場合を除きます。)、定款の変更、年次財務書類の承認並びに会社の任意清算に関する権限を委譲することはできません。

監督取締役会

監督取締役会の構成員は株主総会によって任命及び解任されます。但し、定款により、監督取締役会の総構成員数のうち3分の1までは第三者により任命されると規定することができ、B.V.の場合は一定の区分の株主により任命されると規定することができます。株主又は株主の代表者は監督取締役として任命されることができます。法人は監督取締役として行為することはできません。

監督取締役会の主要な任務は、()執行取締役会並びに会社の通常の業務及び事業を監督すること、並びに()執行取締役会に対してこれらに関連する助言を行うことです。その際には、監督取締役会は常に会社及びその事業の利益のために行為しなければなりません。監督取締役会は第三者に対して会社を代表し、又は会社に義務を負わせる権限を有しません(但し、会社とその取締役の間で利益相反がある場合に一定の権限を有する場合があります。)。定款は、執行取締役会のある特定の決定が、監督取締役会の事前の承認の対象になる旨を規定することができます。

監督取締役会 - 大会社制

大会社制の下では、3名以上の構成員から成る監督取締役会又は3名以上の非業務執行取締役を有する一層制取締役会を設置しなければなりません。以下の記載は監督取締役会について述べるものですが、一層制取締役会の非業務執行取締役にも同様に適用されます。

監督取締役会の構成員は監督取締役会自身によって指名され、そのうち3分の1の候補者は労働者協議会の推薦により指名されます。株主総会はこの拘束力のある指名を受けて監督取締役会の構成員の任命を行い、株主総会は候補者を否決することは可能ですが、自身の候補者を任命することはできません。

株主総会は、監督取締役会全体を解散させることができますが、個々の構成員を解任することはできません。個々の構成員は、監督取締役会及び株主総会又は労働者協議会の代表者が代理する会社の要求に基づき、アムステルダム控訴裁判所企業課によってのみ解任されることがあります。

監督取締役会は、業務執行取締役を任命、停職及び解任します。業務執行取締役の一定の重要な決定は、監督取締役会の手前の承認の対象となります。

年次財務書類

取締役会は、年次財務書類を作成しなければならず、特別な事情を理由として株主総会が期間の延長を認める場合を除いて、各事業年度の終了後5ヶ月以内に、取締役会の各構成員(及び監督取締役会の各構成員(もしあれば))に正式に署名されたこれらの年次財務書類を株主の閲覧に供するために会社の事務所に備え置かなければなりません。

かかる期間の延長は6ヶ月を超えることはできません。同期間内に、取締役会は、全株主が取締役でもある場合を除いて(かかる場合は取締役及び監督取締役会の構成員の署名のみで足りる。)、承認(*vaststelling*)のために年次財務書類を株主総会へ提出しなければなりません。

承認されると、取締役会は、8日以内に年次財務書類を公告のために商工会議所の登記所に対して届出を行わなければなりません。

年次財務書類は、貸借対照表、損益計算書及びそれらの注記から構成され、オランダ民法に従って作成されなければなりません。オランダ民法は、オランダの会社がオランダで一般に認められた会計原則(オランダGAAP)又は国際財務報告基準(IFRS)のいずれかを採用することを認めています。

会社は、その会社が「小会社」としての適格を有する場合を除き、年次財務書類を監査し、監査報告書を作成する監査人を任命しなければなりません。株主総会が取締役会の提案に基づいて監査人を任命します。

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

当社は本株式交換が実行される前に公開有限責任会社(*Naamloze Vennootschap*)となります。下記の記載は、別に記載する場合を除き、当社が公開有限責任会社となった後の定款及び取締役会規則の概要を説明したものです(以下、それぞれ「本定款」及び「本取締役会規則」といいます。)

資本及び株式

1. 当社の授權資本の額は、[]ユーロです。授權資本は、1株1ユーロセント(0.01ユーロ)の額面金額を有する[]株の普通株式及び1株1ユーロセント(0.01ユーロ)の額面金額を有する[]株の優先株式からなります(別段の定めがない限り、当社の株式は普通株式及び優先株式の両者を含むものを意味します。)(なお、[]と記載されている授權資本の額並びに普通株式及び優先株式の株数は、本定款において、未定又は暫定とされている部分です。)
2. 株式は全て記名式株式です。株式につき株券は発行されません。但し、取締役会は、その裁量により、普通株式の一部又は全部につき株券の発行を決定することができます。1株未満の株式は発行できません。

株式の発行

当社は、(i)株主総会の決議又は(ii)取締役会の決議(取締役会が株主総会の決議により株式発行の決定を5年以内の固定期間において委任されている場合に限り)によって、当社株式を発行することができます(当社による当社株式の発行は上記(i)又は(ii)の方法に限られます。)。株式を発行する株主総会の決議又は株式の発行を取締役に委任する株主総会の決議は、取締役会の提案に基づいてのみ行うことができます。

新株式発行の条件

1. 株式発行の決議においては、発行価額その他の発行条件も決定するものとします。本定款において別段の定めがない限り、発行価額は、額面価額を下回ってはならず、かつオランダ民法の規定に服します。
2. 以下の制限及び排除を前提として、普通株主は、普通株式発行の際には、当該発行直前における発行済普通株式の総数に対する自己の保有する普通株式数の割合に応じて優先引受権を有するものとします。但し、株主は、現物出資によって発行される普通株式並びに従業員報奨スキームに従って当社及びその子会社の従業員に対して発行される普通株式については優先引受権を持ちません。普通株式の株主は、優先株式の発行については優先引受権を持ちません。
3. 普通株式の発行に先立って、株主総会の決議により優先引受権を制限又は排除することができます。定款に別段の定めが置かれている場合であっても、取締役会が株主総会の決議により5年を超えない固定期間において優先引受権を制限又は排除する権限を与えられている場合は、取締役会の決議によって優先引受権を制限又は排除することができます。
4. 優先引受権を制限又は排除する株主総会の決議は、取締役会の提案に基づいてのみ行うことができます。

記名式株式の譲渡

1. 証券取引所での取引が行われていない記名式株式の譲渡については、オランダの地方自治区で職務を行う公証人の面前で、かつ関係主体を当事者として作成された公正証書を必要とします。
2. 一定の場合を除き、優先株式の譲渡には取締役会の承認を要します。かかる承認の請求は、譲受予定者の氏名及び住所並びに当該譲受予定者が支払う譲渡代金その他譲渡対価を明記した書面でなされなければなりません。

取締役会

1. 取締役会は3名以上の取締役によって構成されます。
2. 取締役は、定足数(後記で定義します。)が満たされていることを条件に株主総会の投票総数の過半数の賛成票によって選任されます。
3. 取締役の任期は、次回の定時株主総会(但し、後任の取締役が選任されるまではその職務を行うものとします。)又は当該取締役の辞任、解任若しくは死亡のいずれか早い時までとします。
4. 株主総会はいつでも、取締役の職務執行停止又は解任を行うことができます。株主総会による取締役の職務執行停止又は解任の決議は、発行済株式(自己株式を除きます。)の過半数の賛成票によってのみ成立します。
5. 取締役の報酬は、当社に係る法令等、上場規則及び株主総会によって決議された当社の報酬に関する方針に従い、取締役会によって決定されます。当社株式又は当社株式の取得若しくは当社株式への転換を内容とするオプションその他の権利を報酬とする取り決めを行う場合には、取締役会は株主総会の承認を得るため株主総会に議案を提出します。当該議案においては、少なくとも、取締役に付与されるべき当社株式又は当社株式の取得若しくは当社株式への転換を内容とするオプションその他の権利の数及びそれらの権利の付与又は当該取り決めの変更に関する基準を明記しなければなりません。

取締役会の義務及び権限

1. 取締役会は、オランダ民法に定める通り、当社の経営を行います。
2. 業務執行取締役は、当社の運営管理及びそれに関連する業務並びに取締役会によってなされた業務執行の決定の実行に責任を負います。
3. 非業務執行取締役は、業務執行取締役の業務執行の方針及びその履行状況並びに当社の全般事項につき監督します。業務執行取締役は、非業務執行取締役に対し、かかる監督のために必要な情報を適時に提供するものとします。
4. 取締役会は当社を代表します。当社は業務執行取締役が共同で代表することもできます(疑義を避けるために付言しますと、業務執行取締役が1名のみである場合は、当該業務執行取締役は単独で当社を代表することができます。)
5. (オランダ民法第2:107条に規定される)当社又は当社の事業の同一性又は性質に重大な変更を生じさせる取締役会決議は、定足数が満たされている株主総会における投票総数の単純過半数による承認を必要とします。かかる決議には以下の決議が含まれます。
 - a. 当社又は子会社が他の法人との間で長期的な協力関係(当社にとって重要なものに限り、)を形成し、又はかかる協力関係を終了させる決議
 - b. 有限責任組合又は無限責任組合(いずれも当社にとって重要なものに限り、)において無限責任組合員となり、又はかかる地位を終了させる決議
 - c. 当社の直近の年次財務書類による貸借対照表及びその注記表に示されている当社の資産総額(当社が連結貸借対照表を作成している場合は連結貸借対照表及びその注記表に示されている当社の資産総額)の3分の1以上の価値を有する他の法人の資本持分の取得又は処分
6. 前記5.にかかわらず、当社の財産及び資産(のれん及び会社特権を含みます。)の全部又は実質的全部の売却、賃貸又は交換(当社の子会社への売却、賃貸又は交換を除きます。)を生じさせる取締役会決議は、株主総会における発行済株式(自己株式を除きます。)の過半数の承認を必要とします。

委員会

取締役会は、監査委員会、指名委員会、報酬委員会及び取締役会が必要と判断するその他の委員会を設置します。監査委員会、指名委員会及び報酬委員会の場合には、独立の非業務執行取締役のみがその委員として任命を受けることができます。

株主の権利

株主総会

1. 事業年度の最終日から6ヶ月以内に、定時株主総会が開催されるものとします。定時株主総会の議題は、以下を含むものとします。
 - a. 年次事業報告書についての質疑
 - b. 年次財務書類についての質疑及び承認
 - c. 取締役の選任
 - d. 利益配当の割当て
 - e. 本定款の規定を遵守して取締役会又は株主から提案されるその他の議題
2. 臨時株主総会は、法令で要求される場合又は取締役会が必要と判断する場合に随時開催されるものとします。株主は、オランダ法が定める範囲においてのみ取締役会に株主総会の招集を請求することができます。
3. 株主総会は英語で行われ、開催地はアムステルダム又はハーレマーメル(スキポール空港)とします。

総会において行使可能な権利

株主及び当社株式についての権利を有し株主総会に出席する権限を持つその他の者は、自ら又は代理人(委任状の付与を受けた者に限ります。)により、株主総会に出席し、手続きに参加することができます。また、議決権を有している限りにおいて、議決権行使書を提出している場合には、議決権を行使することができます。委任状には、電磁的方法により記録されているものも含まれるものとします。株式1株に対しては1個の議決権が与えられます。オランダの法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議は、定足数が満たされている株主総会における、投票総数の単純過半数で成立します。オランダ法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会における定数(「定足数」といいます。)は、発行済株式(自己株式を除きます。)の過半数に相当する議決権を有する者が自ら又は委任状を有する代理人が出席することを意味します。

財務書類

当社の現在の事業年度は1月1日から12月31日までです。当社は、事業年度の末日から5ヶ月以内に、当該事業年度に係る年次財務書類及び年次事業報告書を作成し、本店及び取締役会が決定するその他の場所に備え置くものとします。年次財務書類は株主総会で承認されなければなりません。(なお、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合後の当社の事業年度に関する決定を行っていません。)

利益

1. 取締役会は、普通株式に係る資本準備金及び利益準備金を留保するものとし、これらについては普通株主のみが権利を認められます。
2. 1事業年度に得られた利益から、第一にかつ可能な限りで、当社は、発行済優先株式につき、優先配当(「優先配当」といいます。)を支払います。優先配当の額は、当該優先配当の支払日までを対象として、()12ヶ月間のEURIBOR(該当する金利が適用される日数での加重平均によります。)に、()当該優先株式が発行された日の市況に応じて取締役会が決定したプレミアム(年率500ベースポイントを上限とします。)を加えた率を、以下のa及びbにより計算される金額に乗じて算出される金額に相当する額とします。
 - a. 優先株式の額面価額のうち払込済部分に相当する金額(定款の規定に従って調整を受けます。)
 - b. 当該事業年度よりも前の事業年度において支払われるべき優先配当が未払いとなっている場合は、当該未払の優先配当の額
3. 取締役会は、当社の利益のうち、準備金として留保すべき部分を決定します。準備金を控除した後に残った利益の割当ては株主総会の決議によって決定されます。但し、優先株式に対しては、更なる配当は行われません。

4. 利益配当は、配当可能資本を限度として支払われます。「配当可能資本」とは、当社の株式資本のうち、発行され払込がなされた資本の額及びオランダ法に基づき留保することが義務付けられている準備金以外の部分をいいます。
5. 取締役会は、中間貸借対照表及び中間損益計算書に基づき当社が配当可能資本を有していると認められる場合に限り、当該年度において想定される予定利益配当額からの支出により、中間配当をすることができます。

2【外国為替管理制度】

現在、オランダ国内で効力を有する法令上の規定又は当社の定款の規定の中にオランダの居住者でない当社の証券の所有者への送金を制限するものではありません。

3【課税上の取扱い】

オランダの法律に基づく現行の租税は以下の通りです。

アプライド マテリアルズ三角合併又は本株式交換において交付される当社普通株式の保有及び処分についての重要なオランダ税法上の措置

配当源泉税

一般的事項 - 当社普通株式の株主に対して支払われる配当金及び当社普通株式の株主が取得する当社普通株式からのその他の利益についての配当源泉税の取扱い

1965年オランダ配当税法(*Wet op de dividendbelasting 1965*)に基づき、配当源泉税は当社の株式から利益を得る権利を有する者に課されます。当社普通株式につきその株主に支払われる配当金は、原則として、オランダにて15%の配当源泉税が課されます。ここで、「配当金」とは、以下のものを含みますが、これらに限るものではありません。

- ・ 名目及び形態のいかんを問わない利益分配
- ・ 当社普通株式の自己株式取得に際して当社が支払う金額のうち、オランダ配当源泉税上の払込資本金とされる金額の平均資本金額を超える部分。但し、短期投資目的による自己株式の取得を除きます。
- ・ 清算に際して当社が当社普通株式の株主に分配する金額のうち、オランダ配当源泉税上の払込資本金とされる金額の平均資本金額を超える部分
- ・ 相応の対価が支払われず又は将来支払われることもなく当社普通株式の株主に発行される株式の券面額又は保有する当社普通株式の券面額の増加部分
- ・ オランダ配当源泉税上の払込資本金とされない金額の有償減資、又はオランダ配当源泉税上の払込資本金とされる金額のうち適格利益(*zuivere winst*)(予定されている未実現利益を含む。)に相当する部分の有償減資。但し、当該有償減資が、株主総会決議により事前に決定され、かつ当社の定款変更に従って当該有償減資額と同額の株式券面額が減額される場合を除きます。

上記にかかわらず、一定の条件を満たし、自己株式の取得が1965年オランダ配当税法に定める限度額を超えない範囲でなされる場合には、源泉税は課されません。

原則として、配当源泉税は当社によって負担されず、当社が当社普通株式について支払う配当総額から控除されます。但し、不明な売主からの自己株式取得の場合は、当社がグロスアップベースで17.65%の税率の配当税を負担することになります。

当社は、当社普通株式に係るオランダ配当源泉税上の払込資本金総額が、本経営統合完了時におけるアプライド マテリアルズと東京エレクトロンの公正な市場価格を合わせた金額と同額であることを確認するため、オランダ税務当局とのルーリング又はオランダの税務アドバイザーからアプライド マテリアルズに宛てた意見書を求める予定です。但し、オランダ税務当局がそのようなルーリングを出す保証はありません。仮にオランダ税務当局が、当社が決定したオランダ配当源泉税上の払込資本金とされる金額に同意しない場合、そうでなければオランダ配当源泉税の対象にならないであろう配当についても、当社普通株式の株主に支払う一定の配当金について、オランダ配当源泉税を源泉徴収する又は支払う義務を負う可能性があります。

当社普通株式の非居住者株主

5%未満の当社の持分を保有する当社普通株式の株主で、オランダ税制上のオランダ居住者でない(かつそのような者ともみなされない)者は、オランダ配当源泉税の免税又はその還付を請求する権利を有しません。但し、当該株主が欧州連合の構成国、欧州経済領域に所在する適格国又はオランダとの間で適格な情報交換協定を結んでいる国に居住する適格年金基金で、当該株主が配当金の実質受領者(*uiteindelijk gerechtigde*)である場合を除きます。なお、租税条約等(オランダが二重課税回避のために諸外国と締結する租税条約、オランダ王国租税規則(*Belastingregeling voor het Koninkrijk*)、オランダ租税規則(*Belastingregeling voor het land Nederland*)、及び在オランダ台北代表事務所と在台北オランダ貿易投資事務所との間で締結された二重課税回避のための協定)に従って、配当源泉税の免税、減額又は還付が適用される場合があります。

当社普通株式の日本人株主

日本の居住者である当社普通株式の株主(以下「日本人株主」といいます。)で、日蘭租税条約の適用を受ける資格を有する者は、オランダ配当源泉税の免税、減額又は還付を受ける権利を有します。例えば、日蘭租税条約に規定される一定の条件を満たす場合、日蘭租税条約第10条第3項に規定する適格年金基金である日本人株主は、オランダ配当源泉税が免税となります。また、一定の条件を満たす場合、当社の議決権総数の10%以上を直接若しくは間接に保有する法人たる日本人株主は、配当源泉税について5%の軽減税率が適用され、また、その他の適格日本人株主は、配当源泉税について10%の軽減税率が適用されます。

所得税及び法人税

非居住者たる個人

オランダ所得税上オランダ居住者として取り扱われることを選択したか又はオランダ居住者とみなされる者以外の個人株主は、当社普通株式から得た収益又はキャピタルゲインについてオランダ所得税は課されません。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ・ 当該個人株主が、事業から稼得する利益で(企業家(*ondernemer*)としての事業、又は企業家並びに株主とは異なる立場でその事業の純資産に対して共同権利を有する事業であるかを問いません。)、その事業の全部又は一部がオランダにおける恒久的施設又は恒久的の代理人を通して行われ、かつ当社普通株式が当該事業又は当該事業の一部に帰属し又は帰属するとみなされる場合
- ・ 当該個人株主が、当社普通株式に関してオランダで行われる種々の活動(*overige werkzaamheden*)から利益を稼得する場合(種々の活動には、能動的なポートフォリオ投資活動の範囲を超えるものを含みます。)
- ・ 当該個人株主が、オランダで実質的に運営される事業の利益を稼得する権利を有しており(有価証券の保有による場合を除きます。)、その事業に当社普通株式が帰属する場合

非居住者たる法人

オランダ法人税法の対象となる法人で、オランダ法人税上オランダ居住者であるか又はオランダ居住者とみなされる法人以外の法人株主は、当社普通株式から得た収益又はキャピタルゲインについてオランダ法人税は課されません。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ・ 当該法人株主が、事業から稼得する利益で、その事業の全部又は一部がオランダにおける恒久的施設又は恒久的代理人によって行われ、かつ当社普通株式が当該事業又は当該事業の一部に帰属し又は帰属するとみなされる場合
- ・ 当該法人株主が、オランダで実質的に運営される事業又はその事業の純資産に対して共同権利を有する事業から稼得する利益に係る権利を有しており、当社普通株式又は当社普通株式に関する支払が当該事業に帰属する場合(有価証券の保有による場合を除きます。)

その他の税金等

当社普通株式の保有又は処分につき、売上税又は文書に係る税金(資本税、印紙税若しくは登録税等)が、当社普通株式の株主に対して直接的又は間接的に課されることはありません。

居住性

当社普通株式の株主は、当社普通株式の保有のみをもってして、オランダ税制上のオランダ居住者又はみなし居住者とされることはありません。

贈与税及び相続税

当社普通株式の株主が形式的若しくは実質的に贈与の方法で当社普通株式を処分した場合、又は当社普通株式の個人株主が死亡した場合、オランダ贈与税又はオランダ相続税は課されません。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ・ 贈与者又は死亡者が、オランダ贈与税又はオランダ相続税上、オランダ居住者又はみなしオランダ居住者である場合
- ・ 贈与者が、株式を贈与した後にオランダ居住者又はみなしオランダ居住者となり、贈与日から180日以内にオランダ居住者又はみなしオランダ居住者として死亡した場合

なお、当社普通株式の停止条件(*opschortende voorwaarde*)付贈与は、当該停止条件が充足した時に贈与されたものとみなされます。

4【法律意見】

ジョーンズ・デイ法律事務所より、別途、一定の制約及び前提の下で次の趣旨を述べる法律意見書が提出されています。

- () 当社は、オランダ法上、適法に設立され、有効に存続する非公開有限責任会社(*besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid*)として、オランダの商業登記簿(*Handelsregister*)に登記されている。
- () 本届出書において企図された日本における組織再編成による本株式の交付は、オランダの適用法令に違反しない。
- () 本届出書の「第三部 発行者情報」に記載されているオランダ法に関する事項は、重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第2 統合財務情報」記載の通りであります。

2 【沿革】

当社は、発行済株式資本1.00ユーロで、平成26年1月6日にオランダの非公開有限責任会社(*besloten vennootschap*)として設立されました。本経営統合の完了前に、当社の株主総会の決議により、当社の会社組織をオランダの公開有限責任会社(*naamloze vennootschap*)に変更する予定です。

3 【事業の内容】

当社は、本経営統合の実行前は、証券規制法上必要な一定の届出並びにフォームS-4及び本届出書の準備といった、設立及び本経営統合契約に定められる事項に附随する業務を除き、実質的な事業活動を行っていません。本経営統合の実行後は、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズの株式保有、経営管理及びそれに附随する業務を行います。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において事業活動を行っていないため、TELジャパンの事業の内容については、該当事項はありません。本経営統合後のTELジャパンの事業の内容については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 2 組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要」をご参照下さい。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの事業の内容については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第1 - 3 事業の内容」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)の各「第一部 - 第1 - 2 事業の内容」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの事業の内容については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(1) - 外国会社報告書に記載されている事項のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(開示府令第17条の3第2項)の要約の日本語による翻訳文 - 第二部「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「3 事業の内容」」をご参照下さい。

4 【関係会社の状況】

当社の関係会社の状況については、本届出書提出日においては、該当事項はありません。前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 1 組織再編成(公開買付け)の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 - (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係」をご参照下さい。

なお、本経営統合に伴いTELジャパンが当社の子会社となり、本経営統合後は東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは当社の間接子会社となります。

TELジャパンの関係会社の状況については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 2 組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要」をご参照下さい。

東京エレクトロンの関係会社の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第1 - 4 関係会社の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

アプライド マテリアルズの関係会社の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.1-5, Exhibit 21. SUBSIDIARIES OF APPLIED MATERIALS, INC.」及び「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - II. - 4 CONDITION OF RELATED COMPANIES」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

平成26年3月31日現在、当社には従業員はおりません。

(2) 当社の完全子会社となる会社の状況

組織再編成当事会社であるTELジャパン及び組織再編成対象会社である東京エレクトロンの従業員の状況は以下の通りです。

TELジャパン

平成26年5月1日現在、TELジャパンには従業員はおりません。

東京エレクトロン

東京エレクトロンの従業員の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第1 - 5 従業員の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

なお、本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの従業員の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.15, Item 1. Business」をご参照下さい。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

平成26年3月31日現在、当社には従業員はおりませんので、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる会社の状況

組織再編成当事会社であるTELジャパン及び組織再編成対象会社である東京エレクトロンの労働組合の状況は以下の通りです。

TELジャパン

平成26年5月1日現在、TELジャパンには従業員はおりませんので、該当事項はありません。

東京エレクトロン

東京エレクトロンの労働組合の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第1 - 5 従業員の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

なお、本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの労働組合の状況については、労働組合はないため該当事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、TELジャパンの業績等の概要については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 1 業績等の概要」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの業績等の概要については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.34-58, Item 7. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」をご参照下さい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、TELジャパンの生産、受注及び販売の状況については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 2 生産、受注及び販売の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの生産、受注及び販売の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.12-13, Item 1. Business」をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において、証券規制法上必要な一定の届出及び本届出書の準備といった、設立及び本経営統合契約に定められる事項に附随する業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において事業活動を行っていないため、TELジャパンの対処すべき課題については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 3 対処すべき課題」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの対処すべき課題については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.4-11, P.13-15, Item 1. Business」及び同「P.34-58, Item 7. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

本株式交換に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、以下のリスクが想定されます。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 本経営統合に関するリスク

本経営統合に関するリスク

本経営統合におけるアプライド マテリアルズ交換比率及び東京エレクトロン交換比率は固定されており、アプライド マテリアルズの株価又は東京エレクトロンの株価に変動が生じてもそれら比率の調整はなされません。

本経営統合においてアプライド マテリアルズの株主と東京エレクトロンの株主が受け取る当社の普通株式の数を決定するアプライド マテリアルズ交換比率(アプライド マテリアルズ三角合併におけるアプライド マテリアルズの発行済普通株式(自己株式を除く。)1株と当社の普通株式1株を受領する権利の交換比率をいい、以下「アプライド マテリアルズ交換比率」といいます。)と東京エレクトロン交換比率(本株式交換における東京エレクトロン普通株式(自己株式を除く。)1株と当社の普通株式3.25株の交換比率をいい、以下「東京エレクトロン交換比率」といいます。)はそれぞれ固定されており、アプライド マテリアルズの普通株式(以下「アプライド マテリアルズ普通株式」といいます。)又は東京エレクトロン普通株式の市場価格に変動が生じても変動しません。本経営統合の完了直前におけるアプライド マテリアルズ普通株式と東京エレクトロン普通株式の市場価格は、それぞれ、平成25年9月24日(この日を、以下「本経営統合契約日」といいます。)、本届出書の提出日、アプライド マテリアルズ株主による本経営統合契約の採択の決議日及び東京エレクトロン株主による本株式交換契約承認決議日の市場価格と大きく異なっている可能性があります。アプライド マテリアルズ交換比率及び東京エレクトロン交換比率のいずれもアプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式の市場価格の変動を反映して調整されないため、本経営統合においてアプライド マテリアルズ株主及び東京エレクトロン株主に支払われる対価の金額は、上記各日にそれら株主の持つ株式の市場価格に相応する金額を上回ることも下回ることもあり得ます。

株価の変動は、当社、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの支配の及ばない様々な要素(それぞれの事業の見通し、市場環境、法規制、行政措置、訴訟その他の事情を含みます。)の結果として生じ得ます。かかる変動は、本経営統合契約を承認するためのアプライド マテリアルズの臨時株主総会(以下「アプライド マテリアルズ臨時株主総会」といいます。)と本株式交換契約を承認するための東京エレクトロンの株主総会(以下「東京エレクトロン株主総会」といいます。)の開催日の前にも後にも生じ得ます。本経営統合の利益及び本経営統合が完了する可能性についての市場評価、並びに一般的及び産業特有の市場・経済条件もまた本経営統合の完了前におけるアプライド マテリアルズと東京エレクトロンの株価に悪影響を与える可能性があります。

本経営統合が、アプライド マテリアルズ臨時株主総会及び東京エレクトロン株主総会の後、相当期間完了しない可能性もあります。その場合、アプライド マテリアルズ普通株式及び東京エレクトロン普通株式の市場価格が、アプライド マテリアルズ臨時株主総会及び東京エレクトロン株主総会の日から本経営統合の完了日までの期間中に大きく変動する可能性があります。

投資家は、アプライド マテリアルズ普通株式(Nasdaq株式市場に「AMAT」のシンボルで上場されています。)及び東京エレクトロン普通株式(東京証券取引所に証券コード「8035」で上場されています。)の最新の株式価格を入手していただきますようお願いいたします。

必要とされる規制当局の承認を取得するため、本経営統合の完了が遅滞し若しくは妨げられ、又は本経営統合の想定利益が減少する可能性があります。

本経営統合の完了には、とりわけ、重要な政府当局からの許認可、同意、命令及び承認(競争及び独占禁止当局並びに証券当局による一定の承認を含みます。)を得ることが条件とされています。これらの規制に係る条件は、アプライド マテリアルズ臨時株主総会及び東京エレクトロン株主総会の後、相当の期間満たされない可能性があり、その場合、それにより本経営統合の完了が遅滞する可能性があります。また、これらの規制に係る条件の一部又は全部は最終的に満たされない可能性があり、それにより本経営統合の完了が妨げられる可能性があります。

政府当局は、上記の承認等の条件として、以下を含め一定の困難な条件を課そうとする可能性があります。

- ・ アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの事業、経営又は資産の重要な部分の処分又は変更
- ・ 本経営統合の構造の変更(当社及び当社子会社の統治構造又は当社の定款の変更を含みます。)
- ・ 本経営統合完了後の当社の事業活動を制限するその他の措置

政府当局が上記の又はその他の条件を課そうとする場合、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそのような政府当局との間で長期間の交渉を余儀なくされる可能性があります。かかる交渉により、本経営統合の完了が遅れる可能性があります。さらに、政府当局による要求が大幅減収(「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約 - 3 . 本経営統合契約の内容(要約)」の「誓約 - 反トラスト及びその他の規制当局の承認」に説明されています。)をもたらす場合は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合契約の下にそのような条件を受け入れる義務を負いませんが、その結果として、当該政府当局から必要な承認等が与えられず、本経営統合契約の定める規制上の要件が充足されず、本経営統合が完了しない可能性があります。必要な承認等を得るために最終的に合意された制約が、本経営統合の完了後の将来的な当社による買収、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの事業の部分的な統合又はその他の一定の行為を行う当社の潜在的能力を制限し、その結果として、本経営統合の予想された利益が十分に実現されない可能性があります。当社、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはいずれも、規制上の承認等が求められる政府当局からどのような条件が課せられるかを予測することはできません。

当社は、現在見込まれている本経営統合による経費削減、経営面でのシナジー効果その他の利益を、想定される期間内に実現できない又は全く実現できない可能性があります。

本経営統合が成功するかは、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業の結合から生じると見込まれている経営面でのシナジー効果を実現する当社の能力に一部依存しています。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは現在、本経営統合後の当社の最初の事業年度(12ヶ月間そろっているもの。本項目において同じです。)の末日までに当社が年間予測値で約250百万ドルの経費削減シナジー効果を達成し、また当社の3年目の事業年度においては予測値で500百万ドルの経費削減シナジー効果を達成すると見込んでいます。また、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合により実現される新たな会社構造により重要な経費削減その他の利益が得られると予測しています。

但し、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業は、現在見込まれている経営上のシナジー効果、経費削減その他の利益が現在見込まれている期間内に実現される形で統合されない可能性、又はこれらの統合が全く実現できない可能性があります。様々な要素が、現在見込まれている本経営統合による経営上のシナジー効果、経費削減その他の利益を実現する当社の能力に悪影響を与える可能性があります。かかる要素には以下が含まれます。

- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのグローバルなサプライチェーンが共同で利用できないこと
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの施設を最適化できないこと
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの物流構造を適切に合理化できないこと
- ・ アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンのグループ会社及び資産の所有構造の最適化並びにアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの生産フロー及び価格設定方針の調整ができないこと
- ・ アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの技術基盤を含む事業を統合できないこと

当社は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業及び運営の適切な統合を、予定通りに行うことができない又は全く行うことができない可能性があります。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、現在、独立した会社として運営されておりかつ本経営統合の完了までそのように運営される予定です。本経営統合完了後、当社の経営陣は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれの事業、技術、組織、手続、方針及び運営を統合しかつアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの企業文化の相違に対処する必要があります。かかる統合作業は、現在想定されている以上に複雑で時間を要し、かつ現在想定されるものを大きく超える資源及び努力を必要とすることが判明する可能性があり、そのことが当社の継続的な事業運営及び市場参加者、従業員、規制当局その他との関係に重大な悪影響を与える可能性があります。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン並びに両社の各財務アドバイザーが考慮した財務分析及び予測は実現されない可能性があり、これにより本経営統合後の当社の普通株式の市場価格に悪影響を与える可能性があります。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの各財務アドバイザーは、財務分析を行い、財務的観点からアプライド マテリアルズ交換比率と東京エレクトロン交換比率についての公正さに関する意見を提供するにあたり、とりわけ、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンにより別個に提供された各会社単体のかつ見積もりベースの内部的な財務分析及び予測を独立して検討・評価し、それらに依拠しました。当該分析資料及び予測は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンそれぞれの経営陣によって又はその指示の下に作成されました。東京エレクトロンが通常の過程で提供する一定の限定的な短期指標を除き、上記の分析資料及び予測のいずれも、公開を前提として作成されたものではなく、またSECの公表されているガイドライン、米国で一般に認められた会計原則、日本で一般に認められた会計原則又は財務予測の作成及び提出のための米国公認会計士協会作成ガイドラインのいずれにも従ったものではありません。かかる予測は元来、作成者の判断に服する様々な見積もりと仮定に基づいています。かかる予測はまた、重大な経済上、競争上、産業上その他の不確実性及び偶発事情に影響を受け、かかる事由はいずれも予測が困難又は不可能であり、その多くがアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの制御できる範囲を超えています。したがって、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの財務状態及び経営成績が前記の分析資料及び予測に記載のものと一致する保証はなく、このことは本経営統合後の当社の普通株式の市場価格に重大な悪影響を与える可能性があります。

当社には経営実績又は財務実績がなく、その経営成績は、本届出書に記載される未監査の見積財務情報とは著しく異なる可能性があります。

当社は最近設立されたものであり、経営実績及び収益がありません。本届出書は、本経営統合後の当社に係る主要な経営指標等の見込額を記載しており、この見込額は当社の要約結合財務書類(未監査かつ見積もりベース)より引用したものです。当社の業務の要約結合財務書類(未監査かつ見積もりベース)は、平成25年10月27日に終了する事業年度のアプライド マテリアルズの監査済営業実績と平成26年1月26日に終了する3ヶ月間のアプライド マテリアルズの未監査営業実績を、平成25年9月30日に終了する12ヶ月間及び平成25年12月31日終了する3ヶ月間それぞれの東京エレクトロンの未監査営業実績と結合させたものであり、あたかも本経営統合が平成24年10月28日に完了したものととして本経営統合に見積もりベースの情報を付与するものです。当社の未監査かつ見積もりベースの要約結合貸借対照表は、平成26年1月26日現在のアプライド マテリアルズの実績貸借対照表及び平成25年12月31日現在の東京エレクトロンの実績貸借対照表を結合しており、あたかも本経営統合が平成26年1月26日に完了したものととして本経営統合に見積もりベースの情報を与えるものです。

上記の主要な経営指標等の見込額は説明のためにのみ作成された要約結合財務書類(未監査かつ見積もりベース)の一部であり、一定の仮定に立脚し、仮想的状況をもとに、限定的な財務情報実績を反映するものです。そのため、当該主要な経営指標等の見込額は必ずしも、本経営統合が上記各日に完了した場合に実際に達成されるであろう営業結果と財務状況を反映するものでなく、また当社の将来的な営業実績と財務状況の連結結果を示すものでもありません。したがって、当社の事業、資産、キャッシュフロー、営業結果及び財務状況は本届出書に記載されている上記主要な経営指標等の見込額と大きく異なる可能性があります。

本経営統合完了前の期間^(注)中、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本来であればアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン又は両社の各株主にとって有益である可能性のある一定の取引の締結を禁止されます。

(注) 本経営統合契約日から本経営統合の完了と本経営統合契約の解除のいずれか早い方の時までの期間をいう。

本経営統合の完了時又は本経営統合契約の解除時のいずれか早い方の時まで、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本届出書の「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約 - 3. 本経営統合契約の内容(要約)」に記載される「誓約」に概要が記載される事業運営についての一定の制限を課せられます。それら制限には以下のものが含まれます(但し、特定の例外があります。)

- ・ 本経営統合の代替案となる買収取引の勧誘、交渉及び締結
- ・ 一定額を超える費用を伴う又は合理的に判断して本経営統合の完了を妨げ若しくは遅滞させるおそれのあるその他の会社及び資産の取得(合併、資産購入又はその他の手段であるかを問わない。)若しくは戦略的取引(ライセンス等)の締結
- ・ 通常の事業過程を逸脱した行為
- ・ 一定限度を超える配当の支払
- ・ 当社有価証券の買戻し及び発行
- ・ その他一定の事業活動

上記期間中におけるアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの事業活動についての制限は、他の戦略的取引の実行を遅滞させる又は妨げる効果をもつ可能性があり、また場合によっては限られた期間にのみ追求可能な事業機会の利用を不可能にする可能性があります。

本経営統合に関する不確実性により、経営幹部及びその他の重要な従業員の喪失が生じる可能性があります。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、その事業を運営しその事業計画を実行するそれぞれの経営幹部及びその他の重要な従業員の経験及び業界知識に依存しています。本経営統合完了後の当社の成功は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの既存の経営幹部及びその他の重要な従業員を確保し、他方で新たな経営幹部及び重要な従業員を雇用する当社の能力に依存する面があります。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの現在の従業員及び内定者は、本経営統合後の当社におけるそれぞれの役割に不確実性を感じる可能性があります、そのことは経営幹部及びその他の従業員を確保又は雇用する当社の能力に悪影響を与える可能性があります。

本経営統合に関する不確実性により、顧客、サプライヤー及び物流における提携先が、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンに関する決定を遅らせる若しくは引き延ばす可能性、又は既存の取決めの変更を求める可能性があります。

本経営統合が実現されるかについての不確実性は存在し得ます。かかる不確実性は、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンに関する決定を顧客及びサプライヤーが遅らせる又は引き伸ばす結果を生じさせる可能性があります、そのことは、それぞれの事業に悪影響を与える可能性があります。顧客及びサプライヤーはまた、本経営統合の結果、これを理由として、又はその他の理由によりアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンとの既存の契約の変更を求める可能性があります。

本経営統合の完了に失敗した場合、アプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式の株価は悪影響を受ける可能性があります、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは訴訟を提起され重大な責任を負う可能性があります。

本経営統合が完了しなかった場合、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの継続中の事業活動は、以下を含む各種要因により悪影響を受ける可能性があります。

- ・ 本経営統合から得られたであろう利益及び本経営統合の未確定状態の間に利用しなかった機会から得られたであろう利益(もしあれば)の喪失
- ・ 最初に利用機会があった時に本経営統合が未確定状態でなければ利用できた時期よりも、当該機会の利用及び関連する利益の獲得時期が遅延したこと
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの経営陣を、他の経営問題又は機会に取り組みさせる代わりに、相当期間に渡って本経営統合に集中させなければならなかったこと

本経営統合の完了又は本経営統合契約の解除のいずれかが生じる前のアプライド マテリアルズ普通株式及び東京エレクトロン普通株式の株価は、本経営統合が成立するであろうとの市場予想を反映している可能性があります、そのため、本経営統合が完了しない場合にはアプライド マテリアルズ普通株式及び東京エレクトロン普通株式の株価が下落する可能性があります。

さらに、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは、以下を含め、より直接的な形で本経営統合契約の解除により損害を被る可能性があります。

- ・ 本経営統合契約に定める一定の状況においては、400百万ドルの解除料の支払を要求されること。詳細については、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約 - 3. 本経営統合契約の内容(要約)」の「本経営統合契約の解除」をご参照下さい。
- ・ 本経営統合契約を締結したこと又は本経営統合を完了できなかったことに関係する訴訟(信託義務違反を理由にアプライド マテリアルズ普通株式又は東京エレクトロン普通株式の保有者からアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの取締役及び役員に対して提起される直接的な訴訟、株主がアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの名で他方当事者又は第三者に対して提起する代表訴訟、及び政府当局から提起される強制手続等が含まれます。)

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの取締役及び執行役員は、本経営統合に関して、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの株主としての利害関係に加えて、別の利害関係を有しています。

本経営統合に関するアプライド マテリアルズ取締役会及び東京エレクトロン取締役会の推奨意見を考慮する上では、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの取締役及び執行役員の一部は、アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの株主として有するであろう利害関係に加えて、本経営統合についてその他の一定の利害関係を有することにご留意いただく必要があります。かかる利害関係には以下のものが含まれます。

- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの一定の取締役及び執行役員の、当社の取締役及び執行役員としての任命
- ・ アプライド マテリアルズの執行役員及び非従業員取締役が、アプライド マテリアルズとの間の個々の雇用及び報酬に関する取り決めにより有する利害関係
- ・ アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの取締役及び執行役員が保有するストック・オプション及びその他のエクイティベースの報酬の取扱い
- ・ 本経営統合契約によって、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの継続的な従業員に対して与えられている報酬及び利益
- ・ 当社がアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの取締役及び執行役員に対して提供する必要がある補償及び補償に関連する保険

米国内国歳入庁は、本経営統合後に当社を米国連邦税務上の外国会社として扱うべきだという結論に同意しない可能性があります。

当社はオランダで設立されますが、米国内国歳入庁は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含み、以下「米国内国歳入法」といいます。)のセクション7874(以下「セクション7874」といいます。)に基づき、当社を米国連邦税務上、米国企業として(したがって、米国連邦税務上の居住者として)扱うべきものと主張する可能性があります。米国の連邦税務上、一般に、会社はその創立国又は設立国の課税上の居住者と考えられます。当社はオランダで設立されているため、かかる規則の下では、通常は外国企業として(したがって、米国連邦税務上の非居住者として)分類されます。

但し、セクション7874の下では、一定の場合、外国で設立された企業が米国連邦税務上、米国企業として扱われることがあります。米国連邦税務上、当社がセクション7874の下で外国企業として扱われるためには、次の(1)又は(2)のいずれかの要件が満たされる必要があります。(1)アプライド マテリアルズの既存株主が、そのアプライド マテリアルズ株式保有を理由として、保有(セクション7874の意味するところに拠ります。)することとなる当社普通株式の割合が(議決権及び価値の両方において)80%未満であること(以下「保有基準」といいます。)又は(2)本経営統合後の当社のオランダ国内における事業活動が、当社の拡大した関連会社グループの活動を考慮に入れた場合に、それらの拡大した関連会社グループとしての世界的な活動との比較において、実質的なものであること。現在のアプライド マテリアルズの株主がアプライド マテリアルズ普通株式保有を理由として保有することとなる当社普通株式の割合は、80%未満と予測されています。両当事者が予測しているように、セクション7874に規定されている通り、アプライド マテリアルズの株主がそれらの現在のアプライド マテリアルズ普通株式保有を理由として、当社普通株式を受け取る割合が(議決権及び価値の両方において)80%未満と認められる場合には、当社は米国連邦税務上、外国企業として扱われると考えられます。但し、米国内国歳入庁が保有基準が満たされているとの主張を認めず、セクション7874の下で本経営統合後に当社が米国企業として取り扱われるべきものとする可能性はあります。さらに、米国連邦税務上の外国企業としての当社の地位に悪影響を与える新たな法令又は規則がセクション7874等の規定の下に制定又は公布され、それらが遡及的に適用される可能性があります。当社が米国連邦税務上、米国企業として扱われる場合、当社は、当社の世界全体での収益について米国の法人税が課される可能性があり、当社の外国子会社の収益は、被支配外国法人に関する米国の課税ルールに基づき還流した場合又は計上したとみなされた場合に、米国の税金が課される可能性があります。かかる場合、当社は、現在見込まれている米国での税負担がかなりの程度増大する可能性があります。さらに、かかる場合、当社の非米国株主は、当社が当該株主に対して支払ったあらゆる配当の総額について、米国の源泉税が課される可能性があります。当該米国の法人税又は源泉税は、適用され得るオランダの法人税又は源泉税に(代えてではなく)加えて、課される可能性があります。一般的事項として当社が支払う配当に適用されるオランダの源泉税に関するリスクに加えて、当社が同時に複数法域の法人税及び源泉税の課税対象となるリスクは、以下に詳細が記載されています。

本経営統合を完了させるアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの義務は、米国連邦税との関係で当社が外国企業として扱われることを述べる税務意見書をアプライド マテリアルズが受け取っていることを条件とします(「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約 - 3. 本経営統合契約の内容(要約)」の「完了条件 - 本経営統合を完了させるアプライド マテリアルズの義務の条件」及び「本経営統合を完了させる東京エレクトロンの義務の条件」をご参照下さい。)

当社を米国連邦税務上の外国会社として扱うことが見込まれる税法の将来の改正及びその他の多国籍企業に関する税法の改正は、当社に悪影響を与える可能性があります。

前述の通り、現行法制の下では、当社は米国連邦税務上、外国企業として取り扱われることが見込まれています。しかし、セクション7874又は同セクションの下に公布された米国財務省規則の改正によって米国連邦税務上の当社の外国企業としての地位に影響が生じる可能性があり、かかる改正は将来的又は遡及的に適用される場合があります。セクション7874の成立以降、セクション7874の範囲を拡大する様々な提案がなされてきました。最も新しいものでは、米国大統領行政府による2015年予算案における規定があり、現行の内容で成立した場合には、平成26年12月31日より後に完了した取引に有効となる可能性があります。行政府案は、とりわけ、米国企業の元の株主が外国の買収会社の株式の50%超を取引後に保有する場合、又は外国企業の関連グループ会社が米国において実質的な事業活動を行う場合並びに外国企業が原則として米国で運営及び管理される場合に、セクション7874に基づいて外国の買収会社を米国企業として取り扱う可能性があります。行政案が現行の内容で成立しかつ本経営統合完了時に有効な場合、この行政案により、当社は米国連邦税務上、米国企業として取り扱われる可能性があります。また、最近の立法案は、米国連邦税務上の居住者となる法人の範囲を拡張することを意図しています。かかる法律が可決された場合、米国連邦税務上の外国企業としての当社の地位に影響が及ぶ可能性があります。そのような法律及び規則に対する変更はいずれも当社に悪影響を与える可能性があります。

さらに、米国連邦議会、当社及び当社の関連会社が事業を行う米国法域以外の政府並びに経済協力開発機構(OECD)は最近、多国籍企業に対する課税関連の問題に焦点を当てています。その結果、米国並びに当社及び当社の関連会社が事業を運営するその他の国々における税法は将来的又は遡及的に改正される可能性があり、かかる改正によって、当社が悪影響を受ける場合があります。

セクション7874は、本経営統合後一定の期間、アプライド マテリアルズ及びその米国の関連会社が、米国における租税減算項目を、本経営統合及び企図されているその他の取引によって生じる米国における一定の課税対象所得(もしあれば)を控除するために利用する権能を制限する可能性があります。

一定の場合において、外国企業が米国企業を買収した場合には、セクション7874は、買収された米国企業及びその米国の関連会社が、純営業損失のような米国における租税減算項目を、一定の取引から生じた米国における課税対象所得から控除することを制限します。入手可能な情報に基づき、当社は現在、かかる制限が本経営統合完了後に適用されると想定しています。そのため、当社は現在、アプライド マテリアルズ及び米国におけるアプライド マテリアルズの関連会社が、それらの米国での租税減算項目を本経営統合後の一定の課税取引の結果生じる米国課税対象所得(もしあれば)の控除に利用できるとの立場に立脚することは想定していません。かかる制限にかかわらず、当社は、アプライド マテリアルズがその米国における租税減算項目を、その失効前に全面的に利用できるかと予測しています。しかし、かかる制限の結果、アプライド マテリアルズによる米国における租税減算項目の利用には、より時間がかかる可能性があります。さらに、当社の予測に反して、アプライド マテリアルズが予測に応じた課税所得を得ることができない場合、セクション7874に基づく米国における租税減算項目の利用制限により、アプライド マテリアルズが米国における租税減算項目を失効前に十分に利用できない可能性があります。

当社がオランダ以外の法域において現在又は将来において課税対象となる可能性及び現在又は将来において税務上「二重居住法人」になる可能性があり、それにより当社及び当社の株主が負担する税金の総額が増加する可能性があります。

当社は、オランダ法の下で設立されているため、オランダの法人税との関係ではオランダの居住者として扱われます。現在企図されている当社の経営構造並びに現在の米国、日本及びオランダの税法及び適用ある租税条約とそれらの現行解釈に基づくと、当社は、オランダにおいてのみ税務上の居住者になると予測しています。会社が特定の法域における税務上の居住者となるか否かの判断は極めて特有の要因に基づくものであり、当社がオランダ以外の法域における税務上の居住者であるとかかる法域が主張する可能性があります。さらに、あらゆる法域の適用される税法又はそれらの解釈は、場合によっては遡及的に変わる可能性があります。その結果、当社は現にオランダ以外の法域における税務上の居住者である又はかかる税務上の居住者となる可能性があります。当社がオランダ以外の法域又はオランダに加えてその他の法域における税務上の居住者として取り扱われる場合、当社はかかるその他の法域における法人税を課される可能性があります。かかる法域の適用法令に基づいて当社が株主に支払う配当について源泉徴収が要求される可能性があります。オランダとかかるその他の法域間の租税条約の有無及び条件に応じて、かかるその他の法域によって課される法人税及び源泉税は、オランダによって課される法人税及び源泉税に(代えてではなく)追加される可能性があります。

本経営統合によっても、当社は効率的なグローバル・キャッシュ・マネジメント及び低い法人実効税率を維持できない可能性があります。

本経営統合の完了後に、当社はそのグローバルなキャッシュ・マネジメントを効率的に行い、世界的に見て効率的で競争力ある法人実効税率を達成することができると考えます。当社の実際の実効税率は、かかる予測に合致しないものである可能性があり、かかる不一致は重大である可能性があります。当社は、とりわけ当社が事業を行う法域の課税方針に係る不確実性のため、本経営統合後の当社の実効税率がどうなるかについて、いかなる保証も与えることはできません。また、オランダその他の法域の税法が将来改正される可能性もあり、当該改正により当社の実効税率が重大な影響を受ける可能性もあります。

当社に対するアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン若しくは当社のその他の子会社からの配当、分配及びその他のグループ内支払又はお互いに対するこれらの支払は、源泉税の対象となる可能性があります。

当社に対するアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン若しくは当社のその他の子会社からの配当、分配及びその他のグループ内支払又はお互いに対するこれらの支払は、支払を行う会社が設立された法域又は税務上の居住者である法域において課せられる源泉税の対象となる可能性があります。支払を受ける会社の法人所得税から、かかる源泉税が全て控除されるか、又は全面的にかかる源泉税が返還されるのでなければ、当社及び当社の子会社間にかかる配当、分配及びその他のグループ内支払は当社の税負担の総額を増大させる可能性があります。当社は、そのような源泉税の賦課が最小限に抑えられるように子会社の所有関係及び会社間支払の調整を行い、かつ、適切な場合には、源泉税の免除(又は適用される源泉税率の引下げ)が適用されることを確認する税務上の取扱いについてのルーリングを得ることを意図していますが、そのような調整が意図どおりの効果を生み又はそのような税務上の取扱いについてのルーリングが得られる保証はありません。

さらに、アプライド マテリアルズ又はその米国関連会社から当社の一定の非米国子会社への配当、分配その他のグループ内支払は、当該支払を受ける会社が米国及び当該会社の設立法域又は当該会社が税務上の居住者である法域の間の租税条約の下に米国源泉税の減額又は免除を受ける資格を有することを証明できなければ、30%の税率での米国源泉税の課税対象とされる可能性があります。場合によっては、かかる条約の利用資格は、当社の実質的所有者の少なくとも50%が米国又は当該条約に定める条約所轄法域の適格な居住者であるかに依存する可能性があります。かかる配当、分配その他のグループ内支払がなされる時点でそのような実質所有要件を当社が満たしていることの保証はありません。さらに、米国内国歳入庁は、実質所有要件が満たされているとの当社の判断を認めない可能性があります。当社がかかる実質所有要件を満たさない場合、配当、分配その他のグループ内支払は、30%の税率で米国源泉税を課される可能性があります。

アプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンとの間の一定の契約の相手方当事者、又はアプライド マテリアルズ若しくは東京エレクトロンが保有する一定の許認可の所轄当局が本経営統合に同意しない場合、当該契約又は許可におけるチェンジ・オブ・コントロール条項に基づく権利が本経営統合に起因して発動され、当社は当該契約又は許認可による利益を失い、重大な責任又は代替のための費用が生じる可能性があります。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本経営統合の結果として発動されるチェンジ・オブ・コントロール条項を含む契約の当事者であるか、又はそのような条項を含む許認可を所轄当局から得ている可能性があります。当該契約の相手方当事者又は当該許認可の所轄当局が本経営統合に同意しない場合、当該相手方当事者又は所轄当局は、一定の権利(解除権を含みます。)を行使する可能性があり、その結果としてアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは、契約違反若しくは無許可での営業に起因する責任を負う、当該契約若しくは許可による利益を失う、又は代替の契約若しくは許可を締結若しくは取得する費用を負担することになる可能性があります。

アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは、1つ又は複数の完了条件を、株主の承認を改めて求めることなく、放棄する可能性があります。

アプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンは、本経営統合を完了させるための義務に係る条件の1つ又は複数を含め、全面的又は部分的に放棄する決定を行う可能性があります。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは現在、かかる放棄との関係でフォームS-4若しくは本届出書の修正又は株主からの委任状若しくは投票を求めることが必要か否かを決定するために、放棄時点の事実及び状況に照らして、各条件放棄の重要性及び各条件放棄のアプライド マテリアルズ株主又は東京エレクトロン株主への影響を評価しようとしています。本経営統合の条件を放棄するかどうかの決定、及び放棄の結果として、放棄についての株主の承認を求めるか又はフォームS-4若しくは本届出書を修正するかの決定は、放棄時点において、当該時点の事実及び状況に基づきアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンによってなされます。

(2) 当社普通株式の所有に係るリスク

当社普通株式の所有に係るリスク

当社株主の権利並びに当社の業務執行取締役及び非業務執行取締役の責任は、オランダ法及び当社の組織文書に準拠し、かかる権利及び責任は、デラウェア州法、日本法並びに現時点のアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの組織文書に基づく、アプライド マテリアルズ株主及び東京エレクトロン株主の権利並びにそれらの取締役及び役員
の責任と一定の点で異なります。

本経営統合の後、当社の会社としての業務は当社の定款及びオランダで設立された会社に適用される法令に準拠して取り扱われます。オランダ法の下での当社の株主の権利並びに当社の業務執行取締役及び非業務執行取締役の責任は、デラウェア州法及び日本法の下でのアプライド マテリアルズ株主及び東京エレクトロン株主の権利並びに会社の取締役会及び執行役員の責任と異なることとなります。一定の場合には、オランダ法の下での当社の株主の権利又は当社の業務執行取締役及び非業務執行取締役の責任は、デラウェア州法又は日本法に比べ狭く、また一定の場合にはより広いこととなります。かかる権利及び責任の相違の概要は、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 5 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違」をご参照下さい。また、当社の取締役の責任の概要は、「第三部 発行者情報 - 第5 提出会社の状況 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照下さい。

オランダ法の下、当社の取締役会は、その職務の遂行において、いかなる場合にも合理性と公正さをもって、当社及び当社の株主、従業員その他の利害関係人の利益を考慮に入れ、かつ、当社及び当社の関連会社の利益に沿って行為することが要求されます。これら当事者の中には、当社の普通株式の所有者の利益とは異なる又はそれらに追加の利益を有する当事者がいる可能性があります。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの既存株主が保有することになる当社の発行済株式及び議決権は、本経営統合前に保有していたアプライド マテリアルズ又は東京エレクトロンの発行済株式及び議決権よりも少なくなります。本経営統合の完了後、アプライド マテリアルズ株主及び東京エレクトロン株主が有する当社の株式保有割合は、現在それぞれが保有しているアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの株式保有割合よりも小さくなります。本経営統合の完了直後に、従前のアプライド マテリアルズ株主は、当社普通株式の発行済株式総数の約68%、東京エレクトロン株主は約32%をそれぞれ保有する予定です。その結果、アプライド マテリアルズ株主は全体として、現在アプライド マテリアルズについて保有するものよりも低い株式所有割合及び議決権保有割合を当社について有し、また東京エレクトロン株主は全体として、現在東京エレクトロンについて保有するものよりも低い株式所有割合と議決権保有割合を当社について有することになります。

当社普通株式の所有者への配当(もしあれば)の決定、支払及び金額は不確定であり、様々な要素(当社の収益及びオランダ法に基づく資本準備金、並びにアプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及びそれぞれの子会社から当社への営業利益の割当を含みます。)によって影響されます。

当社普通株式の所有者への配当が決定又は支払がなされるか否か、及び支払われる場合の配当の金額は、不確定であり、様々な要素に依存します。当社の取締役会は、当社の営業成績及び資本管理計画並びに当社普通株式の市場価格を含む複数の要素に基づいて配当を決定する裁量権を有します。さらに、当社の取締役会により決定することができる配当金額については、オランダ法により制限されます。オランダ法の下では、当社は、オランダにおいて一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいた当社の独立した法定会計において決定するところにより、当社の純資産のうち、当社株式資本の名目価格に法令及び当社の定款の規定が維持することを義務付ける準備金の金額を加えた金額を超える部分の金額を上限として、当社の株主及び配当可能利益の配分を受ける権利を有するその他の者に分配することができます。当社普通株式につき当社が配当を行うことができるか及び最終的に支払われる配当金額は、当社がアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンを含む当社の事業を行っている子会社から、直接又は間接に受けとる資金の程度に依存します。アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが当社に配当を支払うことができるかは、デラウェア州法及び日本法にかかる配当に関する法的要件をそれぞれ満たすかに依存し、またアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンがそれぞれの子会社から配当を受け取ることができるかは、それらの子会社が設立された法域の法令に依存します。

当社普通株式に支払われる配当(当社自己普通株式の取得対価として支払われる金額が含まれる場合があります。)は、一般にオランダの配当源泉税の対象となります。

当社普通株式に支払われる配当は(もしあれば)、一般に、15%のオランダの配当源泉税の対象となります。一定の状況においては、当社が自己株式を取得する場合に対価として支払う金額も、配当源泉税の対象になる配当として取り扱われます。そのような場合において、当社自己普通株式の取得が、不明な売主からなされる場合は、当社はグロスアップ・ベースで17.65%の税を課せられます。

当社並びに当社の取締役、役員及び一定の専門家の民事責任については執行することができない可能性があります。

当社はオランダの法律の下に設立された会社であり、その関係で、当社普通株式の株主の権利及び当社取締役の民事責任は、オランダの法令と当社定款に準拠します。また、当社の資産のかなりの部分は米国又は日本以外の国に存在します。さらに、当社の一定の取締役及び役員並びに当社の一定の専門家は、米国又は日本以外の国に居住している可能性があります。その結果、投資家にとって、当社若しくはかかる個人に米国若しくは日本国内で令状を送達させること又は訴訟(米国連邦証券法若しくは日本の金融商品取引法の民事責任の規定に基づく訴訟を含みます。)において米国若しくは日本の裁判所で下された判決を米国若しくは日本以外の国でかかる者に対して執行することが困難である可能性もあります。さらに、投資家にとって、米国又は日本以外の国(オランダを含みます。)の管轄裁判所に提起される原訴訟において米国連邦証券法又は日本の金融商品取引法に基づく権利を執行することは困難である可能性があります。

現在、米国とオランダの間には、(仲裁判断以外の)民事及び商事事件に係る判決の相互的な承認及び執行に関する条約は存在していません。米国連邦証券法にのみ基づいたものか否かを問わず、米国の連邦裁判所又は州裁判所で下され米国で執行可能な金銭支払に関する確定判決が、オランダで自動的に承認又は執行されるということはありません。米国の裁判所で勝訴の確定判決を得た者が、当該判決の内容をオランダで執行するためには、オランダの管轄権ある裁判所に申立を行わなければなりません。かかる者は、米国の裁判所によって下された確定判決をオランダの裁判所に提出することができます。当該判決がオランダの公序良俗に反しない限り、申立を受けたオランダの裁判所が、米国裁判所の裁判権は国際的に受け入れ可能な根拠に基づいており、かつ当該判決の手続は法的に適正なものであったと認める範囲において、オランダの裁判所は一般的に、対象事項についての実体的再審理又は再申立なしに、当該米国裁判所の判決に拘束力を付与する傾向があります。

オランダの民事訴訟法の下では、外国の裁判所の判決は、オランダと当該裁判所の判決が下された外国との間に、判決の承認及び執行を許容する特別法又は条約がない限り、オランダ国内では執行できません。現在、日本及びオランダの間にはかかる条約は存在せず、日本の金融商品取引法にのみ基づいたものか否かを問わず、日本の裁判所で下され日本で執行可能な金銭支払に関する確定判決が、オランダで自動的に承認又は執行されるということはありません。日本の裁判所で勝訴の確定判決を得た者が、当該判決の内容をオランダで執行するためには、オランダの管轄権ある裁判所に再び申立を行わなければなりません。かかる者は、日本の裁判所によって下された確定判決を、証拠としてオランダの裁判所に提出することができます。当該判決がオランダの公序良俗に反しない限り、申立を受けたオランダの裁判所が、日本の裁判所の裁判権は国際的に受け入れ可能な根拠に基づいており、かつ当該判決の手続は法的に適正なものであったと認める範囲において、オランダの裁判所は一般的に、当該日本の裁判所の判決を受け入れる傾向があります。

米国又は日本の投資家が、当社又はオランダその他米国若しくは日本以外の国に居住する当社の取締役、役員若しくは一定の専門家に対して、民事及び商事事件において米国又は日本の裁判所から得た判決(米国連邦証券法又は日本の金融商品取引法に基づくものを含みます。)を執行できる保証はありません。

当社の設立関係書類又はその他のオランダ法の関連法令の買収防衛規定によって、当社における支配権の変更が阻止、遅延又は防止され、また当社普通株式の市場価格に影響が与えられる可能性があります。

認められていない当社における支配権の変更を防ぐためにオランダの法人(*stichting*)に対して優先株式を発行する定款の規定等、当社の設立関係書類の規定及びオランダ・コーポレート・ガバナンス・コードその他の法令規定によって、支配権の変更が当社の株主によって求められる場合でも、当社における支配権の変更が阻止、遅延又は防止される可能性があります。買収防衛規定の概要については、本届出書の「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1組織再編成(公開買付け)の概要 - 5 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違」に記載されています。

当社が将来的に財務報告についての有効な内部管理を実行及び維持することができない場合、当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する投資家からの信頼を失い、当社普通株式の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

2002年サーベンス・オクスリー法第302条と第404条に基づき、当社の経営陣は、各事業年度末現在の当社の営業に関する財務報告について、当社の内部管理の有効性を保証し報告することが要求され、当社の委託する独立登録会計士事務所は、そのような内部管理の有効性を証明することが要求されます。さらに、日本の金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い、当社は、自社の財務報告システムの適切性を確保する管理体制についての報告書を提出することが要求され、かかる管理体制は独立の公認会計士又は監査法人によって監査されなければなりません。財務報告についての当社の内部管理を評価する上で、当社の経営陣が満たさなければならない基準に関する規則は複雑であり、相当の量の文書作成、検査及び(可能性として)矯正措置を必要とします。

内部管理に関する規制上の要件を満たすための継続的努力は、当社の費用を増加させ、経営陣の時間及び社内資源の割当てを負担させることとなります。東京エレクトロンとその子会社は過去にサーベンス・オクスリー法第404条の適用対象となったことはなく、同様にアプライド マテリアルズとその子会社は過去に日本の金融商品取引法の規制対象になったことはありません。

当社はまた、財務報告についての自社の内部管理体制の適切な評価に必要な改善の実行について、問題点又は遅延に直面する可能性があります。さらに、サーベンス・オクスリー法によって要求される当社の独立登録会計士事務所による証明を受ける手続きに関しても、当社は、提案された改善の実施又は適切な証明の取得における問題点又は遅延に直面する可能性があります。当社が、財務報告に関する内部管理の有効性について好ましい評価を得られない場合、又は当社の独立登録会計士事務所が当社の評価について無限定の証明報告書を提供できない場合、投資家の信頼及び当社普通株式の価格に重大な悪影響が生じる可能性があります。

当社が将来において当社普通株式を追加発行した場合、本経営統合に関して発行された当社普通株式の価値と議決権は、新たに発行される当社普通株式の量に応じて希薄化される可能性があります。

当社は、本経営統合の完了後に、当社普通株式又は当社普通株式への転換が可能な有価証券の追加募集を行う可能性があります。その結果としての当社の発行済普通株式総数の増加及びかかる当社普通株式が売却される可能性によって、本経営統合後、将来の当社普通株式の株価が下落する可能性があります。さらに、普通株式のさらなる発行により、当社の既存の株主が有する議決権は希薄化される可能性もあります。

当社普通株式はこれまで公開市場で取引されておらず、当社普通株式の株価は種々の要素によって変動する可能性があります。

当社は、その普通株式をNasdaq株式市場と東京証券取引所に上場する予定です。しかし、本経営統合後に、当社普通株式について活発な公開市場又は需要が形成維持される保証はありません。当社は、その普通株式にとっての取引市場がどの程度発展するかまたその流動性がどの程度になるか予測することはできません。

当社普通株式の市場価格は変動性の大きいものとなる可能性があります。当社の実際の営業成績にかかわらず、一般経済、政治、市場及び業界に係る要素が当社普通株式の株価に悪影響を与える可能性もあります。当社普通株式の株価に変動性を与える要素には以下のものが含まれます。

- ・ 四半期営業成績及び競合企業の営業成績における現実の変動又は予想される変動
- ・ 当社普通株式を対象とする証券アナリスト又は当社による財政予測の変更
- ・ 当社が属する業界の状況とトレンド(規制面の変化及び半導体製造装置市場の変化を含みます。)
- ・ 半導体製造装置企業又は半導体業界で活動するその他の企業についての市場評価の変化
- ・ 当社又はその競合企業による重要な買収、戦略的提携又は分割の発表
- ・ 当社の営業についての調査若しくは規制当局の検査の発表、又は当社に対する訴訟に関する発表
- ・ 重要な従業員の雇用又は退社
- ・ 当社普通株式の発行又は売却(当社の取締役、役員又は主要投資家による売却を含みます。)

一定の状況において、オランダ法が労働者協議会の設置を当社に要求する場合があります、設置された労働者協議会によって一定の戦略的計画を実行する当社の能力が制限又は抑止される可能性があります。

オランダ法に基づき、オランダにおいて50人以上の従業員を直接に雇用する企業は労働者協議会(*ondernemingsraad*)を設置しなくてはなりません。将来的発展により、当社がオランダで50名以上の従業員を雇うことになった場合、当社は労働者協議会を設置しなければなりません。労働者協議会が設置されると、それは当社の一定の重要な計画(買収、処分、財政上の取決め(保証や担保提供を含みます。)、ジョイントベンチャー、取締役の任免等の計画を含みます。)について協議する権利を持つため、速やかに行為を行う当社の能力が制限若しくは抑止され又は一定の状況の下では全く行為できなくなる可能性があります。また、労働者協議会は、雇用関係及び労働者関係の諸事項についての承認権を持ちます。

一定の状況においては、オランダ法は、当社に「大会社制」の遵守を要求する場合があります、その場合には、これによって当社の株主の一定の権利(取締役任免の権限を含みます。)が制限される可能性があります。

オランダ法の下では、一定の状況において、当社は大会社制(*structuurregeling*)の対象とされる可能性があります。当社が大会社制の対象となった場合、同制度により、とりわけ(1)当社株主による当社取締役の解任が制限され、かつ(2)当社取締役会は、(大会社制に基づきかかる推薦権を行使することが労働者協議会により選択された場合)当社グループの労働者協議会の推薦に基づいて、選任候補者の3分の1以上を非業務執行取締役として指名することが要求されます。大会社制の下では、当社取締役会の業務執行取締役は全員、取締役会の指名に基づく株主総会の選任によってでなく、当社取締役会の非業務執行取締役によって任命されることとなります。

当社は、継続して3年間、以下の(1)から(3)の条件に該当した場合、大会社制の適用対象となる可能性があります。(1)当社の発行済株式資本と準備金(利益剰余金を含みます。)の総額が16百万ユーロ以上であること、(2)当社又はオランダで設立された1つ若しくは複数の子会社(又は当社が無限責任パートナーである登録パートナーシップ)が法定要件に従って労働者協議会を設置していること、(3)当社がその子会社(又は当社が無限責任パートナーである登録パートナーシップ)と併せてオランダで100名以上の者を雇用していること。但し、現行オランダ法の下では、当社は、以下の(1)及び(2)の要件を満たす場合は、持株会社としての大会社制の適用免除(以下「持株会社適用免除」といいます。)を受ける資格を持ちます。(1)当社の活動が専ら又はほぼ専ら、自己のグループ会社の管理と資金調達に限られていること、及び(2)当社とそのグループ会社の従業員総数の過半数がオランダ外で働いていること。オランダで設立されたアプライドマテリアルズの子会社の2社は労働者協議会を設置しており、かつアプライドマテリアルズは現在、それら子会社を本経営統合が完了次第、当社の子会社にするを予定しています。本届出書提出日現在、アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロン並びに両社のそれぞれの子会社の従業員を併せた総人数のうち、オランダ国内で働いている者は当該総人数の過半数には達していません。当社は現在、その活動を専ら又はほぼ専ら、自己の子会社の管理と資金調達に限定することを予定しています。以上にかかわらず、当社が大会社制の対象にならないとの保証はありません。

(3) その他の事業等のリスク

当社の事業に係るリスク

文脈から別段の解釈が要求されない限り、本節において使用される「当社」とは、本経営統合の完了後において、当社がアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン並びにそれら各々の間接又は直接子会社を直接又は間接的に所有していることにより、それらのうちの1若しくは複数から直接若しくは間接的に影響を受け、それらの1若しくは複数を通して行為し又はそれらの1若しくは複数の特性を具備している当社を意味しています。

当社が事業を行う業界は、不安定で予測が困難です。

半導体、フラットパネル・ディスプレイ及び太陽光発電の各業界への世界的なサプライヤーとして、当社は、景気循環の影響を受けていますが、その時期、期間及び変動は予測困難で業界毎に異なります。これらの業界は、過去において、新たな生産能力や先進技術に対する顧客の需要の急激な変化により、周期的に変動してきました。このような顧客の需要の変化は、顧客の稼働率、生産量、妥当なコストでの資金調達、エンドユーザーの需要、消費者の購買動向及び需要に応じた在庫の水準、さらには技術移行速度及び一般的な経済条件にある程度左右されます。これらの変化は、過去にアプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンの顧客による購入及び技術投資の時期及び量に影響を与えてきており、また当社の受注、純売上高、営業費用及び当期純利益に引き続き影響を与えます。

当社が事業を行う業界における急速な需要変化に対応するために、当社は、需要を正確に予測し、そのセグメント毎及びセグメント横断的に当社の資源及び生産能力を効率的に管理する必要があります。また当社の事業運営を市場条件と整合させるために予測しない又は追加的な費用を負担する可能性があります。当社製品に対する需要の増大期には、当社は、顧客の需要を満たすための十分な生産能力及び在庫を確保し、サプライ・チェーンを効率的に管理し、十分な人数の能力ある従業員を引き付け、雇用した士気を高揚させ、かつ継続的なコスト管理を行う必要があります。需要の減退期には、当社は、コストを削減し、コスト構造を支配的市場条件と整合させ、サプライ・チェーンを効率的に管理し、かつ重要な従業員の士気を高揚させ、雇用を維持する必要があります。

当社は、不確実な世界経済に伴うリスクにさらされます。

世界経済の不確実な状態及び主要地域における鈍い成長率は、金融市場及び国家債務の不安定性、財政不安並びに様々な地域での政府の緊縮政策とあいまって、当社が事業を行う業界に困難を生じさせています。半導体及びフラットパネル・ディスプレイの業界は個人消費に大きく左右される一方、太陽光発電業界は政府助成金及び太陽光発電装置のための資金調達の利用可能性に左右される面があります。経済的不確実性及びそれに関連する要因は、事業支出及び個人消費における消極的傾向を増大させ、これにより一部の当社の顧客が装置又はサービスへの発注を延期、取消又は見合わせる結果をもたらす可能性があり、これらにより当社の純売上高の減少、受注残高の減少及び受注残高を売上高へ転換させる当社の能力に影響が生じる可能性があります。不確実な市場条件、資金調達の困難さ又は収益性の低下により、一部の顧客に操業の縮小、事業の撤退、他の製造業者との合併又は破産保護の申請及び潜在的な操業停止が生じ、その結果、当社の売上の減少及び/又は棚卸資産若しくは貸倒費用の増加をもたらす可能性もあります。これらの状況は、同様に主要なサプライヤーに影響を与える可能性があり、それらの部品供給能力を損ない、当社製品向け部品の供給遅延及び追加コストを発生させる可能性があります。さらには、これらの状況は他の装置製造業者の戦略的提携又は合併につながり、それらが当社に悪影響を与える可能性があります。

将来の経済及び業界の状況の不確実性は、当社がその業績を予測すること、経営上の決定を行うこと、並びにその事業、資金源及び使途、財政状態及び経営成績に影響を与えるリスクを特定し、対処優先度を決定することをさらに困難にします。当社は、リストラ活動を含むさらなるコスト削減努力を実行する必要性があり、そのことが事業機会へ資本投入を行う当社の能力に悪影響を与える可能性があります。さらに、アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンは、それぞれこれまでに、一般的な信用リスク、流動性リスク、外国為替リスク、市場リスク及び金利リスクを伴う投資ポートフォリオを保有してきました。当社の統合されたポートフォリオに対するリスクは、金融市場の状況が悪化する場合には増幅する可能性があり、結果として投資ポートフォリオの価値及び流動性並びに年金資産のリターンが悪影響を受け、減損費用が生じる可能性があります。アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンはまた、それぞれ、通常の事業の資金調達のために世界中でいくつもの銀行口座に現金残高を保有しています。これらの金融機関のいずれかが破綻した場合、影響を受けた口座で保有していた現金を利用する当社の能力が制限される可能性があります。

当社は、主な顧客が非常に集約化されることに伴うリスクにさらされます。

当社の主な顧客は、非常に集約化されると予測されます。アプライドマテリアルズについては、平成25年度において、2社の顧客がアプライドマテリアルズの連結純売上高の約40%を占めました。東京エレクトロンについては、平成25年度において、2社の顧客が東京エレクトロンの純売上高の約30%を占めました。当社の半導体関連の主な顧客は、経済及び産業状況の結果として非常に集約化されると予測されます。アプライドマテリアルズにおいては、平成25年度に、3社の半導体メーカーがアプライドマテリアルズのシリコン・システムズ・グループ部門の純売上高の約65%を占めました。当社のディスプレイ関連の主な顧客もまた、非常に集約化されると予測されます。

さらに、一部の顧客においては、所有若しくは経営の面での重要な変更、他の製造業者との合併、製造活動の外部委託、又は他の装置製造業者との協業若しくは協力関係の取決めを結んでいます。顧客は、戦略的提携又はその提携会社が技術決定を行う際に主要な業界参加企業へ影響力を強めている、業界コンソーシアムの締結を進めています。また、一部の顧客は、それぞれの業界の資本設備への投資割合をますます増やしています。さらに、主要な業界参加企業に係る請求又は訴訟は、それらの調達戦略の変更及びその他の結果を生じさせており、また今後も継続的に生じさせる可能性があります。

このような環境の中で、比較的限られた数の製造業者との契約又はそれらからの受注が当社の事業における割合の大半を占めることが予測されます。但し、顧客の構成及び種類並びに個々の顧客への売上高は、四半期毎及び年度毎に大幅に変動する可能性があります。当社の製品は顧客の仕様に合わせて製造されるため、注文の変更、スケジュールの組み直し又は取消しは、多額の回収不能な費用を生じさせる可能性があります。顧客からの注文がない場合又は顧客からの注文が大きく減少、延期若しくは取り消される場合、当社は生産の転換を行うことができず、結果として、当社の経営成績は著しく悪化する可能性があります。主要な顧客はまた、当社にとって不利な価格、支払条件、知的財産関係の権利又はその他の商業的条件を要求することがあり、時としてこれらの条件を獲得することがあります。

当社は、当社が事業活動を行う様々な業界における継続的な変化の結果生じるリスクにさらされます。

当社が事業を運営する世界の半導体、フラットパネル・ディスプレイ、太陽光発電及びそれらの関係業界は、以下を含む、当社の製品に対する需要又はその収益性に影響を与えることが予想されるこれらの業界の一部又は全体に影響する継続的な変化が特徴です。

- ・ 技術転換の性質及び時期
- ・ 電子製品に対する消費者需要の変化の性質、時期及び予測性(季節性又は新製品の発表に関連する消費者の購入動向の変化に係るものを含みます。)並びにそれらの変化がファウンドリ及びその他顧客の事業、ひいては当社の製品の需要に及ぼす影響
- ・ 新規組立工場の建設・運営のための資本需要の増大及び顧客の必要資金調達能力
- ・ 半導体、フラットパネル・ディスプレイ及び太陽光発電の業界間の成長率の違い
- ・ 顧客と強固な関係を確立、強化及び維持することの重要性の増大
- ・ 新たな製造技術の導入率の低下をもたらす可能性のある、製品設計から大量生産へ移行するための顧客にとっての費用及び複雑性の増大
- ・ 製造システムの所有に関する総費用を継続的に削減する必要性
- ・ 顧客にとってのシステムの信頼性及び生産性の重要度の高まり並びに生産性、デバイス歩留まり及び信頼性の向上による製造システムに対する需要への影響
- ・ 製造システムを再設定及び再利用する製造業者の能力
- ・ 顧客の購入決定に影響を及ぼすため十分に差別化された製品を開発することの重要性及び困難性の増大
- ・ 製造装置の開発、製造及び導入のサイクル期間の短縮化の要請
- ・ 半導体、フラットパネル・ディスプレイ及び太陽光発電の価格及び性能動向並びにそれらの製品に関する需要への影響
- ・ 顧客のシステム稼動可能時間を最大化するためのスペア部品の入手可能性の重要度の増大
- ・ 当社の製品におけるソフトウェアの役割と複雑性の増大
- ・ 製造活動に関連するエネルギー消費の削減、環境負荷の改善及び持続可能性への関心の増大

当社は、半導体業界に特有の継続的な変化の結果生じるリスクにさらされます。

これまで、アプライド マテリアルズの連結純売上高及び収益の大部分は、シリコン・システムズ・グループ部門による世界中の半導体業界への製造装置の販売から得られています。また、アプライド・グローバル・サービス部門の収益の大半は半導体製造業者向けサービス製品の販売によるものです。同様に、東京エレクトロンの連結純売上高及び収益の大部分は、これまで、東京エレクトロンの半導体製造装置事業による世界中の半導体業界への製造装置及び関連サービス製品の販売から得られています。半導体業界は、以下を含む、当社の半導体製造装置及び関連サービス製品の需要又は収益性に影響を与える可能性のある同業界特有の継続的な変化が特徴です。

- ・ シリコンチップの線幅の縮小、新しい原材料の使用、新規かつより複雑なデバイス構造、アプリケーション数とプロセス数の増加、シリコンチップの設計費の増大、製造プロセスの統合によるコストと複雑性の増大を含む、多くの要因による研究開発費の増大
- ・ 技術的課題の難度が高まっているにもかかわらず、製品開発時間を短縮する必要性
- ・ 半導体の種類及び型の増加並びに複数の寸法の回路基板におけるアプリケーション数の増加
- ・ 半導体製造業者がより先端の技術力及びより小さな線幅の製品の大量生産に移行するコスト及び複雑性の増大、並びにその結果生じる技術移行の速度及び資本設備への投資率に対する影響
- ・ 半導体製造業者の資本支出の水準及びリソグラフィー等の、当社が製品提供を予定していない市場セグメントへ資本投資を配分することを前提とした、有機的成長における課題
- ・ タブレットやスマートフォン等のモバイル製品に対する需要の増大、及びそれに対応して生じる、パソコン用DRAM等のその他のアプリケーションで使用されるデバイスの製造と比較して当社製品の利用が少ない、NANDフラッシュメモリー等のデバイスに対する産業投資の増加
- ・ 特にモバイル製品用のクラウド・ベースの記憶装置の導入及びこれに伴うNAND型のビット数の増加率への抑制効果
- ・ 3-Dトランジスタ及び高度な相互接続等の技術移行及び技術転換の頻度及び複雑性の増大、並びにこれらの変化を適時かつ効果的に予測し導入する当社の能力
- ・ 棚卸資産の償却及び売上総利益を減少させる製造の非効率性につながる可能性がある、顧客(特にファウンドリ)からの発注と出荷までのサイクル期間の短縮化
- ・ 開発のための標準ツール(DTOR)及び生産のための標準ツール(PTOR)のポジションを顧客に保証する課題を含む、市場シェアの強化を困難にする競争上の要因
- ・ 当社のファウンドリ顧客の装置に対する要求に影響を与える可能性のあるコンピュータ及び電子機器企業による調達戦略の変更
- ・ 他の地域に比べてサービスの市場占有率及びウェーハ製造当たりの役務収益率が低い可能性がある韓国及び台湾における、新規のウェーハ製造の集中
- ・ 半導体市場の細分化の進行により、一部市場ではその規模が縮小して新規の製造工場のコストを支援できなくなる一方、他の市場では需要が低技術製品に留まる可能性

当社は、市場シェア獲得の機会を確保するために、重要な技術変化及び転換を正確に予測し、それらに対処するよう適切な資源及び投資の配分を行う必要があります。例えば、300mmウェーハから450mmウェーハへの移行には、事業機会があるだけでなく、製造装置及びサービスのコスト、技術的複雑性、タイミング及び需要に係るものを含め、リスク及び不確実性も存在しています。アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンの半導体顧客のいくつかは、450mmウェーハ及びその他の新技術の開発資金の調達を支援するために、他のウェーハ製造装置のサプライヤーへの投資を行っており、これは技術移行の時期、資金配分又はその他の事項に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、フラットパネル・ディスプレイ業界特有の継続的変化の結果生じるリスクにさらされます。

世界のフラットパネル・ディスプレイ業界では、これまでに資本設備への投資水準についてかなりの変動が生じてきました。この原因には、ディスプレイ製造業者の数が限られていること、最終的な利用方法が集中する性質があること、エンドユーザーの需要に比して生産能力が過剰であること及びパネル製造業者の利益率等が含まれます。業界の成長は、主に、大型化及び高機能化が進むテレビに対する消費者の需要並びに最近ではスマートフォンその他のモバイル機器に対する需要に依存しており、それらの需要は、価格並びに技術及び機能の向上に対して非常に敏感に反応します。ディスプレイ業界は、以下を含む、当社のディスプレイ製品に対する需要及び収益性に影響を与える可能性のある同業界特有の継続的な変化が特徴です。

- ・ 中国のディスプレイ製造業者及び他国のディスプレイ製造業者による中国国内における製造設備拡張の時期及び規模、並びに非中国系製造業者が中国国内での製造設備の建設又は拡張について政府の承認を適時に得る可能性
- ・ テレビ向け大型基板への移行速度、並びにその結果生じる業界における資本集約度並びに当社の製品差別化、売上総利益及び投資リターンへの影響
- ・ 新低温ポリシリコン、有機発光ダイオード、金属酸化物及び反射防止フィルムや防指紋フィルム等の新しいタッチパネルフィルムといった、新種のディスプレイ技術の重要性
- ・ 将来におけるディスプレイ技術の最終的な利用方法及び成長牽引製品についての不確実性

当社は、太陽光発電業界特有の継続的変化の結果生じるリスクにさらされます。

世界の太陽光発電業界における資本設備への投資水準には、かなりの変動が生じてきました。近年では、世界全体の太陽光発電装置に関する生産能力がエンドユーザーの需要水準を上回っており、顧客は生産能力及び新技術への投資を大幅に削減若しくは延期し、又は製造中止する結果となっています。世界の太陽光発電業界は、以下を含む、当社の太陽光発電装置の製造装置に対する需要及び/又は収益性に影響を与える可能性のある同業界特有の継続的な変化が特徴です。

- ・ 特に運営コストの削減、太陽光発電装置の製造に関する処理能力の上昇及び太陽光発電装置の変換効率の改善により、太陽光発電装置により作られる1ワット当たりの発電コストを、世界中のより多くの地域においてグリッドパリティ以下に継続的に引き下げる必要性
- ・ 政府の太陽光発電利用へ向けた奨励策(税額控除、固定価格買取制度、リベート、電力供給業者に再生可能エネルギー資源からのエネルギーの販売目標を課す再生可能エネルギー供給割合基準及び政府施設への太陽光発電装置設置目標等)の利用可能性及びかかる奨励策の金額を含む、政府のエネルギー政策の可変性及び不確実性、並びに太陽光発電業界の成長率に影響を与える政府エネルギー政策の効果
- ・ 主に中国における、太陽光発電装置製造業者の数及び世界レベルでの太陽光発電装置の生産能力
- ・ アプライド マテリアルズの太陽光発電装置の製造装置の売上高の大部分が集中している中国における規制当局からの太陽光発電装置に対する不正取引に係る訴訟の提起(かかる訴訟の提起により、中国から輸入した太陽光電池及び太陽光電池モジュールに関しては税金が賦課される結果となり、その他の通商に関連する紛争及び結果をもたらしています。)
- ・ 太陽光発電装置製造業者間の事業運営及び業界での経験の水準の多様性、並びにその結果として当社が顧客から要求される顧客サポート・サービスの性質及び範囲の相違
- ・ 多様で広範な顧客層に対する製造装置及びサービスのマーケティング及び販売に係る課題
- ・ パッシベーション等のアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのいずれもがこれまで参入していない市場分野の成長
- ・ 新規製造装置の需要に影響を及ぼす中古の太陽光発電装置の製造装置の利用可能性及び状態
- ・ 中国等の顧客としての政府関係機関に関連する複雑性
- ・ 太陽光発電装置の顧客の財政状態及び当該顧客による妥当なコストでの資金調達への機会
- ・ ソーラーパネル製造業界の業績及び展望の低迷、太陽光装置市場の減退、並びに一定の顧客の財政状態の悪化をもたらしている、太陽光パネルの過剰生産能力

平成26年1月30日に、東京エレクトロンは、薄膜シリコン太陽光パネルの需要を取り巻く不確実性の中、東京エレクトロンが太陽光パネル製造装置の開発、製造及び販売を中止し、今後の事業活動を既に納入した装置のサポートに限定する決定をしたことを発表しました。

複数の業界での事業運営並びに新たな市場及び業界への参入は更なる課題及び責務を伴います。

当社は、その成長戦略の一貫として、既存製品又は自社開発の新製品若しくは買収を通して取得した新製品をもって、関連する又は新規の市場及び業界への進出を成功させる必要があります。異なる市場への参入は、以下から生じるものを含む、追加的な課題を伴います。

- ・ 新規市場向け新製品の開発及び新規市場での事業運営のために追加的な資源を投入する必要性
- ・ 新たな販路を開拓し、技術的マーケティングの新たな戦略を開発する必要性、新規顧客との関係を確立する必要性、及び従来と異なる顧客サービスの要求を満たす必要性
- ・ 複数の業種間での異なる利益率及び成長率
- ・ 需要予測、事業機会への資本投入及びリスクの回避又は最小化の能力
- ・ 生産計画、実行、サプライ・チェーン管理及び物流において異なる性質をもつ複数事業の運営の複雑性
- ・ 新たな事業モデル、事業プロセス及びシステムの導入
- ・ 需要の増加又は減少のそれぞれに対応するために、速やかに事業を拡大又は縮小する能力、及びそれに関連して生じる運転資金への影響
- ・ 新たな原材料、プロセス及び技術
- ・ 新規の事業分野での技術及び専門知識を有する従業員を引き付け、士気を高揚させかつ雇用を維持する必要性
- ・ 事業歴が限定的なもの、財源が不確実若しくは限定的なもの、事業モデルが発展途上なもの、又は不慣れな地域に所在するものを含む、新規かつ多様な顧客及びサプライヤー
- ・ 潜在的により多くの財源若しくはその他の資源、業界での経験又は確立された顧客基盤を有する新規又は従来とは異なる競合企業
- ・ 異なったレベルの政府の関与、法律及び規制並びに企業、雇用及び安全慣行の水準が異なる新たな業界及び国への参入
- ・ 第三者の知的財産権
- ・ 関連ある業界基準及び慣行を遵守し又は確立する努力の必要性

さらに、アプライド マテリアルズは従来から随時、研究開発資金を増強し新たな市場機会に取り組むことを目的とした特定の戦略的開発プログラムに関して米国及びその他の政府機関から助成金の交付を受けています。また、東京エレクトロニクスは、同様の目的で随時、日本及びその他の政府機関から助成金及び補助金の交付を受けています。かかる政府助成金及び補助金の条件により、当社は、一定の記録保持、監査、知的財産権の共有又はその他の義務に服する可能性があります。

当社は継続的に、製品の革新及び製品化に努め、また事業及び製品提供を競争及び急速な技術的变化に対応するよう対処する必要があります。

当社は高度に競争的な環境で事業運営を行うこととなります。当社の将来的な成功は、その装置、サービス及び関連製品の効果的な製品化及び顧客の支持を含む、多くの要因に左右されます。また、当社はその成長戦略の実行を成功させる必要があります。かかる成長戦略には、業績の継続的な改善の他、既存市場における市場シェアの強化、関連市場への進出、新規市場の開拓及び業界標準を超える成長率の達成が含まれます。より連携を取り、地理的に多様で、オープンかつ変化に富む競争環境において範囲を拡大した製品の開発、導入及びサポートは、時間の経過とともにより複雑になりかつ費用がかかるようになっていきます。さらに、新規製品又は改良製品は、コストの増加及び利益の減少をもたらす可能性があります。当社が、以下を適時に、コスト効率的にかつ首尾良く行わない場合、当社の業績は悪影響を受ける可能性があります。

- ・ 技術転換、市場変化、新しい利用方法、顧客の要求及びエンドユーザー需要の特定並びにそれらへの対処
- ・ 新製品及び技術の開発、既存製品用の新しい利用方法の改良及び開発、並びに異なる利用方法及び市場の顧客向けの類似製品を様々な技術要求に合わせて適合させること
- ・ 自社製品の競合企業製品との差別化及び破壊的な技術に基づく製品との差別化、顧客の性能仕様への対処、製品の適正な価格設定並びに市場での支持の獲得
- ・ 異なる市場、顧客及び利用方法に対して異なる対応を可能とする事業運営における柔軟性の維持
- ・ 全ての事業セグメントを通じてのグローバルな経営を、サイクル期間を短縮し、継続的品質改善を可能にし、コストを削減し、かつ製造可能性及び保守性のために設計を強化するための、全ての事業セグメントにわたる世界全体での事業運営の強化
- ・ 顧客の高付加価値の問題に対処し強固な顧客関係を構築する製品開発並びに販売及びマーケティング戦略への重点的な取組み
- ・ 人員及び研究開発資金を含む資源を、将来の成長のために最も適切かつ効果的と認められる態様で、製品間並びに新製品開発及び既存製品強化の間で配分すること
- ・ 研究開発活動のコストの削減及び研究開発活動に投資される資金の生産性の向上
- ・ 正確な需要予測、サプライヤーとの協業及び製品の製造計画の遵守
- ・ 製品提供全般にわたる、製造行程の改善及びコスト効率化の達成
- ・ サプライ・チェーンの異なる立場にある企業が提供する価値の変化に対処すること
- ・ 顧客と共に、評価のために、さらには大量生産のために、製品を適したものとすること
- ・ 原材料費及びサイクル期間の削減、異なるシステムで使用されるプラットフォーム及び部品の種類の大幅な共通化、製品のライフサイクル管理の大幅な効率化、並びにエネルギー使用量及び環境負荷の減少を可能にするもの等、設計工学方法論の変更

当社は、世界全体での事業運営に係るリスクにさらされます。

当社は、オランダで設立され、米国カリフォルニア州のサンタクララ及び日本の東京に2つの本社を持ち、かつ中国、ドイツ、イスラエル、イタリア、日本、韓国、シンガポール、スイス、台湾及び米国に研究開発施設及び製造施設並びに重要なサプライヤーを有する世界的企業となります。また、当社は、その事業運営を新たな国に拡大することも予定しています。当社の事業運営がグローバルな性質を有することから、継続的に当社の運営上のコスト構造を改善する必要性と相まって、以下に起因するものを含む課題が存在しています。

- ・ 変動する地域的及び地政学的な事業状況及び需要
- ・ 外国企業よりも国内企業を有利に取り扱う国における政治的及び社会的姿勢、法律、規則、規制並びに政策（現地の競合企業の実績及び成長を促進しようとする顧客又は政府の支援を受けた取組みを含みます。）
- ・ 当社が特定の国でより多くの事業運営及び調達活動を行うために影響を与えようとする顧客又は政府の支援を受けた取組み
- ・ 地方、地域、国内又は外国の法律及び規制（知的財産、労働、税金及び輸出入に関連するものを含みます。）並びに当該法律及び規制の解釈並びに適用における相違及び変更
- ・ 輸出入ライセンスの解釈及び適用並びに国際的な貿易紛争を含む、世界規模での貿易問題
- ・ 国際的な事業運営によって生じ得る国内の商業的及び／又は安全保障上の問題についての政府当局の見解
- ・ 原材料、商品、エネルギー及び出荷のコストの変動又は出荷の遅延
- ・ 効率的な組織構造並びに適切な事業プロセス、手続及び管理を必要とする、より地理的に多様な運営及び計画の管理に伴う課題

- ・ 異なる経験水準、文化、習慣、事業慣行及び労働者としての将来性を持った多様な労働力
- ・ 現地の顧客、サプライヤー及び政府との関係を確立する能力の違い
- ・ 米ドル及び日本円それぞれの他方通貨に対する相対的な通貨高又は通貨安並びにそれら各通貨のユーロ及びその他の通貨に対する相対的な通貨高又は通貨安を含む、金利及び為替レートの変動
- ・ 世界の様々な地域において十分な水準の技術サポートを提供する必要性
- ・ 当社が事業運営を行い、サプライヤーを持ち若しくは売上を得る地域における又は当社が製品を供給する業界のバリュー・チェーンに影響を及ぼす可能性のある政情不安、自然災害(地震、洪水又は暴風雨等)、流行病、社会不安、テロ又は戦争行為
- ・ 事業運営を阻害する可能性のある災害又はその他の事象が発生した場合における効果的な事業継続計画の必要性
- ・ 世界全体のインフラ規模、生産能力及び所在地を定期的に再評価し、適切な変更を加える必要性
- ・ 文化及び言語上の相違
- ・ 新たな国への参入に伴う困難性と不確実性
- ・ インドや中国等の国を含む、増大する多数の新規従業員の雇用及び融合
- ・ より可動的で、異なる地域での勤務又は異なる地域への出張を行う従業員の必要性の増大
- ・ 様々な国における経済成長率に関する不確実性
- ・ 経済が発展途上である特定の国での半導体、フラットパネル・ディスプレイ及び太陽光発電装置の製造及び販売の成長率に係る不確実性

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンはこれまで、とりわけ当社にとっての顧客、サプライヤー及び競合企業が著しく成長している中国、韓国及び台湾において、これらの問題の多くに直面してきており、また当社は引き続きこれらに直面する可能性があります。当社はさらに、中国、韓国及び台湾においては、一定の製品の収益性及び利幅の水準は過去に他の地域で達成されてきたものよりも低いと予想されるものの、長期にわたりその製品にとっての大きな潜在的チャンスが存在すると考えています。

顧客の需要を正確に見積もらない場合には在庫の過剰や陳腐化が発生する可能性がある一方、製造の中断又は遅延は顧客の要求を充足する当社の能力に影響し、かつコストの上昇につながる可能性があります。

当社の事業は、顧客の急激に変化する技術的及び数量的要求を満たす装置、サービス及び関連製品を適時に供給することが重要であり、これは、委託製造業者を含むサプライヤーからの部品、構成部品及び部分組立品(以下、総称して「部品等」といいます。)の適時の納入に一定程度左右されます。一部の重要な部品等は、長期のリード・タイムを要し、及び/又は単一のサプライヤー若しくは限られたサプライヤークラウドからのみ取得することができ、また一定の部品調達及び部分組立品は、中国及び韓国を含む、アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンが過去に製造活動を行ってきた国以外に所在するサプライヤーから納入されています。周期性のある産業の状況及び製造装置に対する需要の変動は、当社及び当社のサプライ・チェーンにおける各社に関する資本、技術、運営及びその他のリスクを増大させます。さらに、これらの状況は、一部のサプライヤーに、事業規模の縮小、事業撤退、他社との合併又は破産保護の申請及び事業停止のおそれを生じさせる可能性があります。当社はまた、以下の結果として、製造活動の大幅な中断、製品若しくはサービスの納入遅延、コスト増加又は発注取消しを被る可能性があります。

- ・ サプライヤーが、費用対効果が高く十分な量の高品質の部品等を適時に納入しない又はできないこと
- ・ レアアースを含む原材料の入手可能性及びコストの変動性
- ・ 必要な輸出入許可の取得の困難性又は遅延
- ・ 情報技術又はインフラの不具合
- ・ 特に当社が製造活動を行っている地域における、自然災害又はその他の当社が制御できない事象の発生(地震、洪水、暴風雨、地域経済の悪化、流行病、社会不安、政治不安、テロ若しくは戦争行為等)

サプライヤーが、品質、コスト、社会的責任に適った商慣行又はその他の履行上の要素に係る当社の要求を満たさない場合、当社は代替の調達先にその業務を移す可能性があります。その場合、製造の遅れ、追加コスト又はその他の問題が生じる可能性があります。加えて、当社が需要の増大又は至急の出荷日程に応じるために事業活動及び生産能力を急速に増強する必要がある場合、このことは当社の製造活動及びサプライ・チェーンの中断を深刻にし、それに伴う影響として当社の運転資金に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社の製品に対する需要が予測と異なった場合、当社は、必要より過剰又は過少の部品等を調達し、部品等の納入の取消し、延期又は急送による費用負担を被る可能性があります。当社が実現していない顧客の需要を予測して在庫を買い取る場合、又は顧客が注文を減らす若しくは遅らせた場合、当社は過剰在庫に関する費用を負担する可能性があります。

重要な従業員を引き付け、雇用を維持しかつ士気を高揚させることは当社の成功にとって不可欠です。

当社の成功、競争力、並びにグローバル戦略の実行及び革新の文化の維持のためには、とりわけ重要な役職に就いている重要な従業員を引き付け、雇用を維持しかつ士気を高揚させる当社の能力が非常に重要です。この目標を達成することは、世界経済及び業界動向の変動、経営陣の変更、当社の組織構造、当社の競合企業及びその他の企業の雇用慣行、コスト削減活動(従業員の削減や無報酬の操業停止を含みます。)、キャリア開発機会の利用可能性、従業員が自国外で役務を提供するために必要な許認可を取得する能力並びにエクイティベースの制度を含む当社の報酬及び福利厚生制度の実効性を含む多くの要因によって、困難になる可能性があります。リストラ計画には、知識及び経験が豊富な従業員の退職並びにその結果生じる必要な職務を履行する既存又は新規の従業員を特定し養成する必要性が生じ、それらは予測外のコスト、生産性の低下又は内部的プロセス及び管理に係る困難性をもたらすという限りにおいて、特別な問題が存在します。

税率又は課税資産及び負債の変更は、経営成績に影響を与える可能性があります。

世界的企業として、当社は、オランダ、米国、日本及びその他の様々な国で納税義務を課されます。世界全体での租税債務を算定し見積もるためには重要な判断が要求されます。当社の将来的な年間及び四半期の税率は、多くの要因による影響を受ける可能性があります。それらには、(1)適用される税法、(2)税率の異なる国での税引前利益の金額及び構成、(3)米国外の一定の保有資産の永続的再投資に係る当社の計画又は(4)当社の繰延税金資産及び負債の評価における変化が含まれます。

アプライド マテリアルズはこれまで、米国外の一定の国で得られた一定の利益について免税期間又は法人税の軽減税率の対象となる旨を定める税制上の優遇措置を利用することの承認を受けてきました。これらの税務規定の恩恵を引き続き得るためには、当社は、様々な活動に関する要件を遵守しなければなりません。これらの規定による恩恵を実現する当社の能力は、とりわけ、適用される要件が充足されない場合又は当社に控除を請求できない純損失が生じた場合、大きな影響を受ける可能性があります。

さらに、当社は、米国内国歳入庁及びその他の税務当局による定期的な調査及び/又は監査の対象となり、また随時、過去に提出した納税申告書の修正申告を行う可能性があります。当社は、法人税引当金の妥当性を判断するために、これらの調査及び修正申告から生じる有利又は不利な結果の可能性を定期的に評価しますが、それには見積もり及び判断が必要となります。当社は合理的な基準に基づいて納税額の見積もりを行います。税務当局がかかる見積もりに同意する保証はありません。当社はその時々において、当社の見積もりに反映された結果を達成するために訴訟を提起しなければならない可能性があり、このような訴訟は多大な時間及び費用を要する可能性があります。また当社がかかる訴訟で勝訴する保証、又は当社の納税債務に関する最終的な決定が当社の過去の法人税の引当金及び計上額に反映された処理と大きく異ならないという保証もありません。

特定の重要な代理店の契約不履行が業績に悪影響を与える可能性があります。

東京エレクトロンは、これまで、台湾及びシンガポールで自社製品の販売及び補修サービスにつきグループ外の第三者の代理店を利用してきました。東京エレクトロンは、それらの国で自社の顧客への週7日、1日24時間の技術サービス及びその他の保証サービスを提供するために、これらの第三者との関係に依拠してきました。それらの代理店が期待される履行をしない場合又は当社がそれらの既存代理店との関係を維持しない場合、当社は売上の低下、事業運営上の困難、コスト増加、品質問題及び風評上の悪影響を被る可能性があります。

当社は、知的財産権の保護及び強制執行に関する様々なリスクにさらされます。

当社の成功にとって、その知的財産権及びその他の権利が保護されることが非常に重要です。装置又はスペア部品の無断製造又は無断販売等といった、当社の権利に対する第三者による侵害により、当社は市場及び収益の機会を対価なく失う結果となるおそれがあります。知的財産権の不許可使用の取締りは困難で費用がかかります。当社は、実施された対策が知的財産権の不正使用を防止するかについて確信を持つことはできません。当社の知的財産権は、これらの権利が急速な技術変化によって回避され、無効化され若しくは陳腐化するか、又は当社がこれらの権利を適切に保護若しくは主張せず若しくは商業的に合理的な条件で必要なライセンスを取得しない場合、競争上の大きな優位性を提供できない可能性があります。さらに、中国、韓国及び台湾を含む他国の法律及び慣行によって認められる当社の権利の保護及び強制執行の程度は様々であり、当社の権利を適切に保護するには十分でない可能性があります。加えて、最近の米国の特許法改正に例が見られるように、知的財産権法又はその解釈の変更が、自社の知的財産権を保護し主張する当社の能力に影響を与え、特許出願手続及び取得した特許の行使又は防御における費用及び不確実性を増大させ、当社の知的財産権の価値を減少させる可能性があります。

当社は、買収及び戦略的投資に関するリスクにさらされます。

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、既存市場、関連市場又は新規市場において企業、技術又は製品の買収又は投資を行ってきており、将来においては当社もそのような買収又は投資を行う可能性があります。買収及び投資には、以下を含む、規模及び買収の性質に応じて異なる様々なリスクを伴います。

- ・ 経営陣の関心が他の経営事項から逸れること
- ・ 買収が予想通りに又は全く完了できないこと
- ・ 被買収事業が期待収益に満たない又は下回ること
- ・ 取引の審査に関して政府規制当局から課せられる要件(とりわけ、当社の既存事業又は被買収事業の分割又は活動に対する制限が含まれる可能性があります。)
- ・ 予想されたシナジー効果又はその他の利益を実現する能力に影響を与え得る、被買収事業の事業運営、システム、技術、製品又は従業員の非効果的な統合
- ・ 購入した技術を製品化できないこと
- ・ 買収当初の時点での、未知のサプライ・チェーン又は比較的小規模なサプライ・パートナーへの依存
- ・ 当社の既存市場と著しく異なる可能性があり、競合企業がより強固な市場ポジション及び顧客関係を有する可能性のある新たな市場の特性により、新たな市場から利益を得られないこと
- ・ 被買収事業からの重要な従業員を引き付け、雇用を維持し、かつ士気を高揚させることができないこと
- ・ 資金調達の見込み及びコストに悪影響を与え得る、信用格付の変更可能性

- ・ 案件に関連する資金調達活動のための現金残高の減少及び債務の増加により、一般事業目的又はその他の目的のために利用できるキャッシュ・フローが減少すること
- ・ 被買収事業が未知の地域に所在する範囲において、新たな業務リスク、規則、規制、従業員の期待、慣習及び慣行にさらされること
- ・ 新たな、より多様かつより広範な事業運営、プロジェクト及び人員の管理に伴う困難
- ・ 重要な技術に関する知的財産権を取得できないこと
- ・ 被買収企業内部の財務統制、開示統制及び手続、並びに環境、安全衛生、腐敗防止、人的資源又はその他の方針若しくは慣行の不十分性又は非効率性
- ・ 事業状況の変化、技術進歩又はセグメントの期待を下回る業績による取得した無形資産及びのれんの減損
- ・ 提案された又は完了した取引に関連した訴訟又は請求のリスク
- ・ 未知、過小評価又は未開示の契約上の義務又は債務
- ・ 業務ニーズに対して被買収法人の重要な資源又は施設の規模が不適切であること

当社はまた、合併会社として設立される会社を含む他の企業への戦略的投資を行う可能性があります。価値の減少又は期待する目標の不達成という結果となる可能性もあります。これらの投資の成功は、当社による支配が限定されているか又は支配が全く及ばない、また(特に合併会社の場合に)戦略的パートナーとの継続的かつ効率的な提携を必要とする、様々な要因に左右されます。当社の戦略的投資ポートフォリオに対するリスクは、不利な金融市場及びマクロ経済状況によって増幅され、その結果、かかる投資ポートフォリオの価値は悪影響を受け、減損費用が生じる可能性があります。

外部委託活動及びその他の事業運営上の取組みの実施及び実行が不成功であった場合、経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

市場状況に応じてより適切にコストを調整し、顧客の近くに所在し、生産性を強化し、かつ効率性を改善するために、当社は、一定のエンジニアリング、ソフトウェア開発、製造、調達及びその他の事業運営を、中国、韓国及び台湾を始めとする米国及び日本以外の地域で行います。当社は分散型製造モデルを活用しており、同モデルの下で、一定の製造活動及びサプライ・チェーン活動が米国及び日本の他に、中国、ドイツ、イスラエル、イタリア、韓国、シンガポール、スイス及び台湾を含む様々な国で行われ、一部のシステムの組立は顧客の施設で完了します。また、当社は、一定の機能を、米国、中国、韓国、マレーシア及びその他の国の企業を含む第三者に外部委託します。外部委託された機能には、委託製造、エンジニアリング、顧客サポート、ソフトウェア開発、情報技術サポート、資金調達活動及び管理活動が含まれます。第三者であるサービス提供者の役割が拡大することにより、その時々において、潜在的な生産性及び運営効率の達成、品質及び供給継続性の確保並びに当社及びその顧客、サプライヤー並びにその他のパートナーの知的財産保護のために、当社の既存の事業運営の変更、これらのサービス提供者の維持及び管理のための新たな手続及びプロセスの導入、並びにその結果として責任の再配分が必要となる可能性があります。当社が製品需要の量、時期及び組合せを正確に予測できない場合又は委託製造業者若しくはその他の受託業者が適時かつ満足すべき品質水準で委託された業務を履行しない場合、顧客の要求を充足させる当社の能力は、特に市場好転期において、損なわれる可能性があります。

統合作業に関連し、また統合作業の終了後に、当社は、サプライ・チェーンの強化並びにより効率的な取引処理のためのバック・オフィス及び情報技術インフラを改善するための取組みを含む、世界中の組織をより適切に調整するための包括的なプログラム及びプロセスを定期的に変更又は更新する必要があります。新たなプログラム及びプロセスの実施並びに既存システムへの追加的な機能の導入には、当社の事業運営(注文状況の把握、適時の製品出荷、在庫需要の予測、サプライ・チェーン管理並びに財務及び営業データの集計等の能力)を混乱させるおそれのある事業プロセスの変更に関する問題点を含む、一定のリスクが伴います。移行期間中、システムの導入は、見積もられた利益を実現できない可能性、経営陣の注意がその他の運営事項から逸れる可能性、又はその他の意図しない結果をもたらす可能性がある一方、当社は、高コスト又は非効率の可能性がある旧来の情報システムに引き続き依拠する必要があります。

当社が外部委託及び再配置戦略を効果的に立案及び実行しない場合、必要な輸出入及びその他の政府承認が適時に得られない場合、当社の第三者サービス提供業者が期待通りの履行をなさない場合又は事業プロセス強化において遅延若しくは困難がある場合、当社は、想定される生産性向上又はコスト効率性を実現できない可能性があり、事業運営上の困難、コスト増加(エネルギー及び運送コストを含みます。)、製造の中断若しくは遅延、サプライ・チェーンの構造若しくは運営上の非効率、知的財産権の喪失、品質問題、風評上の損失、製品化までに要する時間の増加又は人的資源の分配に係る非効率を被る可能性があります。

当社は、サイバーセキュリティ上の脅威及び事故に関するリスクにさらされています。

事業を遂行する中で、当社は、情報技術システム上でデータを収集、利用、転送及び保存します。このデータには、当社若しくは当社の顧客又はその他の事業パートナーに属する秘密情報及び個人に関する個人特定可能情報が含まれます。アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンはそれぞれ、サイバーセキュリティ上の脅威及び事故(従業員の誤用又は悪用によるものから、個人による情報システムへの無権限のアクセスの試み及びAPT攻撃として知られる高度かつ標的型の手法まで、多岐にわたります。)を経験しており、また当社もそのような脅威及び事故を経験することが予想されますが、これまで、そのいずれについてもアプライドマテリアルズ又は東京エレクトロンにとって深刻なものはありませんでした。アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンは、各情報関連の資産、システム、サービス及び処理設備に対する機密性、完全性及び利用可能性に係るリスクを減らすためにそれぞれ情報セキュリティに対して多大な資金を投入しており、本経営統合完了後、当社はそれを継続します。しかしながら、サイバーセキュリティ上の事故は、それらの性質及び範囲によって、(1)業務の混乱を含む様々な事業リスク、(2)(当社及び第三者の双方の)秘密情報及び重要データの不正利用、破損又は喪失、(3)風評上の損失、(4)第三者との訴訟、(5)当社の研究開発及びエンジニアリングへの当社による投資価値の減少、(6)データ機密性問題又は(7)サイバーセキュリティ上の保護及び改善関連費用の増加が生じる可能性があります。

当社は、訴訟に関する様々なリスクにさらされません。

アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンはその時々において、特許権侵害、知的財産権、反トラスト、環境規制、有価証券、契約、輸出管理規制、製品性能、製造物責任、不正競争、営業秘密の不正利用、雇用及び労働、労働環境並びにその他の事由に関する様々な訴訟又は請求に関与しており、当社も今後関与する可能性があります。アプライドマテリアルズ及び東京エレクトロンはまた、場合によっては、第三者が当該顧客に対して申し立てた請求に関連する賠償金又はその他の債務をアプライドマテリアルズ又は東京エレクトロンが支払う義務があると考えている各々の顧客から通知を受けたことがあり、当社も今後同様の請求を受ける可能性があります。

訴訟及び請求(本案に関するものが否かを問いません。)並びに関連する内部調査を行うことは、(1)請求し、防御し若しくは遂行するには多大な時間及び費用がかかる可能性、(2)経営陣の関心を事業から逸らし及びその他の当社の資源が転用される可能性、(3)当社の製品販売力を妨げる可能性、(4)損害賠償、差止めによる救済、違約金及び罰金に関する不利な判決を受ける可能性又は(5)当社の事業に悪影響を生じさせる可能性を有しています。現在又は将来の訴訟、請求又は調査の結果に関しては何の保証もありません。

当社は、のれん又は長期資産に対する減損費用を負担する可能性があります。

当社は、本経営統合の結果取得するものを含め、多額ののれん及び取得したその他の無形資産を保有します。当社が購入したのれん及び耐用年数が無制限の無形資産は償却されませんが、毎年各事業年度の第4四半期に、また資産の帳簿価額が回収不能になり得ることを事象又は変化が示している場合はより頻繁に、減損に関する評価が行われます。かかる評価においては、のれんを含む、当社の各報告部門の公正価値とそれらの帳簿価額が比較されます。のれん及び無形資産の減損を生じさせ得る要因には、業界又は経済のマイナス傾向、将来キャッシュフローの予想額の減少、当社普通株式の市場価格の下落、当社の戦略又は製品ポートフォリオの変更及びリストラ活動が含まれます。当社の減損を査定する評価手法では、経営陣が過去の経験及び将来の業績予測に基づく判断及び仮定を行うことが必要とされます。過去の例として、平成25年度第2四半期において、アプライドマテリアルズはエネルギー・環境ソリューション部門につきのれん及び無形資産の減損費用を計上しました。同様に、平成26年度第3四半期において、東京エレクトロンは、日本の会計基準に基づく財務諸表において、同社の太陽光パネル製造装置事業に関連するのれん及び固定資産につき減損費用を計上しました。当社は、のれん又は長期資産の減損が存在すると判断される期間中の利益に対する将来の費用の計上を要求される可能性があります。

当社は、環境及び安全規制の不遵守に係るリスクの影響を受けます。

当社は、その世界的な事業運営に関連した、製品の開発、製造及び使用に関する規制、製品に使用又は製品の製造に使用される原材料のリサイクル及び処分に関する規制、設備の運営に関する規制並びに不動産の利用に関する規制を含む、環境及び安全規制の影響を受けます。現行又は将来の環境及び安全規制(気候変動に関するもの等)を遵守しない又は遵守できない場合、(1)多額の改善に関する債務、(2)罰金の賦課、(3)特定の製品の開発、製造、販売若しくは使用の停止若しくは終了、(4)施設の運営若しくは不動産の利用の制限又は(5)不動産の価値の下落の結果が生じる可能性があります

当社は、規制状況に関する様々なリスクにさらされます。

当社は、(1)当社が事業を運営する国の行政命令、立法機関及び/又は規制当局によって制定され得る新規の、異なる、一貫性のない又は相反する法律、規則及び規制、(2)国際取引に係る国又は地域の規制当局の間に生じる不一致又は論議並びに(3)法律、規則及び規制の解釈及び適用に関連する様々なリスクの影響を受けます。例えば、世界的な事業運営を行う公開会社として、当社は、複数の法域の法律並びに様々な政府機関の規則及び規制(財務及びその他の開示、コーポレート・ガバナンス、プライバシー並びに腐敗防止に係るものを含みます。)の対象となります。法律、規制及び基準の変更は、コンプライアンスに関する不確実性を生じさせる可能性があります。新規及び改正される規制を遵守する努力は、一般管理費用の増大及び経営陣の時間及び注意を、収益を創出する活動からコンプライアンスへと逸らす結果を生じさせており、今後も引き続きそのような結果を生じさせる可能性があります。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日時点において事業活動を行っていないため、TELジャパンの事業等のリスクについては、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの事業等のリスクについては、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 4 事業等のリスク」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)の各「第一部 - 第2 - 1 事業等のリスク」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの事業等のリスクについては、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(1) - 外国会社報告書に記載されている事項のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(開示府令第17条の3第2項)の要約の日本語による翻訳文 - 第三部「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」」をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

東京エレクトロンは、アプライド マテリアルズとの間で本経営統合について合意し、平成25年9月24日に本経営統合契約を締結いたしました。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは平成26年2月15日に本経営統合契約を変更し、当社は、平成26年1月16日付の当社、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズによる本経営統合契約の併合契約に基づいて本経営統合契約の当事者となりました。本経営統合は、両社対等の立場で行われるものです。本経営統合契約の条件に従い、本経営統合の完了時に東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズはそれぞれ当社の完全子会社となり、東京エレクトロンの株主には同社の普通株式1株に対し当社の普通株式3.25株を、アプライド マテリアルズの株主には同社の普通株式1株に対し当社の普通株式1株を交付し、さらに、本経営統合後に両社の株主が保有することとなる当社の普通株式について東京証券取引所及びNasdaq株式市場に新規に上場申請を行うことからなるものです。

本経営統合及び本経営統合契約の内容は、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 - 1. 組織再編成の目的及び理由」をご参照下さい。

また、本株式交換に係る株式交換契約、株式交換の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約」をご参照下さい。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの、本経営統合契約以外の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 5 経営上の重要な契約等」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)の各「第一部 - 第2 - 2 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの、本経営統合契約以外の経営上の重要な契約等については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - III. - 5 MATERIAL CONTRACTS RELATING TO BUSINESS」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において、証券規制法上必要な一定の届出及び本届出書の準備といった、設立及び本経営統合契約に定められる事項に附帯する業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において事業活動を行っていないため、TELジャパンの研究開発活動については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 6 研究開発活動」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの研究開発活動については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.12, Item 1. Business」をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、TELジャパンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第2 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)の各「第一部 - 第2 - 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.34-58, Item 7. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」をご参照下さい。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、TELジャパンの設備投資等の概要については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第3 - 1 設備投資等の概要」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの設備投資等の概要については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.29, Item 2. Properties」をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において最初の決算期を迎えていないため、TELジャパンの主要な設備の状況については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第3 - 2 主要な設備の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの主要な設備の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.29, Item 2. Properties」をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において、証券規制法上必要な一定の届出及び本届出書の準備といった、設立及び本経営統合契約に定められる事項に附随する業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは、平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において事業活動を行っていないため、TELジャパンの設備の新設、除却等の計画については、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第3 - 3 設備の新設、除却等の計画」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの設備の新設、除却等の計画については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - IV. - 3 PLAN OF INSTALLATION OR REMOVAL OF FACILITIES」をご参照下さい。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

平成26年3月31日現在

| 授権株数(株) | 発行済株式総数(株) | 未発行株式数(株) |
|---------|------------|-----------|
| 0(注1) | 100(注2) | 0 |

(注1) 本届出書提出日現在、現在の当社の定款は授権株式資本についての規定を設けていません。

本経営統合の完了日現在、当社の定款はそれぞれ額面0.01ユーロの普通株式と優先株式の2種類の株式を認める予定であり、当社の授権株式資本は、当社の授権普通株式数と当社の授権優先株式数の合計に0.01ユーロを乗じることにより決定されるユーロの金額に等しくなる予定です。

(注2) 本届出書提出日現在、当社の発行済普通株式総数(自己株式を除きます。)は100株です。

本経営統合の完了日現在の当社の発行済株式資本は、本経営統合契約に従ってアプライド マテリアルズの株主及び東京エレクトロンの株主が受領する普通株式の合計数の分だけ増加する予定です。本経営統合契約の条件に従い、(1)本株式交換の効力発生時、各東京エレクトロンの株主は、保有する東京エレクトロン株式1株当たり当社普通株式3.25株を受領する権利を付与され、(2)アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生時、各アプライド マテリアルズの株主は、保有するアプライド マテリアルズ株式1株当たり当社普通株式1株を受領する権利を付与されます。平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの発行済株式(自己株式を除きます。)は179,201,961株であり、平成26年4月27日現在のアプライド マテリアルズの発行済株式(自己株式を除きます。)は1,217,378,416株でした。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

| 記名・無記名の別 及び 額面・無額面の別 | 種 類 | 発 行 数 | 上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内 容 |
|----------------------------|------|---------|------------------------------------|------------------------------|
| 記名式額面株式 (額面0.01ユーロ) | 普通株式 | 100株(注) | 非上場 | 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 |
| 計 | | 100株 | | |

(注) 本届出書提出日現在、当社の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)は100株です。

本経営統合の完了日現在の当社の発行済株式資本は、本経営統合契約に従ってアプライド マテリアルズの株主及び東京エレクトロンの株主が受領する普通株式の合計数の分だけ増加する予定です。本経営統合契約の条件に従い、(1)本株式交換の効力発生時、各東京エレクトロンの株主は、保有する東京エレクトロン株式1株当たり当社普通株式3.25株を受領する権利を付与され、(2)アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生時、各アプライド マテリアルズの株主は、保有するアプライド マテリアルズ株式1株当たり当社普通株式1株を受領する権利を付与されます。平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの発行済株式(自己株式を除きます。)は179,201,961株であり、平成26年4月27日現在のアプライド マテリアルズの発行済株式(自己株式を除きます。)は1,217,378,416株でした。

(2) 【新株予約権等の状況】

本経営統合の完了直前の時点において発行されている各アプライド マテリアルズの新株予約権及びアプライド マテリアルズのその他のエクイティベースの報奨は、付与済みか否かを問わず、当社によって引き受けられ、場合に依りて当社の新株予約権又は当社のその他のエクイティベースの報奨に転換されます。かかる当社の各エクイティベースの報奨の基礎となる当社普通株式の数は、転換前のアプライド マテリアルズのエクイティベースの報奨の対象となっていたアプライド マテリアルズ普通株式の数と等しくなり、当社の各エクイティベースの報奨は転換前のアプライド マテリアルズのエクイティベースの報奨と同じ行使価格を有することになります。

アプライド マテリアルズの新株予約権及びその他のアプライド マテリアルズのエクイティベースの報奨の詳細につきましては、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - V. - 1 DESCRIPTION OF SHARES」及び「Form 10-K - P.72-116, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」をご参照下さい。

東京エレクトロンは新株予約権を発行しておりますが、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 - 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 - 7 組織再編成に関する手続」に記載の通り、東京エレクトロンは、本株式交換の前に当該新株予約権を無償取得し償却する予定です。但し、当社は、本株式交換における株式交換比率と同じ比率で、東京エレクトロンの株主に対し当社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権を交付する予定です。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(ユーロ) | 資本金残高(ユーロ) |
|-------------------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成26年1月6日 (注1) | 100 | 100 | 1 (139.13円) | 1 (139.13円) |

(注1) 発行済株式数及び資本金の増加は会社設立によるものであります。

(注2) 当社は、本株式交換の効力発生日前日において、本株式交換の対価となる当社普通株式をTELジャパンに交付するために、TELジャパンを唯一の引受人とする株式発行を行います。TELジャパンは、本株式交換により、保有する当該当社普通株式の全てを本株式交換の効力発生日の前日の東京エレクトロンの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、東京エレクトロンの普通株式1株に対して3.25株の割合で割当交付いたします。さらに、本株式交換の効力発生を条件として、アプライド マテリアルズを存続会社、三角合併当事会社(米国)を消滅会社とし、当社の普通株式を対価とするアプライド マテリアルズ三角合併により、アプライド マテリアルズの普通株式1株に対し、当社普通株式1株を交付いたします。平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの発行済株式(自己株式を除きます。)は179,201,961株であり、平成26年4月27日現在のアプライド マテリアルズの発行済株式(自己株式を除きます。)は1,217,378,416株でした。

(4)【所有者別状況】

平成26年3月31日現在の当社の所有者別状況は、以下の通りであります。

平成26年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|--------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | 1 | | - | | 1 | |
| 所有株式数(単元) | | | | | | - | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | 100 | | - | | 100 | |

(注1) 当社の設立準拠国であるオランダにおいては、単元未満株式の制度は存在しません。

(注2) 当社は、東京エレクトロンの完全子会社として設立されましたが、本株式交換及びアプライド マテリアルズ三角合併それぞれにおいて、東京エレクトロンの株主及びアプライド マテリアルズの株主に対して、東京エレクトロンの株式及びアプライド マテリアルズの株式に代わる対価として当社の普通株式が交付されるため、本経営統合後の当社の株主構成は、その直前の東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株主構成によって変動することになります。

なお、平成26年5月1日現在の組織再編成当事会社であるTELジャパンの所有者別状況については、合同会社である同社の社員は後記(5)の東京エレクトロン1社のみであり、その持分割合は100%です。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの所有者別状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第4 - 1 - (6)所有者別状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの所有者別状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Form 10-K - P.30, Item 5. Market for Registrant's Common Equity, Related Stockholder Matters and Issuer Purchases of Equity Securities」をご参照下さい。

(5) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は、以下の通りであります。

| 平成26年3月31日現在 | | | |
|--------------|----------------|--------------|-----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
| 東京エレクトロン株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目3番1号 | 100 | 100% |
| 計 | | 100 | 100% |

(注) 当社は、東京エレクトロンの完全子会社として設立されましたが、本株式交換及びアプライド マテリアルズ三角合併それぞれにおいて、東京エレクトロンの株主及びアプライド マテリアルズの株主に対して、東京エレクトロンの株式及びアプライド マテリアルズの株式に代わる対価として当社の普通株式が交付されるため、本経営統合後の当社の株主構成は、その直前の東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株主構成によって変動することになります。

なお、平成26年5月1日現在の組織再編成当事会社であるTELジャパンの大株主の状況については、合同会社である同社の社員は東京エレクトロン1社のみであり、その持分割合は100%です。また、TELジャパンは、東京エレクトロンの完全子会社として設立されておりますが、本株式交換に先立ち、当社の完全子会社となる予定です。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの大株主の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第4 - 1 - (7)大株主の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出)の各「第一部 - 第3 - 1 - (6)大株主の状況」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの大株主の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「Proxy Statement - P.16, STOCK OWNERSHIP INFORMATION, Principal Stockholders」をご参照下さい。

2 【配当政策】

毎年、当社取締役会は、前事業年度に係る配当として宣言される金額についての提案を当社株主総会に提出します。各年度の配当案は、当社の累積的優先株式(以下に説明されます。)に対して支払われるべき分配金額を考慮の上、配当可能利益又は利益剰余金に基づいて作成されますが、配当案の内容は、とりわけ、生産設備への投資、研究開発計画の資金及び随時生じ得る買収機会への準備金を含む将来的に必要な資金流動性についての当社取締役会の意見にも影響されます。その結果、当社取締役会は、特定の事業年度に関して、無配当又は例年より低い金額の配当を提案することがあります。

当社が累積的優先株式を発行している場合、それらに対する優先配当が優先されます。特定の事業年度において、利益が生じないか又は利益の金額が当社の累積的優先株式に対して支払われるべき配当金の全額を満たすのに十分でない場合、その不足額は、翌年以降の利益又は(利用できる場合は)当社の配当可能準備金から支払われます。本経営統合の完了時に、当社の累積的優先株式の発行は予定されていません。

当社取締役会は、オランダ法令で許される限りで、関連事業年度の年次財務書類が採択される前に中間配当を支払うことができます。

配当を宣言するにつき、当社は基準日を設定します。株主が配当を受け取るためには、この基準日において、登録されていないければなりません。基準日を設定したら、「配当落ち日」(譲渡者に配当金受領資格を残したまま株式の売買を行うことができる日)を定めることができます。配当金は配当落ち日に当社の帳簿に計上され、支払日に支払われます。株主による配当支払請求権は、配当金の受取りが可能となった日から5年が経過した後はもはや行使することはできず、その場合請求されなかった配当金は当社に没収されます。

3【株価の推移】

当社の株式は、非上場、非登録のため、該当事項はありません。

組織再編成当事会社であるTELジャパンは合同会社であるため、該当事項はありません。

なお、組織再編成対象会社である東京エレクトロン及び本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの株価の推移については、以下の通りであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

東京エレクトロン

| 回次 | 第46期 | 第47期 | 第48期 | 第49期 | 第50期 | 第51期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 |
| 最高(円) | 7,360 | 6,290 | 6,670 | 4,950 | 4,905 | 6,489 |
| 最低(円) | 2,305 | 3,640 | 3,920 | 3,325 | 3,155 | 3,980 |

(注) 株価は、東京証券取引所第一部における市場相場によるものであります。

アプライド マテリアルズ

| 回次 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決算年月 | 平成21年10月25日 (平成20年10月27日 ~平成21年10月25日) | 平成22年10月31日 (平成21年10月26日 ~平成22年10月31日) | 平成23年10月30日 (平成22年11月1日 ~平成23年10月30日) | 平成24年10月28日 (平成23年10月31日 ~平成24年10月28日) | 平成25年10月27日 (平成24年10月29日 ~平成25年10月27日) |
| 最高 (米ドル) | 14.01 | 14.87 | 16.85 | 13.21 | 18.10 |
| 最低 (米ドル) | 8.14 | 10.37 | 9.85 | 10.01 | 10.15 |

(注1) 株価は、記載の期間のNasdaq株式市場におけるアプライド マテリアルズの普通株式の取引の高値及び安値を示しています。

(注2) 数値は、株価終値の高値及び低値を反映しています。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

東京エレクトロン

| 月別 | 平成25年12月 | 平成26年1月 | 平成26年2月 | 平成26年3月 | 平成26年4月 | 平成26年5月 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 5,810 | 5,894 | 5,939 | 6,489 | 6,688 | 6,328 |
| 最低(円) | 5,300 | 5,276 | 5,143 | 5,720 | 5,751 | 5,767 |

(注) 株価は、東京証券取引所第一部における市場相場によるものであります。

アプライド マテリアルズ

| 月別 | 平成25年12月 | 平成26年1月 | 平成26年2月 | 平成26年3月 | 平成26年4月 | 平成26年5月 |
|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高 (米ドル) | 17.68 | 17.93 | 19.10 | 20.42 | 20.84 | 20.58 |
| 最低 (米ドル) | 16.50 | 16.72 | 16.76 | 18.71 | 18.62 | 18.69 |

(注1) 株価は、記載の期間のNasdaq株式市場におけるアプライド マテリアルズの普通株式の取引の高値及び安値を示しています。

(注2) 数値は、株価終値の高値及び低値を反映しています。

4【役員状況】

本届出書提出日現在における、当社の役員は以下の通りです。

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 |
|--------|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 取締役 | 東 哲郎 | 昭和24年 8月28日生 | 本経営統合の完了直後においては、東氏は、当社取締役会の会長になる予定です。東氏は、平成2年12月以降東京エレクトロンの取締役、かつ平成15年6月以降東京エレクトロンの会長の役職にあります。東氏は、平成25年4月4日に東京エレクトロンの代表取締役会長兼社長、CEOに任命されました。東氏は昭和52年4月に東京エレクトロンに入社し、平成6年4月に同社の常務取締役になり、平成8年6月から平成15年6月まで社長兼CEOを務めました。平成15年6月より務めている会長の役職に加えて、東氏は平成17年1月から平成22年4月までは、再び東京エレクトロンのCEOを務めました。平成22年9月以降、東氏はセミコンダクター・エクイップメント・アンド・マテリアルズ・インターナショナルの名誉役員であり、また平成24年6月以降宇部興産株式会社の取締役兼報酬委員会委員の役職にあります。 | なし |

本経営統合の完了直後においては、以下の者を役員として予定しております。

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 |
|--------|----------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 会長 | 東 哲郎 | 昭和24年 8月28日生 | 上記参照。 | 次回の 定時株主総会 の終了時まで |
| 共同副会長 | マイク・R. スプリンター (Michael R. Splinter) | 昭和25年 10月1日生 | スプリンター氏は、当社取締役会の共同副会長になる予定です。スプリンター氏は、平成25年9月以降アプライド マテリアルズの執行役会長に就任しており、平成21年3月から平成25年9月まではアプライド マテリアルズの会長の役職にありました。スプリンター氏は、平成15年4月から平成25年9月までアプライド マテリアルズのCEOであり、また平成15年4月から平成24年6月まで社長を務めました。アプライド マテリアルズに入社する前は、スプリンター氏は、チップ及びコンピュータ、ネットワーク並びに通信機器の製造業者であるインテルコーポレーションで執行役を務め、同社において、販売及びマーケティング担当上席副社長兼取締役、技術及び製造グループの上席副社長兼ゼネラル・マネージャーを含む様々な役職に就いていました。 | 次回の 定時株主総会 の終了時まで |
| 共同副会長 | 常石 哲男 | 昭和27年 11月24日生 | 常石氏は、当社取締役会の共同副会長になる予定です。常石氏は、平成15年6月に東京エレクトロンの取締役副会長に任命されました。常石氏は、東京エレクトロンに37年間以上にわたり勤務し、海外事業部とSPE事業部のゼネラルマネージャー、取締役、専務取締役及び副社長を含む様々な経営幹部の役職を歴任しました。東京エレクトロンに入社前、常石氏は大阪大学工学部電子通信工学科を卒業しました。平成22年7月以降は、セミコンダクター・エクイップメント・アンド・マテリアルズ・インターナショナルの役員の役職にも就いています。 | 次回の 定時株主総会 の終了時まで |

| 役名及び職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 |
|---------|----------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| CEO兼取締役 | ゲイリー・E. ディッカーソン (Gary E. Dickerson) | 昭和32年 7月11日生 | ディッカーソン氏は、当社のCEO兼取締役役に就任する予定です。ディッカーソン氏は平成25年9月以降、アプライド マテリアルズのCEO兼取締役の役職にあります。ディッカーソン氏は、アプライド マテリアルズが平成23年11月にバリアン セミコンダクター イクイップメント アソシエーツ社(以下「バリアン社」といいます。)を買収した後にアプライド マテリアルズに入社し、その後平成24年6月に同社の社長に任命されました。ディッカーソン氏は平成16年から平成23年11月までバリアン社のCEO兼取締役の役職にありました。平成16年にバリアン社に入社する前は、半導体関連産業向けにプロセス管理/イールドマネジメントのソリューションを提供するKLA-テンコー・コーポレーションで18年間勤務しました。同社において、ディッカーソン氏は、様々な運営と製品開発の仕事に携わった後、平成11年に最高業務責任者に任命され、平成14年に社長兼最高業務責任者に任命されました。ディッカーソン氏は、同氏の半導体関連のキャリアをゼネラルモーターズのデルコ・エレクトロニクス部門の製造及びエンジニアリング管理から始め、その後AT&T社へと進みました。 | 次回の 定時株主総会 の終了時まで |
| CF0 | ボブ・J. ハリディ (Robert J. Halliday) | 昭和29年 4月11日生 | ハリディ氏は当社のCF0になる予定です。ハリディ氏は、平成25年2月以降、アプライド マテリアルズの上級副社長兼CF0の役職にあります。ハリディ氏は、アプライド マテリアルズが平成23年11月にバリアン社を買収した後にアプライド マテリアルズに入社し、アプライド マテリアルズのシリコン・システムズ・グループ部門担当副社長兼ゼネラル・マネージャーを務めました。ハリディ氏は、平成13年から平成23年11月までバリアン社のCF0を務め、平成16年以降はバリアン社の上席副社長を務めました。平成14年11月から平成18年10月まで及び平成21年2月から平成22年2月まではバリアン社の財務担当役員も務めました。 | なし |

以下の表は、アプライド マテリアルズ普通株式の所有状況と東京エレクトロン普通株式の所有状況が本経営統合の完了まで変わっていないことを前提とした上での、(1)本経営統合の完了時において当社の取締役となる予定の者、(2)本経営統合の完了時において当社の執行役員に指名される予定の者及び(3)グループとしての当社取締役及び当社執行役員の予定者それぞれが、本経営統合の完了後に所有しているであろう当社普通株式の数を示しています。

| 氏名 | 本経営統合前の アプライド マテリアルズ 普通株式の数 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ | 本経営統合前の 東京エレクトロン 普通株式の数 ⁽¹⁾⁽²⁾ | 本経営統合後の 当 社 普通株式の数 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾ |
|---------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 取締役(CEOを除く。) | | | |
| マイク・R. スプリンター | 2,492,320 ⁽⁵⁾ | - | 2,492,320 |
| 東 哲郎 | - | 77,028 ⁽⁶⁾ | 250,341 |
| 常石 哲男 | - | 28,158 ⁽⁷⁾ | 91,513 |
| 指名された執行役員： | | | |
| ゲイリー・E. ディッカーソン | 1,136,923 ⁽⁸⁾ | - | 1,136,923 |
| ボブ・J. ハリディ | 131,068 | - | 131,068 |
| 取締役及び執行役員 (5名、グループとして) | 3,760,311 | 105,186 | 4,102,165 |

- (注1) 各個人が実質的に所有する総株式数及びグループとして実質的に所有する総株式数はそれぞれ1%未満です。所有割合は、各個人又はグループが実質的に所有する株式数を、本経営統合直後に発行済みであることが予想される自己株式以外の当社普通株式1,799,784,789株(この数は、平成26年4月27日現在のアプライド マテリアルズの発行済株式総数(自己株式を除きます。))及び平成26年3月31日現在の東京エレクトロンの発行済株式総数(自己株式を除きます。))に基づく予測です。)に本経営統合の完了後60日以内にかかる個人又はグループが取得する権利を持つと予想される当社普通株式数を加えた数で、除して計算されています。
- (注2) 別段の記載のある場合を除き、適用ある夫婦共有財産法による制限の下で、上記表に記載のある者は、保有する全ての普通株式について単独での議決権及び投資権限を有しています。
- (注3) スプリンター氏、ディッカーソン氏及びハリディ氏との間で結ばれた委任契約に従って、本経営統合の完了前に権利確定を前倒しすることができ、エクイティアワードの対象である権利未確定の株式を含みます。
- (注4) 各個人が実質的に所有するアプライド マテリアルズ普通株式数及び東京エレクトロン普通株式数(それぞれ平成26年4月27日及び平成26年3月31日から60日以内に当該個人が取得する権利を持つ株式を含みます。))にアプライド マテリアルズ交換比率及び東京エレクトロン交換比率をそれぞれ乗じて計算されています。
- (注5) 家族信託で保有されている300,000株を含みます。
- (注6) 当該個人が引受権の行使を通して取得する権利を有する22,800株を含みます。
- (注7) 当該個人が引受権の行使を通して取得する権利を有する17,000株を含みます。
- (注8) 権利未確定の制限付株式110,000株及び当該個人がストック・オプションの行使を通して取得する権利を有する250,000株を含みます。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社取締役会

当社の取締役会に関する以下の情報は、当社の取締役会規則及び定款(本経営統合の完了時においてそこに記載される内容にて効力発生することが予定されています。)の規定に基づいています。但し、当社の定款及び取締役会規則は、本経営統合の前であればいつでもアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの合意により修正される可能性があり、また本経営統合の完成後にはそれぞれの規定に従って修正される可能性があります。当社の定款又は取締役会規則が修正された場合、以下の概要は修正後の当社の定款及び/又は取締役会規則を正確に反映したものでなくなる可能性があります。

当社取締役会の構成

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが別段の合意をしない限り、本経営統合の完了時点において、当社は以下の11名の当初取締役から構成される一層制の取締役会を持つ予定です。

- ・ 東 哲郎 - 本届出書提出日現在において東京エレクトロン代表取締役会長兼社長、CEO
- ・ マイク・R. スプリンター - 本届出書提出日現在においてアプライド マテリアルズ執行役会長
- ・ 常石哲男 - 本届出書提出日現在において東京エレクトロン取締役副会長
- ・ ゲイリー・E. ディッカーソン - 本届出書提出日現在においてアプライド マテリアルズ社長兼CEO
- ・ (ディッカーソン氏とスプリンター氏に加えて) Nasdaq株式市場規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つアプライド マテリアルズ指定の3名
- ・ (東氏と常石氏に加えて) Nasdaq株式市場規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つ東京エレクトロン指定の3名
- ・ Nasdaq株式市場規則及びSEC規則の下で「独立取締役」としての資格を持つアプライド マテリアルズと東京エレクトロンが合意する1名

当社の取締役会の構成と当社の取締役の独立性に関する基準は、オランダ・コーポレート・ガバナンス・コードの関係規定に定めるものと異なることがあります。

株主総会で任命された当社の各取締役の任期は、次回の定時株主総会の終了時までであり、後任の取締役が指名されるまで業務を行います。それより先に取締役が辞任、解任又は死亡した場合はその時点で任期が終了します。当社取締役会の委員会で、適用あるNasdaq株式市場規則及びSEC規則の下で「独立取締役」として認められる当社の非業務執行取締役3名以上から構成される当社の指名委員会(以下「当社指名委員会」といいます。)は手続を定め随時それを修正し、その手続の下で、在任中の取締役の再任に関する株主総会での提案が少なくとも投票数の単純過半数の賛成票を得られない場合には、その取締役は取締役会に辞任の申出を行います。当社指名委員会は、そのような辞任申出を受け入れるか否か又はその他の措置が取られるべきか否かについての提案を当社取締役会に提出します。当社取締役会は、当社指名委員会のそのような提案に基づいて行為し、その決定及び理由を選任結果の確認日から90日以内に発表します。各決定を行うにおいて、当社指名委員会及び取締役会はそれぞれが関連すると判断する全ての事項を考慮します。

本経営統合の完了後5年間、当社指名委員会は、当社取締役会に対して、取締役の任命に関して当社取締役会に指名されるべき個人を推奨します。この推奨は、アプライド マテリアルズが当初指名した取締役、東京エレクトロンが当初指名した取締役並びにアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが当初共同で指名した取締役の中での当社取締役会の構成及びそれらの取締役の配置を考慮して、それを維持する意図をもって行います。但し、そのような推奨にかかわらず、取締役会決議による取締役の指名は全て、関係する重要な一切の事項を考慮した上での裁量に基づき、在任取締役の3分の2以上の賛成によってなされるものとし、かかる指名結果は必ずしも当社指名委員会の推奨内容と一致するものではありません。

当社取締役会の構成員は業務執行取締役と非業務執行取締役に分かれます。現在の予定では当社取締役会の業務執行取締役は、ゲイリー E. ディッカーソン氏の1名で、同氏は当社のCEOも兼ねる予定です。当社取締役会の構成員の過半数は非業務執行取締役に、当社取締役会の会長には非業務執行取締役が就任します。業務執行取締役は、自己の報酬及び他の業務執行取締役の報酬の決定手続に参加することができません。

権限及び機能

当社取締役会は当社の経営を担当します。業務執行取締役は、当社及び関連企業の運営管理並びに取締役会によってなされた決定の実行について責任を負います。非業務執行取締役は、日々の運営責任は負いませんが、業務執行取締役の職務の方針及び達成状況並びに当社の一般事項についての監督を行います。業務執行取締役は、非業務執行取締役に對してその職務遂行に必要な情報を適時に提供します。

当社取締役会は、会社の取締役会としての一般的な任務を行います。それらには以下のものが含まれます。

- ・ 当社の資産の監督
- ・ 内部管理 / 開示の適切性の監督
- ・ コーポレートガバナンスが良好であることの監督
- ・ 業務執行取締役のCEOへの任命及び(かかる権能の範囲内のみにおいて)解任
- ・ CEOの年度評価に係る監督
- ・ CEO及び他の執行役員の報酬の決定に係る監督
- ・ 人事計画並びに報酬及び福利に関する事項一般の監督
- ・ 当社の戦略及び年次運営計画の検討

当社取締役会は当社を代表します。また、業務執行取締役は当社を共同で代表することができ、業務執行取締役が1名の場合、当該業務執行取締役が単独で当社を代表することができます。

会議及び決定

当社取締役会は、少なくとも年に4回実際に会って会議を行い、その他取締役会において必要若しくは適切と判断する際、又は会長、副会長若しくはCEOの要求に応じて開催されます。直接会って行われる当社取締役会の会議はオランダ国内又は当社取締役会が決定するその他の地で開催されます。これらの会議の他に、当社取締役会は、当該会議に参加する取締役全員が互いに同時に意思伝達が可能な限り、電話会議、ビデオ会議又はその他の通信手段を使用した形で開くことができます。

当社取締役会の会議においては、各取締役が1個の議決権を持ちます。但し、特定の議案に利益相反関係を有する取締役は当該議案の決議に参加することができません。一般的に、当社取締役会の決議は、定足数として議案について議決権を有する在任取締役の過半数が本人又は代理人によって出席していることを条件に、投じられた票の単純過半数の賛成をもって採択することができます。但し、以下の場合、それぞれ以下の決議要件が適用されます。

- ・ 取締役会規則の修正は、当該時点での在任取締役の単純過半数の賛成によって行うことができます。
- ・ 定足数及び / 又は特定多数決を定める取締役会規則の変更は、当該定足数の出席及び / 又は特定多数決により採択された決議によってのみ行うことができます。
- ・ 取締役を指名する当社取締役会決議は、その時点で在任中で議決権を有する取締役の3分の2以上の賛成多数によってのみ採択することができます。
- ・ 1名又は複数名の当社の取締役が利益相反関係を持つ取引の締結のための決議には、当該決議につき議決権を有する取締役の過半数の賛成を要します。

当社取締役会はまた、当該時点の在任取締役の全員が決議について署名した場合、正式な会議を開くことなく書面により決議を採択することができます。

オランダ民法及び当社定款に従い、当社の同一性、性質又は事業に重要な変更をもたらす当社取締役会決議については、株主総会の承認の対象となります。そのような決議には以下のものが含まれます。

- ・ 当社の事業の全部又は大半を、当社が単独でも他者との共同でも支配していない主体に譲渡すること
- ・ 当社又は当社の子会社が、他の法主体との間で当社にとって重要な意味を持つ長期的な協力関係に入るか又はそのような協力関係を廃止すること
- ・ 当社にとって重要な意味を持つリミテッドパートナーシップ又はゼネラルパートナーシップの無限責任パートナーとなるか又はそのような無限責任パートナーの地位から撤退すること
- ・ 当社の資産総額の3分の1以上の価値に相当する法的主体の資本への参加持分を取得又は処分すること

利益相反

当社の取締役は、自己が当社との利益相反関係を持つ事項又は取引について、議論及び意思決定手続に参加することは許されません。当社の取締役は、当社の利害と対立する直接又は間接の個人的利害関係を持つ場合(当社又はその子会社が取引を行おうとする主体に個人的に直接又は間接の重要な経済的利害関係を持つ場合を含みます。)、利益相反関係にあるとみなされます。取締役にとっての利益相反関係にある取引は、少なくとも関係分野における慣行的条件で締結される必要があります。そのような取引を締結するための決議は、当該決議について議決権を認められる取締役の少なくとも過半数の賛成によって承認されなければなりません。業務執行取締役は、自己の報酬又は他の業務執行取締役の報酬に関する決定手続に参加することはできません。

当社の各取締役(会長は除きます。)は、当該取締役に関するいかなる利益相反関係の可能性についても、直ちに当社の会長に報告し、当該利益相反関係に関する一切の情報を会長に提供することが要求されます。そのような場合は常に、会長は、報告された利益相反関係の可能性が、実際に前段落に述べる利益相反関係に該当するか否かを誠実に決定します。会長に利益相反関係の可能性がある場合は、会長は直ちにかかる利益相反関係の可能性について当社副会長に報告し、関係する全ての情報を副会長に提供することが要求されます。かかる場合、副会長は、報告された会長の利益相反関係の可能性が、実際に前段落に述べる利益相反関係に該当するか否かを決定します。

責 任

オランダ法に従い、当社取締役会の構成員は、彼らの取締役としての義務の不適切な履行又は職務懈怠の場合に生じた損害について、当社に対する責任を問われる可能性があります。また、取締役は不法行為を理由に第三者に対する責任を問われる可能性、税金又は社会保障費の未納付を理由に課税当局に責任を問われる可能性、及び職務の適正な遂行を怠った結果として当社が破産した場合に責任を問われる可能性があります。一定の状況において、当社の取締役は刑事責任を問われる可能性もあります。当社の取締役と一定の執行役員には、彼らの取締役又は役員としての行為に基づく損害について、当社の費用負担によって保険が提供されます。かかる保険は、それら取締役及び執行役員に、自己に対して提起された訴訟における弁護のために生じた又は生じるであろう費用及びそのような費用を被らないようにするための行為に要する費用に充てる資金を供給することもあります。さらに、当社は、現在及び過去の各取締役に対し、その取締役としての職務遂行又は当社の要請に応じて行うその他の行為に起因して自己に対して提起されることのある請求又は訴訟のリスクにつき、法で許容される最大限度において、当社定款に定める補償措置による保護を提供します。

停職及び解任

当社の株主総会はいつでも、当社の発行済株式の保有者の過半数により採択された決議をもって、取締役を停職又は解任する権限を持ちます。オランダの法令で許容される限りで、業務執行取締役は当社取締役会の決議で職務を停止させられることもあります。停職の期間は数回に渡って延長することができますが、停職の合計期間は3ヶ月を超えることはできず、当該取締役の停職の解除又は解任が決議されていない限り、かかる停職は停職期間の満了時点で終了となります。

委員会

本経営統合の完了時において、当社取締役会は、3名の独立した非業務執行取締役から成る指名委員会を持つ予定です。本経営統合の完了後の最初の5事業年度の間、アプライド マテリアルズ指名の1名(又はその後任者)、東京エレクトロン指名の1名(又はその後任者)及びアプライド マテリアルズと東京エレクトロンが共同で指名した1名(又はその後任者)で構成されます。但し、指名委員会の規模及び構成は、当社取締役会が重要な一切の関連事項を考慮の上、別の規模及び構成が適切と判断する場合に変更されることがあります。

当社の取締役会規則は、当社指名委員会に加えて、取締役会が以下の諸委員会を設置し各委員会規則を策定することを要求しています。

- ・ 監査委員会
- ・ 報酬委員会
- ・ 当社取締役会が設立を決議した又は必要と判断したその他の委員会

当社執行役員会

当社のCEOは、当社及び当社の子会社の上席執行役員で構成される執行役員会(以下「当社執行役員会」といいます。)の構成員を指名することができます。当社執行役員会は当社及びその子会社の上席幹部で構成されます。当社のCEOは随時、当社執行役員会の構成員を停職又は解任することができます。CEOはその職務にある間、当社及び関連企業の運営管理に関する特定の職務を当社執行役員会の構成員に委任することができます。

本経営統合の完了時点における当社執行役員会は、以下で構成されることとなります。

- ・ アプライド マテリアルズの指名した6名
- ・ 東京エレクトロンの指名した6名

当社の取締役及び執行役員の報酬

本届出書提出日現在において、当社は、当社取締役、執行役員その他の管理職に対する報酬を支払っていません。当社の取締役、執行役員その他の管理職に支払われる報酬の形態及び金額は、当社取締役会が、本経営統合の完了前に開かれる当社株主総会が採択する報酬方針に従い決定します。

コーポレート・ガバナンス

オランダのコーポレート・ガバナンス・コード

2008年12月10日に、オランダのコーポレート・ガバナンス委員会は修正オランダ・コーポレート・ガバナンス・コードを公布しました。オランダ・コーポレート・ガバナンス・コードは、オランダの会社の取締役会(役割及び構成、利益相反及び独立性要件、取締役会委員会並びに報酬関連について)、株主及び株主総会(例えば、買収防衛、会社の株主への情報提供義務関連について)並びに財務報告(外部監査人及び内部監査の要件等について)に係る諸原則及び最優良例に関する規定を含んでいます。

オランダ・コーポレート・ガバナンス・コードは、「遵守さもなくば説明」基準で当社に適用されます。当社の株主基盤並びにアプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンの従来の統治方法に照らして、当社は、Nasdaq株式市場規則及び東京証券取引所規則を適用する予定です。当社のコーポレート・ガバナンス実務とオランダ・コーポレート・ガバナンス・コードの規定が異なる点については当社の年次財務書類において開示及び説明されます。

関係者取引の審査の方針及び手続

本届出書提出日現在において、当社は、関係者取引の審査に係る方針を採用していませんが、本経営統合の完了前には、当社又はその子会社とそれらの関係者との間の「関係者取引」の審査、承認又は批准に関する方針を採用する予定です。SECの規則の下では、関係者とは、取締役、役員、指名された取締役候補者、前事業年度年初からの5%株主、及びそれら各々の近親者を意味します。アプライド マテリアルズは、アプライド マテリアルズ又はその子会社が当事者であり、金額が120,000ドルを超えかつ関係者が直接又は間接に重要な利害関係を有する単一又は一連の取引に適用される方針と手続を書面により採用しています。

(2)【監査報酬の内容等】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。なお、当社は、あずさ監査法人に対して当社設立に伴う米国会計基準に基づく平成26年1月6日の貸借対照表監査を依頼しており、その報酬として8百万円を支払う予定です。

第6 【経理の状況】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

当社は、連結財務書類を、米国の規制要件を充足させるため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、財務諸表等規則第131条第2項の規定の適用を受けて、米国で一般に認められた会計原則(米国GAAP)に準拠して作成し開示する予定です。

当社の原文財務書類は、米国の監査法人であり、「外国監査法人等」(公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー エルエルピーによって、公開会社会計監督委員会(米国)の基準に準拠した監査を受け、監査報告書を受領する予定です。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)の「第一部 - 第5 経理の状況」及び四半期報告書(平成25年8月7日提出、平成25年11月8日提出及び平成26年2月7日提出。)の各「第一部 - 第4 経理の状況」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの経理の状況については、同社の平成25年10月27日に終了する事業年度に係る外国会社報告書(平成26年2月21日提出)の「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - VI. FINANCIAL CONDITION」、「Form 10-K - P.67, P.68, P.69, P.70, P.71, P.72-116, P.67-116, P.72-116, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」、「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - VI. - 3 OTHERS」、「Form 10-K - P.110-111, Note 15. Warranty, Guarantees and Contingencies, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」及び「補足書類(2) - 有価証券報告書に記載すべき事項(発行会社情報)のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したもの - PART I - VI. - 4 DIFFERENCES IN ACCOUNTING PRINCIPLES AND PRACTICES ADOPTED IN THE UNITED STATES OF AMERICA AND JAPAN」をご参照下さい。

第7 【外国為替相場の推移】

当社の財務書類の表示に用いられる通貨(ユーロ)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

(1) 日本における株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

当社は、日本国内には名義書換取扱場所又は名義書換取管理人はおきません。但し、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)名義で、米国の保管機関(以下「保管機関」といいます。)に保管されている当社の株券の実質的所有者(以下「実質株主」といいます。)に対する株式事務は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づき機構から委任を受けた三井住友信託銀行株式会社(以下「株式事務取扱機関」といいます。)がこれを取り扱います。

日本において実質株主が証券会社の外国証券取引口座を通じて所有する当社株式は、機構の外国株券等保管振替決済制度(以下「外株制度」といいます。)に従い、機構名義で、保管機関に保管されます。

東京証券取引所における当社株式の東京証券取引所決済に当たっては、東京証券取引所の総合取引参加者である証券会社(以下「取引証券会社」といいます。)間では機構に開設した当該取引証券会社の口座間の振替が行われ、また、同一取引証券会社の顧客間の決済については、当該証券会社に顧客が外国証券取引口座約款に従い開設した外国証券取引口座間の振替が行われるため、通常、保管機関の保管に係る当社株式の株数の変更は生じません。

但し、機構を通じて実質的に所有される又は所有されることとなる当社株式について、取引に関連して保管機関に保管されている当社株式の株数残高に増減が生じた場合には、機構名義で保管機関に保管されている当社の株数が変更され、かかる増減が反映されます。

以下は、上記外株制度に基づき締結された又は締結される契約のうち、特に機構及び保管機関との間の保管契約、機構、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、並びに機構、配当金支払取扱銀行及び当社間の配当金支払事務委任に関する契約等に基づいて、実質株主としての配当を受領する権利及び議決権等の権利を機構を通じて間接的に行使するための、実質株主に関する株式事務等の概要です(この株式事務等は証券会社の外株制度の外国証券取引口座を通じないで当社株式を保有している株主には適用されません。)

(2) 株主に対する特典

ありません。

(3) 株式の譲渡制限

欧州連合反テロ法に記載されている人物又は企業への譲渡を除き、株式の譲渡制限はありません。

(4) その他の株式事務に関する事項

| | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決算期 | 毎年12月31日 |
| | (注) 事業年度の末日は、本届出書提出日時点のものです。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、当社の事業年度の末日を決定する予定です。 |
| 定時株主総会 | 毎年事業年度の最終日から6ヶ月以内にアムステルダム又はハーレマーメル(スキポール空港)において開催されます。 |
| 基準日 | 取締役会は、配当が決定される株主総会の後の日に配当基準日を設定します。Nasdaq株式市場の規則に基づいて、配当基準日の10日以上前に配当基準日をNasdaq株式市場に通知しなければなりません。Nasdaq株式市場において、株式は、基準日の2日前(T+2決済制度)に配当落ちで取引されます。 当社の株式に対する配当を当社から受領する実質株主は、基準日に証券会社の外国証券取引口座で株式を保有する者です。配当は、実際には、配当基準日に株式を保有している者として実質株主のリストに記録又は記載されている実質株主に対して、配当基準日後に支払われることがあります。オランダ国内においては、当社株主名簿管理人又は登録機関が株主より徴収する名義書換料又は株券登録手数料はありません。 |
| 株券の種類 | 額面0.01ユーロ |
| 株券に関する手数料 | 日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払を行う必要があります。 |
| 公 告 | 実質株主のために、当社は、一定の事項を東京証券取引所のホームページ又は日本において発行される日本経済新聞に掲載して公告します。 |

2 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 日本における実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社株式の実質株主は、機構に指示することにより議決権を行使することができます。議決権の行使を希望する実質株主は、株式事務取扱機関に対して指図書を提出し、必要な議決権行使の指示をするよう求められます。実質株主の指示がない場合には、当該株式については議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

配当金は、保管機関が機構に代わって当社から一括受領し、これを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主のリストに基づき銀行口座振込、証券口座への入金又は郵便為替払出証書により実質株主へ交付します。

株式配当については外株制度に基づき行うこととなりますが、原則として機構を通じて実質株主の外国証券取引口座に振り込みます。但し、1株未満の端数株については、売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じて実質株主に交付します。

当社株主が株主として新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式の割当てを受ける権利をいう。)を付与される場合には、実質株主が所定の時限までに新株式の引受けを希望することをその取引証券会社に通知し、同社を通じて機構に払込代金を支払うときは、機構は当該実質株主に代わってかかる新株予約権等を行使して新株式を引き受け、取引証券会社を通じて実質株主の外国証券取引口座に振り込むものとし、実質株主が所定の時限までに新株式の引受けを希望することをその取引証券会社に通知しないとき又は機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、保管機関等が当該新株予約権等を機構に代わってオランダにおいて売却処分し、売却代金は配当金支払と同様に、それに対する権利を有する実質株主に対し、保管機関から株式事務取扱機関を通じて支払われます。

(3) 株式の移転に関する手続

オランダにおいては、株式が証券取引所において(「無券面」株式の形式で)取引される場合、移転は仲介業者が保管する帳簿への記入によって効力が生じます(当該仲介業者は、当社の株主名簿において株主として記載されます。)

(外国)証券口座を通じて所有されておらず、証券取引所で取引できない当社株式の移転は、買手と売手の間の書面による合意に基づいて効力が生じます。株主は、当社が移転を認めた場合又は(公正)証書が当社へ送達された場合にのみ株式に付随する権利を行使することができ、その後、当社は株主名簿についてその旨を改訂します。

日本においては、実質株主は当社株式の株券を保有しません。実質株主は当社株式に関する権利を東京証券取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された顧客口座間の帳簿上の振替又は機構に開設された証券会社口座間の振替によって行われます。

(4) 本邦における課税

本邦における課税上の取扱いの概要は以下の通りです(注：非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用を受ける場合は、別の取扱いとなります。)。但し、課税上の取扱いが変更され、また当該実質株主の具体的事情により異なった取扱いがなされることがあります。個別の課税上の取扱いについては各人の税務顧問にご相談ください。

(a) 配 当

日本の居住者たる個人が国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける配当金(利益剰余金からの配当の場合。以下同じ。))については、(オランダにおいて当該配当の支払の際に徴収された配当源泉税があるときは、当該配当額から配当源泉税を控除した金額に対して)平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる配当については20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)、また平成50年1月1日以降に支払われる配当については20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用され、国内における支払の取扱者によって、原則として源泉徴収(住民税については特別徴収)が行われます。

かかる配当に関しては、適用ある法令に従い、原則として総合課税の対象となりますが、日本の居住者たる個人株主は、適用ある法令に従い、上場株式等の配当に関する課税を源泉徴収(住民税については特別徴収)のみで完了させ、確定申告をしないことを選択することができます。

確定申告を選択する場合には、申告分離課税を選択することも可能です。

なお、源泉徴収(住民税については特別徴収)のみで課税関係を終了させない場合、オランダにおいて源泉徴収された配当源泉税額がある場合には、外国税額控除が利用できる場合があり、また、日本において課せられた上記源泉税額は、適用ある法令に従い、税額控除の対象とすることができます。

内国法人が支払を受ける配当金については、益金として法人税の課税所得に算入される(当該内国法人が当社株式の発行済株式の25%以上を保有する場合等を除く)ほか、その配当金が国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合において、(オランダにおいて当該配当の支払の際に徴収された配当源泉税があるときは、当該配当額から配当源泉税を控除した金額に対して)平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる配当については15.315%(所得税及び復興特別所得税を含みます。)、平成50年1月1日以降に支払われる配当については15%の税率がそれぞれ適用され、国内における支払の取扱者によって、原則として源泉徴収が行われます。

なお、オランダにおいて源泉徴収された配当源泉税額については、外国税額控除が利用できる場合があり、また、日本において課せられた上記源泉税額は、適用ある法令に従い、税額控除の対象とすることができます。

(b) 譲渡損益

当社株式の市場での譲渡に基づく損益についての課税は、日本の内国法人の上場株式等の譲渡損益課税と原則として同様です。

日本の居住者たる個人株主において、当社株式に係る譲渡損益は、申告分離課税により確定申告を行う必要があります(源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡については申告を不要とできる場合があります。)。譲渡所得の算定にあたっては、他の上場株式等の譲渡損益と相殺することができます。当該相殺後の譲渡益は、平成26年1月1日から平成49年12月31日まで生じた譲渡益については20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以降に生じた譲渡益については20%(所得税15%、住民税5%)の税率で課税されます。一方で、当該相殺後の譲渡損失は、一定の要件を満たす場合には、各年分の上場株式等に係る配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算を行うことができます。なお譲渡損失が上回る場合には、3年間繰越することができます。

なお、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡益に係る源泉税額(所得税及び復興特別所得税並びに住民税)は、適用ある法令に従い、税額控除の対象とすることができます。

内国法人株主の場合には、譲渡損益は、原則として、損金又は益金として他の課税所得に減算又は加算され、法人税等の課税がなされます。

(c) 相続税

日本国の居住者が相続した株式は、日本国の相続税の対象となります。

日本国の居住者が相続した株式が同時にオランダの相続税の対象となることがありますが、オランダで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が利用できる場合があります。

(5) その他諸通知・報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会議案等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社から当該通知の十分な数のコピーを受領し、これを実質株主に交付するか、所定の方法により縦覧に供します。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【最近の財務書類】

1【貸借対照表】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの連結貸借対照表については、同社の有価証券報告書(平成24年6月22日提出、平成23年6月17日提出及び平成22年6月18日提出)の各「第一部 - 第5 - 1 - (1) - 連結貸借対照表」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの連結貸借対照表については、同社の外国会社報告書(平成25年2月20日提出)の「Form 10-K - P.69, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」及び有価証券報告書(平成24年4月27日提出及び平成23年4月28日提出)の各「第一部 - 第6 - 1 - (2)連結貸借対照表」をご参照下さい。

2【損益計算書】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの連結損益計算書については、同社の有価証券報告書(平成24年6月22日提出及び平成23年6月17日提出)の各「第一部 - 第5 - 1 - (1) - 連結損益計算書及び連結包括利益計算書」及び有価証券報告書(平成22年6月18日提出)の「第一部 - 第5 - 1 - (1) - 連結損益計算書」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの連結損益計算書については、同社の外国会社報告書(平成25年2月20日提出)の「Form 10-K - P.67, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」及び有価証券報告書(平成24年4月27日提出及び平成23年4月28日提出)の各「第一部 - 第6 - 1 - (1)連結損益計算書」をご参照下さい。

3【株主資本等変動計算書】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの連結株主資本等変動計算書については、同社の有価証券報告書(平成24年6月22日提出、平成23年6月17日提出及び平成22年6月18日提出)の各「第一部 - 第5 - 1 - (1) - 連結株主資本等変動計算書」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの連結株主持分及び包括利益(損失)計算書については、同社の外国会社報告書(平成25年2月20日提出)の「Form 10-K - P.70, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」及び有価証券報告書(平成24年4月27日提出及び平成23年4月28日提出)の各「第一部 - 第6 - 1 - (3)連結株主持分及び包括利益(損失)計算書」をご参照下さい。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、組織再編成当事会社であるTELジャパンは平成26年5月1日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

組織再編成対象会社である東京エレクトロンの連結キャッシュ・フロー計算書については、同社の有価証券報告書(平成24年6月22日提出、平成23年6月17日提出及び平成22年6月18日提出)の各「第一部 - 第5 - 1 - (1) - 連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照下さい。

本経営統合後に当社の間接子会社となるアプライド マテリアルズの連結キャッシュ・フロー計算書については、同社の外国会社報告書(平成25年2月20日提出)の「Form 10-K - P.71, Item 8. Financial Statements and Supplementary Data」及び有価証券報告書(平成24年4月27日提出及び平成23年4月28日提出)の各「第一部 - 第6 - 1 - (4)連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照下さい。

第2【有価証券の様式】

該当事項はありません。

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
平成25年6月21日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
平成25年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第51期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
平成25年11月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第51期第3四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
平成26年2月7日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年6月4日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成25年6月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書

平成25年9月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書

平成25年12月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2、第3号及び第4号に基づく臨時報告書

平成26年2月19日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記の平成25年11月8日付四半期報告書の訂正報告書)

平成25年11月26日に関東財務局長に提出。

訂正報告書(上記の平成25年9月26日付臨時報告書の訂正報告書)

平成25年12月19日及び平成26年2月19日に関東財務局長に提出。

訂正報告書(上記の平成26年2月19日付臨時報告書の訂正報告書)

平成26年5月16日及び平成26年5月28日に関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

当社は、平成26年1月6日に設立された会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、「監査報告書」を受領しておりません。